

第499回 三戸町議会定例会会議録

令和3年11月29日 開会

令和3年12月 2日 閉会

(4日間)

三戸町議会

目 次

会期日程表	1
上程議案及び議決結果	2
第1日目 令和3年11月29日(月)	4
議事日程	
本日の会議に付した事件	
出席議員	
欠席議員	
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	
職務のために出席した事務局職員	
○日程第1 会議録署名議員の指名	6
○日程第2 会期の決定	6
○日程第3 諸般の報告	7
・議長の報告	
○日程第4 議案一括上程・提案理由の説明	7
○日程第5 議員提案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	11
○日程第6 議案第59号 三戸町特別職の職員の給料及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	12
○日程第7 議案第60号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	13
第3日目 令和3年12月1日(水)	11
議事日程	
本日の会議に付した事件	
出席議員	
欠席議員	
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	
職務のために出席した事務局職員	
○日程第1 一般質問	
竹原 義人議員	17
1. 三戸町高齢者福祉計画について	
2. 災害時の高齢者への避難対応は	
3. 農家の経営と生活が安定する支援について	
4. 杉沢小中学校閉校に伴う児童・地域への対応について	
久慈 聡議員	39
1. 史跡指定後の城山公園観光計画について	
千葉 有子議員	55
1. 町の特産品であるジョミの支援について	
藤原 文雄議員	61
1. 町内道路の維持管理について	

第4日目 令和3年12月2日(木)	69
議事日程	
本日の会議に付した事件	
出席議員	
欠席議員	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した事務局職員	
○日程第1 一般質問	
佐々木和志議員	72
1. 少子化対策について	
2. 中高生の受験生へのインフルエンザ予防ワクチンの優先接種について	
澤田 道憲議員	81
1. 既存水路の改良について	
2. 三戸-二戸間の路線バス運行計画について	
○日程第2 報告第8号 審議・採決	89
○日程第3 議案第61号 審議・採決	90
○日程第4 議案第62号 審議・採決	91
○日程第5 議案第63号 審議・採決	92
○日程第6 議案第64号 審議・採決	93
○日程第7 議案第65号 審議・採決	94
○日程第8 議案第66号 審議・採決	95
○日程第9 議案第67号 審議・採決	97
○日程第10 議案第68号 審議・採決	98
○日程第11 議案第69号 審議・採決	102
○日程第12 議案第70号 審議・採決	103
○日程第13 議案第71号 審議・採決	104
○日程第14 常任委員会の所管事務調査、請願及び陳情の審査結果の報告について	107
○日程第15 常任委員会の閉会中における所管事務調査について	108
○日程第16 諸般の報告	108
1. 議長の報告	
2. 一部事務組合の報告	
3. 視察報告 三戸町活性化対策特別委員会	
○追加日程第1 議案一括上程・提案理由の説明	110
○追加日程第2 議案第72号 令和3年度三戸町一般会計補正予算(第7号)	111
閉 会	112
署 名	113

会 期 日 程 表

会 期 令和3年11月29日～令和3年12月2日（4日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時間	内 容
第1日	11月29日(月)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明 議案審議・採決
第2日	11月30日(火)	休 会		議案熟考
第3日	12月 1日(水)	本 会 議	午前10時	一般質問
第4日	12月 2日(木)	本 会 議	午前10時	一般質問 議案審議・採決 常任委員会調査結果報告 閉会中の所管事務調査 諸般の報告 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第8号	専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて（令和3年度三戸町一般会計補正予算（第5号））	R3.12.2	原案承認
議員提案第2号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	R3.11.29	原案可決
議案第59号	三戸町特別職の職員の給料等及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	R3.11.29	原案可決
議案第60号	三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	R3.11.29	原案可決
議案第61号	三戸町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案	R3.12.2	原案同意
議案第62号	三戸町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例案	R3.12.2	原案可決
議案第63号	三戸町奨学金貸付条例の一部を改正する条例案	R3.12.2	原案可決
議案第64号	佐藤義典奨学金貸付条例の一部を改正する条例案	R3.12.2	原案可決
議案第65号	三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案	R3.12.2	原案可決
議案第66号	町道路線の変更について	R3.12.2	原案可決
議案第67号	三戸町過疎地域持続的発展計画を定めることについて	R3.12.2	原案可決
議案第68号	令和3年度三戸町一般会計補正予算（第6号）	R3.12.2	原案可決
議案第69号	令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	R3.12.2	原案可決
議案第70号	令和3年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）	R3.12.2	原案可決

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第71号	令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）	R3.12.2	原案可決
議案第72号	令和3年度三戸町一般会計補正予算（第7号）	R3.12.2	原案可決

第 1 日 目 令 和 3 年 11 月 29 日 (月)

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 1. 議長の報告
 - 第 4 町長提案理由の説明
 - 第 5 議員提案第 2 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
 - 第 6 議案第 59 号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案
 - 第 7 議案第 60 号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員 (14人)

○出席議員 (14人)

- 1 番 柳 零 圭 太 君
 - 2 番 小笠原 君 男 君
 - 3 番 和 田 誠 君
 - 4 番 越 後 貞 男 君
 - 5 番 乗 上 健 夫 君
 - 6 番 山 田 将 之 君
 - 7 番 栗谷川 柳 子 君
 - 8 番 藤 原 文 雄 君
 - 9 番 番 屋 博 光 君
 - 10 番 千 葉 有 子 君
 - 11 番 久 慈 聡 君
 - 12 番 澤 田 道 憲 君
 - 13 番 佐々木 和 志 君
 - 14 番 竹 原 義 人 君
-

○欠席議員 (0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説 明 員	三 戸 町 長	松 尾 和 彦 君
委任説明員	副 町 長	馬 場 浩 治 君
	参事 (税務課長事務取扱)	遠 山 潤 造 君
	参事 (住民福祉課長事務取扱)	馬 場 均 君
	参事 (総務課長事務取扱)	武 士 沢 忠 正 君

参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二君
健康推進課長	太田明雄君
会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
農林課長	極檀浩君
建設課長	齋藤優君
まちづくり推進課長	中村正君
総務課財政指導監	下村太平君
三戸中央病院経営改善推進監	松澤俊彰君
総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君

○農業委員会事務局

説明員 会長	梅田晃君
委任説明員 事務局 長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員 教育 長	慶長隆光君
委任説明員 事務局 長	櫻井学君
史跡対策室長	奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝守世光君
主 幹	櫻井優子君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第499回三戸町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議会事務局長（貝守 世光君）

事務局からお知らせをいたします。
席札を立てていただきますようお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長からの報告があります。

8番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第499回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、11月19日、午前10時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

11月29日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を11月29日から12月2日までの4日間と定め、諸般の報告を行い、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求めます。次に、議員提案第2号及び議案第59号並びに議案第60号の審議、採決を行い、散会。

11月30日、議案熟考のため休会。

12月1日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

12月2日、本会議、午前10時開議。一般質問を続行し、次に報告第8号及び議案第61号から議案第71号までの審議、採決を行います。次に、各常任委員長からの所管事務調査の報告、請願・陳情の審査結果の報告、閉会中における所管事務調査の申出、諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和3年11月29日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において12番、澤田道憲君、13番、佐々木和志君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月2日までの4日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から12月2日までの4日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和3年9月から11月に実施した例月出納検査の結果及び随時監査並びに定期監査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、指名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、今定例会において受理した陳情は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、民生商工常任委員会に付託いたしましたので、報告します。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第4、報告第8号及び議案第59号から議案第71号までを一括上程いたします。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。本日ここに、第499回三戸町議会定例会の招集のご案内を申し上げますところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

まず初めに、東北農政局発表の本年産の水稻の作柄概況によりますと、県全体の作況指数は102のやや良、県南地方においては8月中旬の低温の影響により登熟が進まなかったことから、100の平年並みであると発表されています。

当町においては、この低温の影響に加え、8月上旬までの高温による胴割れや、例年以上のカメムシの被害が見られていたことなどから、町内産の1等米比率の低下について懸念をしていたところでありました。

このような中、令和3年青森県産米の生産者概算金の目安額は、前年度から3,400

円の引下げと過去最大の下げ幅であることが10月に発表されたところであります。

これを受けまして、町内生産者の収入減少への支援が何よりも急務であるとの考えから、町独自の生産者への緊急支援対策として、水稲作付面積10アール当たり5,000円の給付金を給付する三戸町米価下落緊急支援対策給付金事業の補正予算を専決処分とし、11月中旬に申請の受け付けを行い、年内中に生産者へ給付することといたしました。

米生産農家の皆様が来年度に向けて生産意欲を持ってもらえるよう、町としても今後とも状況を注視していくとともに、収入保険など自衛の取組が進むよう対策を検討してまいります。

また、当町の特産品であるリンゴにつきましては、台風等による落下の被害はなかったものの、春先の霜害や8月中旬の低温の影響により、例年よりも小玉傾向にあり、収量も減ってはいるものの、市場では高値傾向が続いていると聞いております。

このほか、11月1日には町の新たな地域おこし協力隊員を任命し、ホップ栽培の復活ミッションに従事していただくこととしております。

町の特産品としてのホップ栽培の復活と、各事業への発展の足がかりとなるよう、その方向性を探ってまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスによる経済への影響は、農業分野にも及んでおりますので、まずは農業経営安定のための支援策の強化と農業所得の安定確保に向けた各種施策の実施に向けて、国や県、農協など関係機関との連携強化を図ってまいります。

また、あわせて大きな打撃を受けている商工業につきましても、事業の継続と経営強化のための支援策等により、町経済全体の持続的発展と回復を図ってまいりますので、今後とも関係者の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回提案いたします案件について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、報告第8号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

本件は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額64億9,397万9,000円に、歳入歳出それぞれ1,886万7,000円を追加し、予算総額を65億1,284万6,000円にしたものであります。

補正内容といたしましては、米価下落の影響を受けた農業者に対し、所得支援と米の生産継続を図ることを目的に、米価下落緊急支援対策給付金を追加補正したものであります。

本補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年10月27日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めますのであります。

次に、議案第59号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、青森県人事委員会勧告に伴う県の特別職の職員の給与改定に準じ、町の特別職の職員に係る期末手当の支給月数について改定を行うため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主なる内容であります。町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数について、現行の3.00月分から0.05月分を引き下げ、2.95月分とするものであります。

次に、議案第60号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、三戸町職員の給与について同様の改定を行うため、当該条例の一部を改正しようとするものであ

ります。

改正の主なる内容であります。一般職の期末勤勉手当の支給月数を現行の4.25月分から0.05月分引き下げ、4.20月分とするものであります。

また、再任用職員の期末勤勉手当についても、現行の2.25月分から0.05月分引き下げ、2.20月分とするものであります。

次に、議案第61号 三戸町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本件は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。条例の題名を「三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例」に改め、固定資産税の課税免除の措置を受ける対象業種の拡充、設備の取得価格要件の引き下げを行うとともに、条例の適用期限を令和6年3月31日まで3年間延長するものであります。

次に、議案第62号 三戸町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本件は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。条例の題名を「三戸町過疎地域持続的発展事業基金条例」と改めるとともに、第1条中において引用している法律名並びに基金名を改正するものであります。

次に、議案第63号 三戸町奨学金貸付条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本案は、三戸町奨学金貸付条例の運用について、利用者の利便性を図るための見直し等を行った結果、所要の改正を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。貸付対象者の要件について緩和すること、貸与月額について3万円から4万円に引き上げること、また返還期間について貸付期間の2倍の年数以内から10年以内の期間へ延長するなど、より返還条件を緩和するものであります。このように、奨学金の利用しやすい環境に資するための改正を行うものであります。

次に、議案第64号 佐藤義典奨学金貸付条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本案は、佐藤義典奨学金貸付条例の運用について、利用者の利便性を図るための見直し等を行った結果、所要の改正を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。佐藤義典奨学金貸付の運用を三戸町奨学金貸付の運用に倣い、大学等入学時の入学時特別奨学金の額を6万円から30万円に、貸与月額を3万円から4万円にそれぞれ引き上げるほか、返還期間についても貸付期間の2倍の年数以内から10年以内の期間へ延長するなど、より返還条件を緩和し、三戸町奨学金とともに利用しやすい佐藤義典奨学金の運用を図るための改正を行うものであります。

次に、議案第65号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、三戸町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、これに加算している産科医療補償制度掛金の額を引き下げるものであります。

次に、議案第66号 町道路線の変更について申し上げます。

本案は、町道下目時1号線について、現況の道路実態と合わせ、町道認定路線の起点を変更するため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものがあります。

次に、議案第67号 三戸町過疎地域持続的発展計画を定めることについて申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことにより、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として、町の過疎計画を定めるものであります。

改正の主な概要は、地域の持続的発展の基本方針として、移住、定住、産業、情報化、交通、生活環境、子育て、高齢者福祉、保健福祉、医療、教育、集落の整備、地域文化など、多岐にわたる分野において、町の持続的発展に関し必要と認める事項について掲載しております。

今後、町ではこの計画に基づき、過疎対策事業債を財源として各種事業を実施し、地域の持続的発展を図るものであります。

次に、議案第68号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額65億1,284万6,000円に、歳入歳出それぞれ1億9,549万1,000円を追加し、予算総額を67億833万7,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、地方交付税1億6,243万9,000円、国庫支出金2,066万5,000円、県支出金925万円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、更生医療給付費等、民生費2,742万9,000円、三戸中央病院繰入金、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業費等、衛生費1億4,985万8,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第69号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計既決予算額5,323万3,000円に、歳入歳出それぞれ65万7,000円を追加し、予算総額を5,389万円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、一般会計繰入金95万7,000円を増額し、簡易水道費債30万円を減額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、簡易水道管理費95万7,000円を増額し、簡易水道建設費30万円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第70号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計既決予算額12億1,798万1,000円に、歳入歳出それぞれ1,909万4,000円を増額し、予算総額を12億3,707万5,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、県支出金1,800万円、繰入金109万4,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、総務費109万4,000円、保険給付費1,800万円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第71号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益的収入において、既決予定額15億5,501万8,000円に2億4,701万5,000円を追加し、総額を18億203万3,000円に、収益的支出において既決予定額19億1,431万1,000円から1億750万5,000円を減額し、総額を18億680万6,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において、既決予定額3億6,925万6,000円から1億3,438万円を減額し、総額を2億3,487万6,000円に、資本的支出において既決予定額3億6,282万3,000円から4,063万2,000円を減額し、総額を3億2,219万1,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容であります。収益的収入におきましては、入院外来収益など医業収益を6,928万1,000円、一般会計繰入金、補助金など医業外収益を1億7,773万4,000円増額し、収益的支出におきましては、令和3年度の決算見込みにより、給与費、経費など医業費用を1億710万円減額補正しようとするものであります。

また、資本的収入におきましては、企業債を1億6,690万円減額するとともに、補助金4,041万8,000円を追加し、資本的支出におきましては、医療機器の購入費など、建設改良費を4,063万4,000円減額補正しようとするものであります。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

日程第5 議員提案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議員提案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

8番、藤原文雄君。

○8番（藤原 文雄君）

議員提案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

この改正は、地元経済の状況を踏まえつつ、青森県議会議員の報酬改定等に準じ、三戸町議会議員の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議員提案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議員提案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する 条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第6、議案第59号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第59号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、令和3年青森県人事委員会勧告において、一般職の職員の期末勤勉手当に係る支給月数を0.05月分引き下げよう勧告されたことに伴い、特別職の期末手当の支給月数について同様の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。町長、副町長及び教育長の期末手当の年間支給割合について、現行の3.00月分から0.05月分を引き下げ、2.95月分とするもので、影響額は年間で11万6,000円となるものであります。

人事委員会勧告は、県職員と民間の給与月額及び特別給の支給実績を毎年度調査し、比較して得られた較差を考慮して勧告されているものであり、県内の地方公共団体が当該勧告に基づき給与改定を実施しているところであります。

なお、今回人事委員会勧告を受け、県におきましても特別職の職員に係る期末手当の支給月数を一般職の職員と同様に0.05月分引き下げることとしているところであり、これを受け町の特別職の職員の期末手当についても同率の0.05月分を引き下げることとしたものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第59号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第60号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第7、議案第60号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。
総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第60号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明を申し上げます。

本案は、令和3年青森県人事委員会勧告に基づき、三戸町職員の給与について改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。一般職の期末手当の支給月数を現行の2.45月分から0.05月分引き下げ、2.40月分とするものであります。期末勤勉手当の合計で申し上げますと、4.25月分から4.20月分への引き下げとなるものであります。

また、再任用職員の期末手当についても、現行の1.40月分から0.05月分を引き下げ、1.35月分とするものであります。期末勤勉手当の合計で申し上げますと、2.25月分から2.20月分への引き下げとなります。

なお、会計年度任用職員に係る期末手当につきましては、常勤職員と同様に2.45月分を支給しておりますが、県の取扱いに準じ、令和4年度から支給月数を2.40月分とするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第60号は原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時36分 散会

第3日目 令和3年12月1日(水)

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|---------|----------------------------|
| 竹原 義人議員 | 1. 三戸町高齢者福祉計画について |
| | 2. 災害時の高齢者への避難対応は |
| | 3. 農家の経営と生活が安定する支援について |
| | 4. 杉沢小学校閉校に伴う児童・地域への対応について |
| 久慈 聡議員 | 1. 史跡指定後の城山公園観光計画について |
| 千葉 有子議員 | 1. 町の特産品であるジョミの支援について |
| 藤原 文雄議員 | 1. 町内道路の維持管理について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(14人)

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 柳 雫 圭 太 君 |
| 2番 | 小笠原 君 男 君 |
| 3番 | 和 田 誠 君 |
| 4番 | 越 後 貞 男 君 |
| 5番 | 乗 上 健 夫 君 |
| 6番 | 山 田 将 之 君 |
| 7番 | 栗谷川 柳 子 君 |
| 8番 | 藤 原 文 雄 君 |
| 9番 | 番 屋 博 光 君 |
| 10番 | 千 葉 有 子 君 |
| 11番 | 久 慈 聡 君 |
| 12番 | 澤 田 道 憲 君 |
| 13番 | 佐々木 和 志 君 |
| 14番 | 竹 原 義 人 君 |
-

○欠席議員(0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------------|--------|
| 説明員 | 三戸町長 | 松尾和彦君 |
| 委任説明員 | 副町長 | 馬場浩治君 |
| | 参事(税務課長事務取扱) | 遠山潤造君 |
| | 参事(住民福祉課長事務取扱) | 馬場均君 |
| | 参事(総務課長事務取扱) | 武士沢忠正君 |
| | 参事(三戸中央病院事務長事務取扱) | 沼澤修二君 |
| | 健康推進課長 | 太田明雄君 |
| | 会計管理者(会計課長) | 井畑淳一君 |
| | 農林課長 | 極檀浩君 |

建設課長	齋藤優君
まちづくり推進課長	中村正君
総務課財政指導監	下村 太平君
三戸中央病院経営改善推進監	松澤俊彰君
総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村 哲也君

○農業委員会事務局

説明員 会長	梅田 晃君
委任説明員 事務局長	極 檀 浩君

○教育委員会事務局

説明員 教育長	慶長隆光君
委任説明員 事務局長	櫻井 学君
史跡対策室長	奥山 昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝守世光君
主 幹	櫻井優子君

午前10時00分 開議

○副議長（佐々木 和志君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<14番 竹原 義人議員>

1. 三戸町高齢者福祉計画について

○副議長（佐々木 和志君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

14番、竹原義人君。

○14番（竹原 義人君）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。4項目ございます。

1項目めは、三戸町高齢者福祉計画について。超高齢化社会を迎え、高齢者が安心して暮らせるまちづくりのために、町では「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるまちづくり」を基本理念に掲げ、必要なサービスを適切に提供するために、三戸町高齢者福祉計画を策定、また「つながりを大切に みんなで支え合うまち さんのへ」を基本理念とし、町と社会福祉協議会が連携し、第2期三戸町地域福祉計画を一体的に策定いたしました。

どの計画も少子高齢化に対応し、高齢者が毎日の生活を安全に安心して幸せに暮らすことができるように、必要な支援を実行することにあります。そこで伺います。

計画を策定する上で、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をして、町にはどのような課題があり、その課題に対してどのような施策とサービスを提供するのか。

高齢者の孤立、孤独死など、最悪の事態のないまちづくりについての施策は。

生きがいつくりの推進、社会参加の促進実行について、また高齢者の安全な生活道路整備についてを伺います。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。それでは、竹原議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、ご質問のありました三戸町の高齢者福祉計画についてご答弁申し上げます。初めに、1点目の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についてであります。当該調査は令和3年度からの3年間を計画期間とする三戸町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定に当たり、高齢者の生活実態や支援のニーズ、地域課題を把握し、当該計画における総合的な高齢者福祉施策に反映することを目的に実施したものであります。このニーズ調査を実施した結果、グループ活動への参加が少ない、介護リスクの割合が高い、肥満者の割合が高い、30分以上歩く人の割合が低いなどの課題が見えてきたところであります。

これまで町では、地域の高齢者自らの運営による通いの場の活動を支援し、いつで

も集うことができる身近な地域での居場所づくりを進めてきたところであり、現在町内22地区で約300名の方が参加して通いの場の活動が行われており、介護予防や交流の場として、地域に根差した取組となっております。

国からの報告では、スポーツやボランティア、趣味などのグループ活動への参加の機会が増えることが転倒や鬱、認知症などのリスク低減に有効であると示されているところでもあります。

町といたしましても、今後とも住民主体の通いの場の活動を継続して支援し、いきいき百歳体操の普及促進を図り、ニーズ調査で捉えた課題の解決へつなげるよう、町の介護予防、健康づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の高齢者の孤立や孤独死のないまちづくりの施策についてであります。孤立状態にある高齢者を早期に発見し、必要な医療、介護、福祉サービスにつなげることにより、病気の悪化や孤独死を回避し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援することが重要です。そのためには、地域包括支援センターと地域住民や関係団体が連携して高齢者を見守ることが必要であります。

町では、これまでに地域での見守りとして、民生委員児童委員や町内会の皆様に対し、日頃からの見守りをお願いしているほか、三戸郵便局や生活協同組合コープあおもり、株式会社サンデーとの高齢者を見守りに関する協定などの締結により、連携体制を構築しております。

また、町が行っている事業といたしましては、ほのぼの見守りネットワーク事業、見守り配食サービス事業、一人暮らしホットライン事業などによる高齢者支援を実施しているほか、地域住民が運営する通いの場への支援、三戸町社会福祉協議会が行う高齢者独り暮らし世帯を対象とする緊急通報装置設置事業への補助金交付など、様々な面からの高齢者支援を行っているところでもあります。

今後におきましても、関係機関や地域の方々との連携を基にして、高齢者を見守り、支える地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の生きがいづくりや社会参加の促進についてであります。高齢者が心豊かな暮らしを送るためには、生涯学習やスポーツ、趣味の活動に積極的に参加することなどにより、生きがいを持って暮らすことが重要であると考えております。また、高齢化が進む中において、高齢者同士が互いに支え合うことのできる地域社会の構築が求められているところでもあります。

これまで町では、高齢者が働くことを通じて生きがいを得ることなどを目的に、社会福祉協議会が行うシルバー人材センター事業への支援や高齢者の知識と経験を生かして自主的な取組を行っている老人クラブの活動への支援を行っているところであり、今後におきましても引き続き支援してまいりたいと考えております。

今後も高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で生きがいを持って日々の生活を送ることができるよう、社会全体が一体となって支え合い、安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、各種事業を推進してまいりたいと思います。

最後に、高齢者の安全な生活道路整備についてであります。既設の道路におきましては、高齢者の通行に危険であると判断した箇所には看板設置や道路標示などの必要な対策を行い、今後新たに道路改良する箇所につきましては、高齢者が安全に通行できるよう、歩道の整備や外側線の設置など、配慮してまいりたいと考えております。

○14番（竹原 義人君）

様々施策、また対策等お聞きいただきましたが、まず総合的な支援対策のためにアンケート調査等を行ったとありますので、そのアンケート調査についてを伺います。

ニーズ調査と地域福祉計画のアンケートはどのような方法で行い、回収者は何名で、未回収者は何名であったのか伺います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

令和元年度に実施いたしました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施方法でございますが、こちらは要介護認定者を除く町内在住の65歳以上の高齢者1,197人を無作為抽出により調査を実施いたしました。方法は、郵送による配付及び回収でございます。回収した調査票の数ではありますが、813票となっております。このうち、白票であったり、年齢が無回答であったものを除きまして、有効であった集計数は802票ということとなっております。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

今お聞きしましたが、約4割の方々から回収ができておりません。町民アンケートのほうでは、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、介護を要する高齢者が特に問題、課題を抱えていることが分かったとあります。アンケートを返信できない高齢者の方々こそ、福祉行政を考える上で一番配慮が必要だと思っております。そのような方々の願いや思いが十分に尽くされて、必要なサービスを適切に提供する実行計画策定になっているのか、そしてアンケート実施に工夫が必要ではなかったのか伺います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

この介護予防・日常生活圏域ニーズ調査であります。16ページの冊子となっております。このように、設問数が約140問というものとなっております。このように、内容のほうも少し複雑なものとなっておりますが、これは高齢者全数調査ではなく、町としての傾向を知るための無作為抽出のアンケートというものとなっております。このようなことから66.8%の回収率は決して低いものではないというふうに認識をしているところでございます。

しかしながら、今議員がおっしゃいましたように、返信できない高齢者の方がおられるというところであれば、そういった方々にどのような対応が可能かということにつきまして、今後研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

今後考えるというような答弁でありますけれども、別なほうのアンケート、チェックリストアンケートというのも行っておりますが、そちらのほうは70歳以上97.4%の回収、75歳以上は100%の回収となっております。この差ですね。片や66.8%と53.3%の方々からの回収を基に、様々な施策実行について総合的に判断するというふうなことでございますけれども、実際に先ほど町長が答弁した事業等、詳しく見ますと、参加者の減少が年々顕著になっているわけでありまして。ですから、そのアンケートの工夫が必要だというのは、三戸地域はパーセントが上がっているわけです。次が留ヶ崎地区も順序に、斗川地区、猿辺地区、これはポストの数等も影響していると思っております。三戸地区は13か所、留ヶ崎地区は7か所、斗川は5か所、猿辺は5か所、地域が広がったところにポストは少ないわけでありまして、ある人が言って

いました。郵便屋が来たのに頼んだというような案件もございますので、そういう点でもやはり工夫が必要ではないかと、そう思っております。

また後でお尋ねしますけれども、将来推計では計画書を拝見いたしました。第8期介護保険事業計画、老人福祉計画の策定に当たり、協議会にどのような諮問をして、どのような答弁をいただいたのか伺います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

三戸町老人福祉計画、第8期介護保険事業計画の策定に当たって、どのような諮問をしたかというお尋ねでございます。こちらにつきましては、6項目の諮問をしております。まず1つは、総人口及び被保険者数の推計について、次に要介護認定者数の推計について、介護保険サービス見込み量について、第1号被保険者介護保険料の段階について、そして第1号被保険者介護保険料の額について、最後に施設の整備についてということで、6つの項目につきまして諮問をいたしまして、おおむね適正なものだと認められているということから、施設整備につきましても妥当であるという答申をいただいたところでございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

妥当である、おおむね妥当である、全ての項目にそうなっております。将来推計では、高齢者人口は令和3年をピークに減少に転じます。諮問のとおりでございます。後期高齢者数は、将来推計伺いますけれども、後期高齢者で特に85歳以上に限定しての推計、また要介護、要支援者認定数の見込みを伺います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

85歳以上の今後の人口推計及び要介護認定者数の推計というご質問でございます。85歳以上人口でございますが、こちらのほうにつきましては令和2年度におきましては819人ということでございました。しかし、年々増加傾向にありまして、2025年には835人、2040年には947人というふうに見込まれてございます。

要介護認定者数、こちらにつきましては令和2年度におきましては783人ということでございました。2025年においては、こちらが847人ということで見込まれておりまして、2040年には827人というふうには推計をされてございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

今課長の答弁のとおりであります。後期高齢者数も1,398人、令和2年ですが、それから令和12年までは増え続けます。施設の整備について、第8期計画期間内に高齢者人口が減少に転じると予想されることから、今後の人口構造の変化を見据えつつ、適切なサービス提供の在り方を踏まえ、新たな施設整備は行わないこととしたことは妥当であるという答申になっております。町には要介護認定を受けても介護施設に入所できず、病院から勧められても施設に移れない現実もあります。退院後、本人も大変ですが、その家族の方々のご苦勞も大変な状態とお聞きします。仕事はできず、24時間の見守りで心身ともに疲れ果ていたとの意見、また施設に入れず、介護を受けるような人が家族の介護している老老介護もあり、また単独世帯も増えております。後期高齢者は、今後も10年間増え続けます。高齢化率が進んでいる町で、家族や大切な人を支える介護は、いつ、誰にでも起こり得ることで、町民は必要なときに必要なサ

ービスを適切に受けられるよう願って介護保険料を納めております。本当に妥当なのか伺います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

三戸町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、中長期的な視点で計画を策定したものでございます。この計画によりますと、議員がおっしゃいましたとおり、65歳以上の高齢者人口は令和2年度末に4,036人でありましたが、5年後の2025年には170人減の3,866人、10年後の2030年には396人減の3,640人、20年後の2040年には968人減の3,068人というふうに見込まれております。このように、第8期計画期間内に高齢者人口が減少に転じると予測されることから、今後の人口構造の変化を見据えつつ、新たな施設整備を行わないことといたしまして、介護保険事業計画等推進協議会の委員の皆様にもご了承いただいたところでございます。

しかしながら、議員がおっしゃいますように、現在も施設への入所をお待ちになっている方がおられることも承知してございますので、今後につきましては在宅医療・介護連携の事業などの施策をさらに進めてサービス向上に努めるとともに、高齢者が要介護、要支援状態にならないよう、介護予防、重度化防止に向けた取組をさらに推進してまいりたいと考えてございますので、ご理解くださるようお願いをいたします。

○14番（竹原 義人君）

今の状態では、ご理解というふうな判断になるかと思えますけれども、中長期的なと今答弁ございましたけれども、10年間はほとんど増えるわけでありまして、20年後の中長期的なことでありまして、見込み数、先ほども答えていただきましたが、将来を見据えて、現状では施設整備をしっかりと対応しておくべきだと私は思います。高齢者人口が根拠になっておりますけれども、それであれば第9期からでもいいわけでありまして、なぜ第8期計画内からなのか、先ほどと同じ答弁になるかと思えますけれども、再度答弁願います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議員がおっしゃるように、先ほどの答弁の繰り返しとなるようなところではございますけれども、高齢者人口が既にこの第8期から減少に向かっていくというところがございます。確かに介護ニーズの高い85歳以上人口というのは、これからも緩やかにではありますが、伸びていくというところが予測されておりますが、全体としては高齢者人口はやはり減少に向かっていくというところから、中長期的な視点から施設整備は行わないと、新たな整備は行わないというふうに話したところでございます。

○14番（竹原 義人君）

支援の窓口ということで、そちらを十分に手当てをする、介護にならないような、生き生き活動であっても、通いの場づくりであっても、現在参加人数が減っているわけですので、これらをもっともっと増やしていくような施策、支援をしていただきたいと、そう思います。

先ほども聞きましたけれども、通所型生き生き教室ですが、これは先ほど言ったように、チェックリストアンケート、チェックリストによって選ばれて登録するわけですが、66人とか76人とかです。高齢者の数は4,000人です。ですから、希望者が参加できるような体制、参加したいと、参加している方は本当に生き生きしており

ますので、ぜひもっともっと多くの方々に参加の扉を開いていただきたいと、そう思います。支援の入り口を積極的にいただきたいと、そのように頑張りたいです。

そして、町の課題等を聞き、様々しましたけれども、福祉分野で、また施設運営努力だけの問題ではないと思っております。我が町の、そして地方の最大の課題は、人材不足であろうと思っております。今国において賃金の値上げをしようとしている職種の人材が足りないことだと思っております。ですから、楽しく、魅力あふれる町、働きがいのある施設にして、そのような職種に携わる方々が町に来てもらえるように、また残ってもらえるような町にしていかなければならない。そして、施設を目指す必要があると思います。人材不足では、計画どおりに進めません。町では、この人材不足についてどのように考えておりますか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議員が今おっしゃいましたとおり、各介護施設、介護サービス事業所におきましては、現在非常に人材不足だということは各会議等の場でも聞いてございます。これにつきましては、すぐに町のほうでも見つけるというところはなかなか難しいところでございますので、今後におきましても各事業者及び県と連携を図りながら、介護人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

それでは、2点目の町の孤独、孤立、実態調査をし、しっかりと把握をして、支援が必要な人や環境などを洗い出し、孤独、孤立にならないようにする予防的な施策にも取り組めると思いますが、把握はしてございますか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

孤立している高齢者の状況を把握しているかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては先ほど申し上げた令和元年度に実施したニーズ調査におきまして調査をしております。この中で、自分はほかの人たちから孤立していると感じることがどのくらいあるかという質問に対しまして、時々ある、あるいは常にあるという回答が合わせて11.1%というふうになってございます。あとは、それぞれ高齢者につきまして、孤立していることがないように、把握につきましては地域包括支援センターや民生委員と連携をしながら、見守り等支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

ニーズ調査のほうで11.1%だと。さっき私が言ったように、回答なしが40%あるわけです。その40%の方々、ほとんどだと私は思っております。そうすると、50%になるわけでありまして、その辺をしっかりと把握する。アンケートだけではないと思います。保健師の方々も歩いておりますので、それだけではないと思いますけれども、本当に多い数字になると私は思っております。しっかりと把握すること、これが大事であろうと思います。

独り暮らしを好み、楽しんで生活をエンジョイしている人もいると思います。実際に幸せな方々がたくさんいることも承知しております。でも、現実には誰にもみとられずお亡くなりになり、数日後に発見されるいたたまれない事案も発生しております。三戸町で葬儀の仕事しているところでは、毎月数件のみとりのない不幸な孤独死の仕

事もあり、年間では数十件になるそうです。何らかの理由で自ら支援を求めることが難しい人に対し、情報や支援を支援者側から積極的に届けて、そのような不幸な事案が発生しないようにと願いますが、これについて町ではどのように捉えておりますか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、保健師あるいは地域包括支援センターの職員が訪問や電話による見守り活動等は行ってございます。また、民生委員の方々からも様々な情報をいただいているところでございます。あと、町長答弁にもありましたとおり、様々な民間の事業者等と連携協定も締結し、あるいは町内会のほうにも見守りを行っているところでございます。

今後ともそういった様々な見守りの網といいますか、多くの方に見守りをしていただきながら、早期発見、あるいは把握、そして支援等を行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○14番（竹原 義人君）

決定打ではないような感じがします。ほのぼの見守りネットワーク、これは見守り対象者152名であります。一人暮らしホットライン事業対象者115名、配食サービス102名が対象であります。除雪支援103世帯、生き生き教室は76名の登録者。いきいき百歳体操は、もう三戸は大変広がっておりますので、22か所で延べ923回行っていると。本当に健康推進課の職員には、多種多様な課題等に適切に対応していただき、感謝しております。必要としていそうな人に積極的に届けるという考え方、アウトリーチ活動が公的な分野でも広がりつつあります。町では、このアウトリーチ活動についてはどのような認識を持ちですか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

先ほどの答弁とまた繰り返しになるかもしれませんが、町ではこれまで複数の民間事業者と高齢者の見守りに関する協定を締結するとともに、役場職員による一人暮らしホットラインの実施であるとか、緊急通報装置の設置、あるいは見守り配食サービス事業、ほのぼの見守りネットワーク事業の実施など、高齢者の状況に応じた多様な方法によりまして見守り活動を実施してきたところでございます。これらの事業に加えまして、町内会の皆様や民生委員の皆様と連携しまして、地域包括支援センターを中心としました重層的な見守りネットワークをさらに強固にしていきたいというふうに考えております。

そして、高齢化の進行に伴いまして、今後ますます独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、あるいは認知症高齢者等が増えることが予想されますが、そのような様々な重層的な見守り、訪問等を行うことによりまして、高齢者の孤立防止など、様々な課題に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

1つ提案を申し上げますが、この見守り、先ほど業者等の名前も出ましたけれども、郵便の場合はポストに入れても返りますので、対面するというのはなかなかございません。高齢者の単独世帯が非常に多くなっております。これを何人かで日常連絡支援協定を結ぶ、そのために町が仲介役をする事業を進められませんか。見守りに頼るば

かりでなく、自らお互いのためになる、支援側になるというので、いいことだと思いますけれども、そのような考えはございませんか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

今議員がおっしゃいましたとおり、高齢者が支えられる側だけではなく、支える側にも回るということで、高齢者同士が見守りをするというのも非常に大切な取組であるというふうに思います。今おっしゃいました日常連絡支援協定というものも、他の自治体等の事例をこれから研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○14番（竹原 義人君）

他の自治体では、まだどこもないと思います。お互いにお互いのためという、高齢者の方々も電話はかけられるわけでありますので、その辺、5人なら5人のグループをつくって協定をするということであります。

先般自殺対策に対する施策を総合的かつ効果的に推進するために、命を支える三戸町自殺対策計画を策定してございます。これを見ますと、非常に高齢者の孤立、孤独死にも効果的な対策になると思いますけれども、これらをしっかり把握をいたしまして、高齢者孤立、孤独死対策計画を策定できないものか伺います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議員が今おっしゃいました三戸町自殺対策計画でございますが、これは平成29年に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱におきまして、全ての都道府県及び市町村にその計画の策定が義務づけられたことに伴って、当町におきましても策定したものでございます。孤独死に関する同様の計画の策定につきましては、現在のところ特に考えてございません。しかしながら、高齢者福祉計画等の中におきまして、そういったところも一つの項目としまして、どのような計画等をつくっていけるかというところは考えていきたいというふうに考えております。

また、民生委員や関係機関との連携を強化しまして、そういった見守りの事業のさらなる周知というところにも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

様々な関係機関、先ほどもお聞きしておりますが、計画では高齢者が生涯学習やスポーツ、趣味の活動に積極的に参加することなど、生きがいを持って暮らすことが重要であるとなってございます。ですが、アンケートでも見たとおり、参加していない、参加しないとの意見が多数であります。そして、老人クラブも新会員の加入が進まず、会員数は年々減少しています。この現状認識はどのように持っておりますか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

グループ活動への参加が少ないことについての現状認識ということでございますが、確かに議員がご指摘のとおり、ニーズ調査によりますと、ボランティア活動であるとかスポーツ活動、あるいは趣味関係など、いずれの項目におきましても参加していないというふうに回答した方が6割前後というふうになっておりまして、他の自治体と比較しましても、グループ活動への参加が少ない結果となってございます。しかしながら、一方で収入のある仕事への参加割合、これが他の自治体と比べて高いという分析結果も出てございます。これにつきましては、農業をはじめ元気な高齢者の方

がその豊富な知識や経験、あるいは能力を生かしながら仕事に就いているものであり、三戸町特有の地域の特色というふうに考えているところでございます。

いずれにしても、高齢者が心豊かな暮らしを送るためには、生涯学習やスポーツ、趣味の活動などに積極的に参加をして、生きがいを持って暮らすことが大切であるというふうに考えておりますので、町といたしましては、まずはより多くの高齢者の方がフレイル予防につながる通いの場に楽しみながら参加をし、そして継続して取り組んでいけるような仕組みづくりを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○14番（竹原 義人君）

通いの場等に多く参加してもらいたいという町の願いでありますけれども、計画に環境の整備というものがございます。高齢者の方々が積極的に参加するために、会場、体育館とか、アップルドーム、公民館など、硬いイメージでなく、町の中心である商店街を会場に各種事業を推進することがベストであろうと、そう思っております。現在八日町商店街で営業しているSANNOWAとか、まちの楽校の存在が高齢者の方々にとって憩いの場所になるように、今後は町なかをより便利に環境整えることで、高齢者、また歩行者の方々も安心して出かけられ、誰でも入りやすく、ゆっくりと休憩、談話等がしやすい便利な公共的な施設、例えば八戸のまちなかはちのような施設にして、地域共生社会の実現を目指すべきと思いますが、ご見解を伺います。

○町長（松尾 和彦君）

町なかを高齢者が集える、そういった通りに今後進めていくことができないかということをご質問いただいたというふうに思っています。三戸町の通りに、以前はたくさん商店等が並び、例えばトイレとか、そういった場面でも非常に利用しやすかったというところがあります。ただ、いろんな大型店の撤退であるとか商店の閉鎖、そういったものが続いてきた結果、おまつり広場にまず現在トイレがあるという状況ですが、それ以外の場所にも、やはりトイレもそうですし、例えば休めるベンチであるとか、そういったものも必要であるという声は、十分私のところにも届いてございます。

現在まちの楽校と、また今竹原議員からも紹介されましたが、SANNOWAであるとか、そういったところももちろんでございますが、やはり町なかでのそういった集える、休める場所というのは、これは必要なものであるというふうに思っております。まず、結果的にはありますが、現在旧ツキダテ商店跡にコンビニがオープンされてから、お年寄りの方も、高齢の方もちょくちょく顔を出しているような感じがしておりますけれども、それはそれとして誰に気兼ねなく休む場所というのは、これは安心して生活をしていくことができる、そういった高齢化社会を見据えたときには非常に重要なことであろうというふうに私も認識しております。

○14番（竹原 義人君）

トイレだけではなく、会議ができる、談話ができる、そういう施設を目指して、どこか目指していただきたいと思えます。

それでは、安全な道路について伺います。高齢歩行者の立場で伺います。町には、高齢者にとって危険な箇所が数多く見られますが、今回は主要地方道十和田三戸線、松原町内会館入り口、また松原公園入り口交差点、S字カーブであるにもかかわらず、

スピードを落とさない車両が多く、非常に危険であるということで、看板等を設置するという答弁をいただきましたけれども、道路改良が一番でありますので、それができないうちはしっかりとした看板を出していただきたいと、そう思います。

それから、県道も傾斜のある箇所がありますし、東松原住宅の東側の十数戸の住民の方々は、住宅の上り口が90度のカーブで勾配もあり、数年にわたり補修整備されておらず、歩行も危険であるということで、改修はできないものか。

それから、電動歩行車運行について、非常に多くなってきておりますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

○建設課長（齋藤 優君）

まず、松原地区の県道の話からお話ししたいと思います。

県道十和田三戸線、袴田、貝守地区や蛇沼地区へとつなぐ通行量の多い基幹道路となっております。議員がご指摘のとおり、袴田方面から下り坂になっていること、さらに連続のカーブになっていたりとということで、あと見通しもあまりよくないというような状況で、集会所等を利用される方につきましては、そこを横断する際には細心の注意を払っているというお話も伺っております。今後、県道を管理する県に対しまして、横断歩道の設置とかスピードを抑制する方策など、こういった方法がいいのかということをご相談してまいりたいと考えてございます。

あと、東松原住宅の道路のお話でございましたけれども、そちらは法定外道路ということでございまして、毎年草刈りとか碎石の補充などを行っているところでございます。道路の幅員等ですけれども、そこは確かに細い部分で、ちょっと傾斜のカーブになっているということで、現状これ以上広げるといことになると改良ということになって、多少費用がかかってきたりとかということもございまして。こちらといたしましては、これまでどおり草刈りとか碎石の補充などで、そういった障害を取り除く対応をしてまいりたいと考えてございます。

あと、シニアカーの利用が増えてきているということで、シニアカーは道路交通法上は歩行者という扱いになっておりますので、それに対応した道路の整備というものに関しては、なかなか全てをやるというのは難しいことかもしれませんが、歩行者ということの取扱いになっておりますので、安全な通行ができるようなことを考えるということも必要ですけれども、まずは安全に走行していただきたいところでございます。

以上です。

○14番（竹原 義人君）

ですから、安全に歩行するために道路が傾いているところが数あるから、安全に運行するために水平にということでもあります。

それから、カーブのところは、住民の方に言われましたが、パークゴルフ場にある看板、あれは非常に目立つのだというようなこと言われています。ああいうふうが目立つような看板の設置をお願いします。

2. 災害時の高齢者への避難対応は

○14番（竹原 義人君）

2番目に入ります。

災害時に高齢者への避難対応を伺います。東日本大震災から10年が経過しましたが、

全国各地では大規模な自然災害が頻繁に発生しており、災害は忘れた頃に発生すると言われ、いつ、どこで、何が起きるか分からない状況下で生活をしている感じがします。大規模な地震等の災害時に、町の避難行動要配慮者名簿と個別避難計画の作成状況と、そして迅速安全に避難するための対応について伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、災害時の高齢者への避難対応に関するご質問についてご答弁を申し上げます。

平成23年に起きました東日本大震災では、災害発生時に自力で迅速な避難行動を取ることが困難な方が多数犠牲となりました。このことを教訓に、平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成に関する規定が設けられ、当町においても取組を進めてきたところであります。

避難行動要支援者名簿の作成に当たりましては、民生委員児童委員やケアマネジャーからの情報提供、あるいは地域包括支援センター窓口での相談などの情報を基に、内閣府が定める取組指針に基づき、対象者の身体状況や要介護状態、家族の状況などを確認するとともに、家庭訪問による調査を実施した上で、名簿登録が必要か否かを判断しております。また、その内容は随時更新を行っているところであります。

次に、個別避難計画につきましては、独り暮らしの高齢者や障害者等、一人一人の状況に合わせて作成する個別の避難行動計画であり、要支援者の身体状況や避難した場合に注意すべき事項、居室や寝室の位置、また近くの避難所までの避難経路や支援者が登録されたものとなっております。現在名簿に登録されている方全員の個別計画は作成済みとなっております。

また、本人の同意をいただいたものについては、平時より消防や警察、民生委員児童委員など、避難支援等関係者へ名簿の提供を行い、日頃の見守り活動の参考として活用されているところであります。

次に、迅速安全に避難するための対応であります。災害時には迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握等が必要となります。町といたしましては、これらの情報を網羅した個別避難計画について、有事の際において十分な活用ができるよう、日頃からの情報を反映させるとともに、避難の際に関わる地域住民の皆様との連携の維持、確認を行うなどして、体制の維持に努めてまいります。

○14番（竹原 義人君）

名簿は常に最新のデータに更新している、それから避難経路等作成済みであるということ、まずはしっかりとそれに従って行っていただきたいと思います。

ただ、災害の対策は最悪を想定して訓練等を実施することだと思っております。三戸町も21キロの距離で折爪断層があり、直下型地震の震源地になることも想定されております。8月にもございましたけれども、深夜に大規模な地震が発生した場合、データとか、それらを見るいとまもないというようなことも考えられると思います。町で出している地震対策について、防災マップにもついておりますが、もう3分、1分がまず過ぎさなければならない。3分でみんなの無事を確認、火災の発生を防ぐ。10分からもう救助、救援に回らなければならない、地震の場合は。そのようなときに、ではどうするのかというふうな訓練、図上訓練でもいいですが、しておるのか伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

町の図上訓練ということでございますが、平成29年度におきまして、県の防災の関係者等々を招きまして、三戸町の役場の中で、その際は大雨による災害ということの想定でございましたけれども、図上の訓練ということで行っております。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

今回は、私はもう地震に特化して質問しております。大雨であるとか、低気圧であるとかは予想できますので、マップも名簿も全て活用できると思いますけれども、そこで先ほども質問しましたけれども、安否確認等、日常連絡支援協定を結んでおりますと、その分は助かります。ですから、避難対応も複数の関係者担当制度というのを、これらを研究してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

まず、町で現在作成をしております個別避難計画、こちらにつきましてはあらかじめ1名ないし2名の避難支援者の方を登録してございます。また、議員がおっしゃいましたように、直下型等の地震が発生した際、緊急時におきましては、まず隣近所の応援体制というものも大事であるということで、そのためには平時からの訓練、あるいは備えというものは非常に大事であるというふうに認識してございます。

そのためには、やはり日頃からの声かけであるとか、見守りであるとか、地域の住民同士のつながりといいますか、助け合いながら生きていくという、暮らしていくという、そういう包摂的な体制づくりというものも必要であるというふうに思いますので、今後さらに各町内会や関係機関と連携を図りながら、その実現に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

突発的な地震等の場合は、なかなか対応が難しい。昔のように、向こう三軒両隣というような体制がしっかりできているのであれば、私は隣近所、大丈夫だと思っておりますが、今はそれらがもう崩れておりますので、新しい制度、新しい取組というものをやはり考えていかなければならないと思っておりますので、日々研究、努力、よろしくお願いいたします。

3. 農家の経営と生活が安定する支援について

○14番（竹原 義人君）

3番目の項目に入らせていただきます。

農家の経営と生活の安定する支援について。大幅に下落した2021年産米の生産者概算金の影響額を伺います。

生産者概算金大幅下落への町独自の支援策を町議会として10月に要望し、町では10アール当たり5,000円の米価下落緊急対策補助金を決定いたしました。農家の方々も少しは安堵したと思っておりますが、コロナ感染症の影響もあり、経営は危機的な状況であります。町では、今後も農家が生産意欲を失わないよう、2022年産米の生産への追加支援等も考えているのか伺います。

そして、三戸町の主力作物であり、全量買取り契約栽培で経営も安定しており、耕作農家は品質向上や収量安定化への取組を怠らず、よりよい葉たばこ生産のため、懸

命な努力を続けております。しかし、日本たばこ産業株式会社の経営方針の下、全国で2,000ヘクタールに及ぶ耕作面積縮小のため、廃作の希望を募集するとの報道にショックを受けました。三戸町は、組合員の急激な減少に対しても営農体制を維持し、耕作発展をさせるための支援を、そして資材等が高騰しておりますので、継続する農家に応援策を、また廃作する農家の転作作物対応支援等、今をチャンスと捉えて三戸町農業を成長産業にするための施策を伺います。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

農家の経営と生活が安定する支援についてご答弁申し上げます。初めに、1点目の令和3年産米の概算金下落の影響額についてであります。令和3年産米の60キログラム当たりの概算金は、つがるロマンが8,200円、まっしぐらが8,000円と、いずれも令和2年産米に対して3,400円の減額となり、前年産概算金からの下げ幅は過去最大となり、1万円割れは平成15年産以来6年ぶりです。14年産に次いで過去2番目の安さとなっております。

今回の米概算金下落が町に及ぼす影響としては、町の試算では令和2年産米は主食用米の作付面積512ヘクタール、産出額約5億6,000万円、令和3年産では約491ヘクタールの作付、産出額3億8,100万円となり、1億7,900万円の減少と算出しております。

次に、2点目の追加支援についてであります。新型コロナウイルス感染者数は減少傾向にありますが、外食産業など経済への影響は依然不透明な状況であります。米の需給バランスが崩れ、在庫が過剰となっている状況にある中で、国は引き続き大幅な作付転換が必要として、面積ベースで本年産実績から約4万ヘクタールの減産を見込んでいるところであります。

町といたしましても、このような状況の中で、セーフティーネットであるならし対策や収入保険への加入推進及び主食用米から飼料用米や他作物への転作拡大など、農家の方々が生産意欲を失わないよう、国の方針を注視するとともに、関係機関と連携を取り、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の葉たばこ廃作に伴う町の支援策についてであります。三戸町の葉たばこ生産は、これまでに販売額日本一を3回達成し、令和元年に80周年を迎えております。今回のJT主導による全国的な葉たばこ廃作の募集により、全国では約4割に当たる1,729戸が廃作となる報道がなされており、当町の生産者175戸の皆様においても、多くの方が廃作するとお伺いしているところであります。また、これらの影響といたしましては、耕作放棄地や使用されない施設の増加、生産者の農業収入の減少による生活への影響のみならず、町経済へも多大な影響を及ぼすものと捉えているところであります。

町では、葉たばこの生産振興として、土壌消毒や生分解マルチの導入を対象とする三戸町葉たばこ生産環境改善事業を行ってきたところであります。今後におきましても、生産者が安心して葉たばこ生産に取り組むことができるよう支援を継続するとともに、廃作を選択した農家に対し、今後の意向についてのアンケート調査を行い、それぞれの意思を尊重し、経営規模に見合った他作物への転換など、きめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、当町における今後の農業経営におきましては、生産を持続する環境づくりへの支援をするほか、収益性の高い農業の振興を支援するなど、魅力ある農業振興を図ってまいりたいと考えております。

○14番（竹原 義人君）

おおむね答弁をいただきましたので、再質問はもうなくてもいいと思っておりますが、46人減少しております。面積で33ヘクタール。残っている方も123名おりますので、それから173ヘクタールもありますので、支援策は継続するというようなことでしたので、しっかりと継続していただきたいと思っております。

1点だけ、廃作する場合、1ヘクタールに100坪の乾燥施設があるわけですが、いっぱいあるところもありますけれども、少ないところもあります。平均してそのような乾燥施設がありますが、それらの利用を促す、どのような利用の仕方があるのか等、町でも研究してほしいと思っておりますが、農林課のほうではどう考えておりますか。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいま竹原委員からありましたたばこの乾燥小屋等々、これらの活用ということですが。答弁で言いましたが、今アンケートを実施しているところでございます。乾燥小屋の活用をどうしましょうかということで意見を聞いていると。それを持ちながら、今後どうしようかということを考えていくところですが、例えばですが、他の自治体のたばこ廃作したところの乾燥小屋をシイタケの菌床栽培に活用しているとか、設備にはちょっと投資はかかりますけれども、そういう事例もあります。今後小屋を使って営農を継続する場合には、そういうふうな転換した作物の相談に乗っていきたいということもあります。

また、近くにやっている農家で、その小屋をまた活用したいと、例えば資材置場にしたいとか、そういうふうなこともあるかと思っております。そういうふうな意見を聞きながら、各農家に照会していくというふうなことも考えてございます。

以上です。

○14番（竹原 義人君）

とにかく意見を聞くということを徹底していただきたいと思っております。意見を聞かないということになりますと、ちぐはぐになる可能性がありますので、それと高収益作物、1点だけ、私のほうからご提案しますが、万願寺トウガラシ、これが非常にいいそうでありますので、これは京都が産地であります。耕作放棄地にならないようにするためには非常にいいと思っておりますので、1回味を見ていただきたいと、そう思います。

4. 杉沢小学校閉校に伴う児童・地域への対応について

○14番（竹原 義人君）

それでは、4番目に移らせていただきます。

杉沢小学校閉校に伴う児童、地域への対応についてを伺います。豊かな自然に囲まれた環境と少人数による教育のよさを生かし、きめ細やかな指導や特色ある教育を推進し、すばらしい数々の成果を上げ、青森県に杉沢小中学校ありと評価されて、視察等も受け入れてきた学校であります。何より地域住民の方々と一体での学校であり、少人数になり、学校運営、教育活動に支障があるとのことで、来年の3月末閉校になります。誠に残念ですが、子供たちは進級し、環境は変わりますが、来年4月から新たな気持ちで一層勉強に、運動に取り組むことを応援したいと思っております。

令和4年に統合しますが、これまでの経過では令和2年度に小規模特認校制度を導入してから2か年であります。短期間での方針変更であり、なれ親しんだ小規模校か

ら三戸小学校への転校は、子供たちや保護者にとっても精神的、経済的にも大変不安が大きいと思います。また、地域にとっても、生活の一部と地域が一体となる拠点を失うこととなります。来年4月から子供たちにどう寄り添い、通学や児童の学校での環境適応支援は行政の責務であります。どのように取り組むのか、そして学区地域づくりにどのような希望を持てる支援体制を考えているのか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

まず、私のほうからご答弁を申し上げます。

杉沢小中学校は、明治17年の創立以来、地域の核として、地域住民と合同の運動会をはじめとし、様々な教育活動を地域とともに展開してまいりました。また、少人数のよさを生かした指導により、学力面のみならず、卓球や陸上などのスポーツの面でも数々の成果を上げてまいりました。私も子供たちの笑顔というのがすごく大好きで、毎回行事のたびに行くのを楽しみにしていたところであります。

しかしながら、今般児童生徒数の急激な減少が見込まれることとなり、これを受け、町では保護者や地域の皆様への説明会、懇談会を開催したところであり、私自身も参加し、皆様のご要望、ご意見をお伺いさせていただいた結果、令和3年度末をもって閉校することとしたものであります。

また、説明会において、学校閉校後は地域コミュニティの核である学校がなくなることで、地域づくりに停滞を招かないよう、ご意見、ご要望をお伺いし、行政として支援させていただくことや、廃校施設を新たな地域活性化の拠点として活用している全国の廃校利用の事例などもご説明させていただいたところであります。

現在のところ、杉沢地区の皆様からは、廃校後の施設利用や地域づくりについての具体的な要望や提案はいただいておりませんが、今後お話などございました際には、支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、11月25日に開催された教育振興協議会主催による町長と語る会の際には、「児童4名から杉沢の未来を考える」と題して、廃校施設の利用について様々な、またユニークな提案をいただきましたので、このような子供たちの意見も参考としながら、杉沢地区への支援を考えてまいりたいと考えております。

○教育長（慶長 隆光君）

三戸小学校への統合に伴う通学や児童の学校での環境適応支援につきまして、ご質問にお答えいたします。

児童の通学手段については、スクールバスを予定しており、大平地区の児童もいることから、発着場所を現在の杉沢から大平に変更し、路線の延長による利便性の向上を図ることとしております。

朝の通学に要する時間は、最も遠い大平から学校までは44分を見込んでおります。学校到着後については、1時間目が始まるまでおよそ40分程度の時間がございます。学習の準備をする時間とともに、友達と会話を交わしたり、読書タイムで好きな本を読んだり、リラックスできる時間も用意されております。

今年度に入り、幾度となく三戸小学校の児童と交流を行ってきましたが、4月からの学校生活に不安を持つ児童も考えられます。学級担任はもちろんのこと、学年主任や小中一貫教育チューター及び統合により県からの加配教員が配置されることとなっており、多くの教員が児童へ寄り添い、注意深く見守りを行うよう指導してまいります。また、杉沢小のクラス編制や家庭への連絡を密にすることなどのきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

統合までもう少し時間がございいますので、保護者の皆様や児童の不安や心配事についても随時対応してまいります。

○14番（竹原 義人君）

町長の説明では、懇談会、説明会を開いたと答弁ありましたが、いつ説明会、懇談会を開いたのか、その規模と内容をお知らせください。

それから、教育委員会のほうでは、スクールバスにすると。杉沢からであったものが、大平からにするというような答弁であります。そして、時間は44分かかると。この時間を教えてください。何時発で、何時学校到着なのか、お願いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、1点目の説明会の回数ですけれども、令和2年に入りまして、令和2年2月27日、それから令和2年7月3日に統合に関する説明を行っております。経緯といたしましては、その前からこちらの杉沢小中学校の統合についての説明会、懇談会は行っておりまして、当初平成26年に1回目をやっております、そこから合わせますと、合計では6回懇談会といったものを開催しております。

その懇談会の中で出たご意見といいますのは、大きなものは三戸小中学校のほうにスムーズに統合できるように、交流の機会といったものを増やしていただきたいというものがまず1点でございます。もう一つについては、通学手段の確保についてよろしくお願ひしたいといった2点が大きな要望でございました。

それから、次の大平地区から行きますと、44分スクールバスでかかるということですが、現在予定しておりますのが大平地区を6時58分、三戸小中学校のほうには7時42分着というふうに予定しているところでございます。それで、44分ということですが、

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

26年から6回行っていると。そして、統合についてお話でありますけれども、まずこれは小規模特認校をやるということの目的であったわけでありまして、その当時からもう統合が決まっていたのですか。それは、ちょっと私時系列で見ておかしいと思います。

それから、バスが6時58分で7時42分に着いて、学校で教育長が40分あると。これもおかしいではありませんか。40分ないと私は見ますけれども、再答弁をお願いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

先ほど説明会のほう、懇談会のほうを6回やったとお話ししましたがけれども、最初の平成26年、それから30年、31年までは、その参加については何とか杉沢小中学校のほうを残してほしいという強い要望がございましたので、こちらといたしましては令和元年6月のほうに、小規模特認校を弘前、十和田に次ぐ青森3例目ということで導入したといったことであります。その後において、統合のほうを要望するといったような意向が保護者の方からも出てまいりましたので、そういった流れで統合のほうの検討もされてきたということとなっております。

また、1時間目の始まる時間まで40分あるということですが、7時42分に到着しまして、学校のほうに入りまして、学校のほうは8時5分から始まるのですが、

そこから読書タイム等がありますので、1時間目が始まる時間のところまでは40分あるということでございますので、授業が始まるまでは40分程度の時間があるということでございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

時系列に書いてみないと私も理解できないのですが、まず令和元年12月議会一般質問で栗谷川功議員が杉沢小中学校、斗川小学校の存続について町長に質問しております。両校をどのようにするのかという、これは令和元年12月、そのときの答弁は、読ませていただきますが、小規模校には個に応じたきめ細やかな指導ができるなどの小規模校ならではのよさがあると認識しております。しかし、ごく小規模の学校では、一部の教育活動で相当な工夫が必要となることも伺っておるところであります。両校の今後につきましては、運営経費のみの判断ではなく、地域や保護者の意見、ここですよ、地域や保護者の意見、何より子供たちの気持ちや意見を尊重して判断してまいりたいと考えております。

平成30年度に杉沢学区の方々が杉沢小中学校を考える会を立ち上げたので、教育委員会と地域の方々、保護者で2回の懇談会を開催し、小規模特認校制度の導入に強い要望があり、それを受けて教育委員会では小規模特認校制度を導入したものである。このときの再質問の答弁であります。

それから考えますと、この説明会、どのような案内をどうしたのか、何人に出したのか、どこでやったのかも説明ないものですから、お願いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

こちらの懇談会につきましては、参集範囲は保護者、それから地域の代表者、それから地域選出の議員の方、それから学校の先生方にも入っていただいた回もございません。

（「いつ」と言う者あり）

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

これ、6回全てお話ししてよろしいでしょうか。

（「6回全て」と言う者あり）

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

はい、6回やっていますので。

1回目が平成26年9月2日です。2回目が平成30年12月5日、3回目が平成31年3月14日、4回目が令和元年12月13日、5回目が令和2年2月27日、6回目が令和2年7月3日といった形で行っております。

以上でございます。

○副議長（佐々木 和志君）

暫時休憩します。

(午前 11時26分)

休 憩

(午前 11時28分)

○副議長（佐々木 和志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

案内については、お手紙でしておりますけれども、参集範囲については地域代表者ということで、それぞれの各地区から、またあと保護者、あと老人クラブ、町内会長、議員の方等々、大体20名程度ということになっております。

各懇談会の具体的な参集した人数等は、ちょっとまとめたものはありませんけれども、資料としてはございますので、後で提供はできるものでございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

実際に手紙を全町内会会員に出した、そのうち何人が来たと、そういう答弁が欲しいわけです。20人程度だったかでは、とてもではないけれども、答弁になっていません。

それから、懇談会を開いて、意見を尊重すると。尊重するとありますけれども、その意見が、先ほども聞きましたけれども、とてもではないけれども、そういう簡単な意見しか出なかったのですか。どういう意見が、地域の方々からはこういう意見が出た、学校関係者からはこういう意見が出たと、アンケートでも残っているわけですので、そういう意見があると私は思いますけれども、重要な課題等はどういうのがあったのですか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、懇談会のほうですが、地域の方全てのご家庭に案内を出しているということではございません。代表者の方のほうにご案内しまして、懇談会を開催しているといったことでございます。

先ほど意見ということですが、各懇談会において様々違うのですが、保護者の方からは、最後のほうの懇談会はできる限り早期に統合したいというような要望、ただ地域の方々はできれば残せるものなら残したいといった要望がございました。最終的には、地域の皆様は保護者の意向に沿った形での対応でお願いしたいといったことになったということでございます。

○14番（竹原 義人君）

理解できないから、質問できないのだけれども。教育委員会では、おおむねそうだろうと思っております。教育のことを考えて、子供たちによりよい環境を与えたいという。私は、今地域の方々、学校が閉校するという、これは一大事であります。その地域が変わるのです。例えば、申し訳ありません、三戸高校がなくなったら三戸町は変わります。そういう問題なのです。学校がなくなる、拠点がなくなる。では、杉沢地域をどうするかというのを、これは町長の招集範囲、教育委員会とは違う町長が招集をしなかったのかと。ないということでしたので、確認の意味でなかったのですか。

○町長（松尾 和彦君）

今どちら、町長部局なのか、教育委員会なのかという、そういうご質問でありますので、私のほうから、当時のことを考えながらちょっとご答弁申し上げますけれども、地域の方々と、また保護者も含めて話し合う場というのは、やはり町長がその場に行って話をしなければならぬと、聞かなければならぬということで、その案内等については教育委員会のほうにその仕事はお願いをして、参集等をしていただきましたが、後半の3回のほうは、私のほうが行って直接皆さんからお話を聞き、経緯を聞き、その上で判断したというものでございます。ですので、町長部局がちょっと離れていたということではなしに、一緒にまずやっていったということとご理解をいただければと思います。

○14番（竹原 義人君）

やはり配慮が足りないというのは、私はそういうことだろうと思います。教育委員会の案内が行くと、保護者、学校関係者は確かに参加するだろうと思います。でも、地域の方々は、教育委員会の案内の場合にはちょっと乗らない。でも、町長からの学校のどうのこうのに関係するから説明会、懇談会を行いますとなれば、地域の方々も参加するのではないかと、そう思います。その辺の配慮、やはりありきであると私は見ますけれども、ただ学校そのもの、子供たちのことを考えると、それは三戸学園、三戸小学校でも、環境さえ整えばいいと思います。

ただ、先ほど言ったように、杉沢からの便を大平まで延ばしたという、これが配慮か。配慮ではありません。当たり前のことです、これは。そこから出発するのは。もう少し配慮が欲しい。それは多分住民の方々、保護者の方々、バスではとても無理だと。タクシーにしてくれないかというような、出ると思います。私も車で確認しました。大平、田子、斗内、学園、28分です。ゆっくり。大平、貝守、下田、学園まで32分。慌てて運転していませんので。そして、スクールバスの時刻表あります。それを確認したら45分。15分の差をどう考えるかなのです。この15分の差をどう考えますか。配慮と思いませんか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

タクシー運行についてお話ししたいと思います。

学校の統廃合につきましては、三戸町についてはこれまで多くの学校のほうを統廃合してきたわけですが、その際に児童生徒の通学距離が延びるということで、通学手段についてはスクールバス、またはスクールタクシーということで対応しております。この際、どのようにスクールバス、スクールタクシーを、運行をタクシーにするかバスにするかということを区別するかということでございますけれども、従来から路線バスのある沿線についてはバス運行と。ただ、バス路線ではない場所、地域については、タクシー対応としてきたということであります。今回の杉沢小中学校の統合につきましては、杉沢バス停が路線バスの発着地となっているということで、スクールバスの対応としたということでございます。ただ、先ほども申し上げましたとおり、利便性の向上ということで、大平地区までの延長をしたということです。

時間が44分程度ということですが、そちらにつきましては、こちらとしてもやはりできる限り乗車時間を短くしたいということもありますので、今年度から貝守方面から来るバスについては、杉沢小中学校の統合も考えまして、路線のほうを変更しております。それで、一部変更で運行時間のほうも7分短くするなど、そういった

対応も行っているところがございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

その分に関しては、ご理解できない。やっぱりバスだと、先ほども申したとおり、新1年生もあるわけでしょう、4月から。新1年生等、いきなりバスで、44分と言いましたけれども、私は44分では着かないと思います。学校のほうも、今現在バスが到着して子供たちを校内に入れる、ランドセルを置くか置かないかで、もう次が始まると、こういうふうなスケジュールであります。そんなに、40分あるかということ、実際のところないわけです。教育長は校長やっていたので、分かると思いますけれども、子供たちがバス停に着いて学校に引率で入る、即もう始まるのだそうです。ですから、その時間があれば、私も何かしらの学校の中での運動とか、何かできないのかと相談しましたら、そんな時間はないということでもありますので、何とでもこの15分という時間短縮を図ってもらいたい。新1年生も乗るわけですので、杉沢の保護者、先生のほうから、ではバスで、44分でもいいですが、その間でトイレ等必要になったときにどうするのかというような要望も来ているわけです。たしか要望している。それらを最初からもう言ってもらわないと、どのようにする予定ですか。

○教育長（慶長 隆光君）

最初の子供たちがバスから降りて1時間目までの時間ということで、先ほど40分程度と申し上げました。学校の始業が8時5分、それから読書タイム、そして朝の会ということで、8時25分から1時間目が始まります。それで、先ほど申し上げたように7時42分着で、25分までは大体43分というふうなことでお話しさせていただきました。

バスが到着してから、3分、4分、子供たちですので、すぐ学校に到着して入る準備ができるというわけではありませんので、3分から4分ほど移動ということで、ちょうど40分ぐらいかなと考えておまして、到着、学校に入った、すぐ読書タイムというふうなことではなくて、そこまでも若干の時間はあると考えております。

時間の流れとしては以上です。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

タクシー運行と15分程度差があるのではないかということでございますけれども、こちらのほうでもタクシー運行については検討したところであります。大平地区から学校までストレートで運行した場合に、竹原議員のほうは32分程度ということでございましたけれども、こちらのほうでは36分程度というふうに見込んでおりました。8分程度運行時間は短くなるのかなということでございますが、ただタクシー運行ということになりますと、他の地区では各集落をバスでは回れないところを回ってほしいというようなことで、そういう運行を現在しております。そうなりますと、大平地区から考えますと40分を超えるような運行ということが想定されますので、タクシーの運行のメリットというのがなくなるというふうに考えておりますので、バスの運行というふうにこちらとしては考えております。

また、この間、通学方法等の説明会ということで、2回学校のほうに行って保護者の皆様とお話しさせていただきました。そのときに、バス運行した場合に、時間も長いので、途中でトイレに行きたくなった場合の対応というのを考えてほしいという要望がございましたので、こちらについてはバス会社のほうとも今協議しております。

で、途中でトイレに寄れるような環境といったものを整備してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

どうしても教育委員会ではバスにこだわっているというわけでもないと思いますが、その根拠は、バス路線があるからバスなのだと。距離も配慮しなければならない。現在タクシー運行は、蛇沼地区、目時地区、大舌地区がタクシー担っているわけですが、目時は下校のみですから、例えば朝だけ、登校時だけのタクシーとか、それも考えられると思うのです。やはり6時58分でしょう。6時58分のスタートであれば、バスに乗らなければならない、その前の準備、御飯も食べなければならない、様々あると思いますので。

ところで、このバス運行に試しに乗ってみましたか。教育委員の方々とか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

私は、もともとバスの担当もしておりましたので、乗ったこともございます。また、先生方のほうは、年度の初め、乗車指導ということでバスのほうには乗車しております。

ただ、今お話ありました教育委員等については、乗車等はしておりません。

あと、子供たちのほうですけれども、1学期に実際に乗車の体験をしております。それから、今後冬にも乗車の体験をすると。そのまま三戸小学校での子供たちの交流をするといったことになっております。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

まず、先ほど申し上げました。朝だけでもタクシーを運行して、私の計算だと15分、御飯も15分あると食べられます。それから、1日の整理をするにも15分あればほとんど、教育長は分かっていると思いますが、集中するということは15分が限度だと言われております。ですから、この15分が大事だと。集中、1時間勉強しても、15分は頭に入っているようで、あとはもう聞き流しているのではないかと思うくらい15分が大切だと言われております。御飯も食べられるし、圧力釜であれば御飯も炊けるのです、15分あれば。ですから、私は最短の時間で子供たちの身体に負担のかからない、現在最良の通学手段はスクールタクシーでなければならないと強く思っております。あと4か月ありますので、ぜひ考えていただきたいと思っております。

まだあったのですが、時間がなくなりましたので、町長部局に伺いますが、先ほども申しました。学校がなくなると、地域に計り知れないダメージを与えます。町長部局では、地域住民から地域づくりについての広く意見を伺ったのか、どういう意見等があったのか、議会にも教えていただきたいと思っております。

○副議長（佐々木 和志君）

暫時休憩いたします。

（午前11時46分）

休 憩

(午前 11時48分)

○副議長（佐々木 和志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（松尾 和彦君）

これまで行ってきた会議の中では、地域の方々から地域づくりということでの集まりとか会議ではなくて、あくまで統合に向けての話ということで進んできておりました。しかし、今議員のお話にあるとおり、閉校後のことについてということになってくれば、現在とはとにかく閉校式典まで、しっかりそれを進めるまで、それに集中をしていきたいというふうに町としては考えておりますが、その後しっかりと話を聞きながら、地域の中でのやはり拠点という、位置づけというのは、これは本当に子供たちからも非常にメッセージとしても伝わってきましたし、これまでも議員の方々、また地域の方々からも、その考え方みたいところは伝わってきておりますので、町としても十分そこはご意見をしっかりと伺えるように、準備を進めていきたいというふうに考えております。

○14番（竹原 義人君）

これからだということでありましてけれども、もう4か月になっております。教育委員会の立場では、児童が少人数になり、質の高い教育を考えることは当然であると思えます。でも、町長部局では町を考え、地域の継続発展をどうするのか、これ考えることが一番必要であります。そして、人材教育も学校教育だけでは育ちません。地域が衰退しては、子供たちの教育の質を高めるどころではなくなります。また、地域から学校がなくなることで、住民同士のつながりが弱くなり、高齢者の地域福祉計画の施策実行にも影響するのではないのでしょうか。

20年度末までの卒業生、杉沢小1,125人と杉沢中学校668人のふるさとをしっかりと残すため、町ではどのような地域づくり、これはもう既に私は定まっているのだと思って質問するわけでありまして。どのようなことを考えているのか。町内の今までの行事等を見ても、学校とともに進んできています。運動会あれば、地域の運動会もあります。文化祭あれば、地域の文化祭もあります。高齢者の触れ合い等も行ってきました。環境づくりも一緒で行っています。それから、前は陶芸の方々も杉沢の学校まで行ってやっていた。今現在炭づくりをしています。地域の方々もやっています。それがなくなるわけでありまして。ですから、強く申し上げておりますけれども、タクシーは絶対来るときだけでもお願いします。

統合まで4か月をもう切ったこの時期に、子供たち、保護者の方々、そして地域の住民の方々も安心して送り出せるような、そして学校は、町のほうから答弁ございませんでしたけれども、指定避難所、そして指定緊急避難場所、それにも指定されているわけでありまして。今後、例えば鍵が常にあるのであれば、今までどおり学校も、学校ではないけれども、施設として使えるのだというのであれば、私は何も問題ございませぬけれども、多分変更と同時に……

○副議長（佐々木 和志君）

竹原君、制限時間を超過いたしましたので。

○14番（竹原 義人君）

まだ立っていますので、よろしくお願いを申し上げ、一般質問を終わります。

○副議長（佐々木 和志君）

午後1時再開予定をもって休憩いたします。

（午前11時53分）

休 憩

（午後 1時00分）

<11番 久慈 聡議員>

1. 史跡指定後の城山公園観光計画について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

11番、久慈聡君。

○11番（久慈 聡君）

まず最初に、前回の一般質問にて、関根1号線の危険箇所を指摘をした件につきまして、9月の末に指摘箇所でも交通事故が起きたという情報が入ってきました。危険防止の観点から、平成30年から4回一般質問させていただいて、指摘させていただいただけに、非常に残念な思いでなりません。その後、後手の対策となりましたけれども、11月にドットラインが引かれました。これに関しては、関係課におかれましては、本当に感謝を申し述べたいと思います。

ただ、関根1号線の拡張を含む蒸発現象の対策についてご尽力を賜りたく、いま一度お願いして、今回の私の質問に入らせていただきたいと思います。

さて、私は今回の城山公園に対しての質問を遡ると、平成29年3月に城山公園の活性化についてを質問しました。当時本丸前の売店の撤去など景観整備について、樹木医による桜の整備を進めることについて、桜ゾーン、歴史ゾーン、遊具ゾーン等のマップを作成することについて、鶴亀池公園出口への下りる道路、城山2号線かな、またプール跡地から下に下りる細い遊歩道などの危険箇所の対策等を進めることについてなどであります。

その中に、国史跡指定についても質問させていただいております。その当時の締めくくりに、私は三戸町において城山公園はかけがえのないものだと考えております。5年後、10年後の城山公園のビジョンを一緒に考え、実現させていただけるよう、関係者の皆様にご協力をいただきたいと思いますとお願いをしております。

現在教育委員会のご尽力のおかげで、今年度中、12月の予定をしているのでしょうか、史跡指定されるだろうという考えがあります。当時の質問から4年9か月間、そのときに5年、10年後の城山公園のビジョンを考えると、一緒に考えていこうということを話した、そういうふうと一緒に考えることができたのかと、関係者との協力で何ができたのだろうか、このような思いから、約5年間にわたる城山公園の調査等、経緯を含め、今後5年間について確認したく考えております。

三戸町の宝である城山公園の国史跡の指定が予定されている現在における観光計画、整備がどこまで進んでおり、また城山公園のビジョンがどこに向かっているのか確認させていただきたいと思っています。今回、1点4項目について質問いたしますので、執行部の皆様におかれましては、誠実かつ明瞭な答弁をよろしくお願いしたいと思います。

1、史跡指定後の城山公園観光計画について。順調にいけば、令和3年度中に城山公園は国史跡指定が予定されていると思います。町民の意見の集約でも、城山公園は町の宝であり、史跡指定後は町の観光促進につながるの考えの下、多くの議員が一般質問等で早い段階の城山公園の活用方法について意見提示をしてきたと思います。

しかしながら、これまで国史跡指定の前段階でありながら、具体的な観光振興などの計画が提示されない状況にあります。町全体の地域振興を進めるリーダーである町長に対し、以下4点について質問いたします。

1つ目、史跡指定後の城山公園を含めた町全体の振興策について。また、取組に関わる役場組織体制をどのように考えているのか。

2、史跡指定後における町振興を図るため、外部団体との協力連携体制をどのように考えているのか。

3、史跡指定後、城山公園への来客増が見込まれると思うが、公園内及び公園までのルートの安全対策と利便性、また道路案内掲示板等をどのように考えているのか。

4、公園で開催される各種イベント等の連携、誘客増への取組についてどのように考えているのか。よろしくお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、久慈議員の質問にご答弁を申し上げます。

史跡指定後の城山公園観光計画4点ということまでのご質問に答弁を申し上げます。これまで三戸城跡の国史跡指定の取組につきましては、平成16年度の発掘調査が開始されて以来、準備作業を進め、令和3年8月には文部科学大臣宛てに意見具申書を提出しております。現在文化庁において審議がなされているところであり、今後内定をいただいた後に、来年度の早い時期には国史跡指定となる見込みとなっております。

初めに、ご質問1点目の国史跡指定後の城山公園を含めた町全体の振興策と取組に係る組織体制についてであります。振興策の面からは三戸町に訪れる方へ城山公園、そして南部氏をはじめとする町の歴史のインフォメーションや町の商店、特産物などの情報、町全体の概要などを知っていただくなどのPRをしっかり行う必要があると考えております。

これらの具体的な対応策といたしましては、道の駅、産直ひろばなどの町内施設や、八戸駅、二戸駅など、町外の施設などへの情報の提示や、町ホームページへの掲載及び各SNSによる情報の拡散、南部藩に関わる市町村、東京、仙台、青森市方面の町出身者の方、ふるさと納税される方などへの情報提供を予定しているところであります。

実際に三戸町、そして城山公園を訪れた方などには、現在運用しております観光アプリを活用し、情報提供をするほか、スタンプラリーによる町内商店の商品券を配付するなどの取組や、町内商店などに対する三戸城跡をモチーフとした飲食メニューやお土産品の開発への補助などを検討しているところであります。

また、これら取組の体制といたしましては、これまで同様に教育委員会とまちづくり推進課を主とし進めるほか、全職員での情報共有を図り、役場課長会議などでの意見収集及び調整連携を図るなどして進めてまいります。

次に、ご質問の2点目、外部団体との協力連携体制についてであります。史跡指定を受けた際のPRと関連商品の開発など、三戸町観光協会や三戸町商工会、道の駅指定管理者、産直ひろば指定管理者など、幅広く連携を取り、町全体で盛り上げていく体制を整えてまいりたいと考えているところであります。

次に、ご質問3点目の公園内及び公園までのルート of 安全対策と利便性、道路案内掲示板等についてであります。これまで公園内景観の面から支障となる崖部分などの木の伐採などを行い、伐採した場所の安全確保としてガードレールを設置し、対策をしております。ガードレールの下は崖となっており、危険でありますので、注意喚起を促す表示するなど対応をしております。このほか、史跡指定後は、初めて訪れる方、また老若男女様々な方が訪れることを想定し、公園内及び公園までのルートにおいて危険箇所などがないか改めて点検を行い、安全対策を図るとともに、訪れる方に分かりやすい丁寧な案内表示や道路標識の見直しなど、整備をしております。

次に、ご質問の4点目、城山公園で開催される各種イベントの連携、集客増への取組についてであります。来年度の事業として、春まつり期間中に国史跡指定記念の特別イベントの開催のほか、毎年継続的なイベントができないか検討を進めているところであります。このほか、町内で行われる他のイベントとの連携による集客増や広報、PRの強化などによる集客増など、取組を進めてまいりたいと考えております。

○11番（久慈 聡君）

追加質問する前になのですけれども、私のほうで11月11日に、この一般質問を通告しました。そのうち、29日、議運開催後の全員協議会において三戸城跡国史跡指定に関する進捗状況についての説明がありました。その経過と見込み、それから内定後の動き、決定後の動き、第5次三戸町総合振興計画から詳細との説明をいただきました。そのため、追加質問に重複する点があるかと思っておりますけれども、ご了承いただきたいなと思っております。

では、追加質問させていただきます。1つ目、1年前、第492回の最後に私は考えを述べています。それは、史跡指定した場合、現状のまま保存することが原則だから、現状のまま観光できるようにする。それでは、三戸の城跡として、一時的な観光につながると思うのですけれども、今後三戸町の観光へつながっていかないと考えています。史跡指定に関しては教育委員会、観光に関してはまちづくり推進課であり、今現在は課を超えて今後の三戸町の宝をどう生かし、人口減少、少子高齢化の三戸町の社会構造をつくること、これを考えていくべきだと思いますというふうにお願いしてあります。具体的に、この1年前にお願いしてから、何か課を超えて行ったということはありませんか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまの具体的に何か課を超えてやったことはあるかというご質問にお答えいたします。

今回の国史跡指定を受けるに当たりまして、まずは内定を受けたことをどのように周知をするか、また国の史跡指定を受けた後はどう取り組んでいくのかということをお話を教育委員会と協議をいたし、意見交換をいたしました。それを新年度の事業に反映させるべく、お互いに意見を交わしながら、現在取り組んでいるところでございます。

史跡を保存する教育委員会と活用して観光につなげるまちづくり推進課とが連携協力することで、史跡指定を契機に町をより盛り上げていくことができる可能性を秘めていると思っておりますので、今後も十分お互いに協議をしながら連携して取り組んでまい

りたいと考えております。
以上です。

○11番（久慈 聡君）

今現在は分かりました。1年ぐらい前に私が話ししているのです。それからすぐ行われたのではないかなと思いますけれども、何回ぐらいそういう打合せは行われたのですか。要は、教育委員会の考え方だったりとか、それから町のほうの観光振興というのは、なかなか難しいところもあると思いますけれども、その辺で打合せというのは、課の中だったりとか、今町長の答弁にもありましたけれども、情報は共有すると、課長会議等で情報は共有するというので答弁いただきましたけれども、この1年間でどのぐらいになったのかな、どういう話し合いが行われたのかなというのをちょっと聞きたいです。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

具体的な回数ということでございますけれども、まずお互いに協議をしてどのように取り組むかということに関しましては、まず教育委員会の実務担当である担当で話し合うこともありますし、あと担当課長、担当局長も交えての会議、協議という形で、これまでに五、六回行ってございます。
以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

では、実績報告の中からちょっと質問させてもらいたいのですけれども、まちづくり推進課に質問します。第3次三戸町行政改革実施計画に関わる令和2年度取組状況報告書というのが、こういうの出されています。この中を見ると、4ページのナンバー8に城山公園の管理運営の検討というのがあるのです。この中で、取組状況というのがあります。その中で、平成30年には地域おこし協力隊を1名配置しましたよと、整備しましたよということが書いてありまして、令和元年度、庁内検討組織を立ち上げ、体制を整備しましたと書いてあるのですけれども、令和元年度、この組織を立ち上げて整備したのだと思うのですけれども、これは今現在は運用されているのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまの庁内検討組織の件でございますけれども、こちらは副町長と、あと総務課、まちづくり推進課、建設課、教育委員会の班長級の職員をメンバーといたしまして、打合せのほうは令和2年9月に城山公園の整備及び管理に関わる打合せというものを行ってございます。その中で、まちづくり推進課のほうからは、城山公園の整備及び管理状況を報告しております。また、教育委員会のほうからは、三戸城跡の保存、整備活用計画についての説明がありまして、適切な保存とはどういうものか、あと法律上の規制等について学び、国史跡指定後の保存管理計画、整備基本計画の流れとか、あとは史跡としての価値を高めるための取組について、委員間で共通の認識としたところでございます。そのため、それ以降、施設等の整備に関する話し合いは特に行われてございませんが、管理につきましては例年どおり課内において検討いたしまして、掘削をしない範囲での桜の機能、施肥作業であるとか、害虫駆除等の薬剤散布、あとは案内板の修繕等を必要に応じて対応してございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。次の質問にしようと思ったのだけれども、この取組状況の中に、令和2年度の中に、国史跡指定に向けて、各種調査だったり、書類作成しましたよと。令和4年度以降は、保存管理計画及び整備活用計画を策定予定ですと、これはまちづくり推進課の担当のものになっているのですけれども、これはまちづくり推進課でなくて、教育委員会が行うべきものという解釈でよろしいでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、その保存管理計画、整備の基本計画となる調査等につきましては、教育委員会が所管になるものとなるものでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

それでは、この報告書の中にはまちづくり推進課での報告となっていますけれども、取組状況としては、令和4年度に関しては保存計画と整備計画を教育委員会のほうで策定するという形で、認識するような形を取りたいと思います。

それでは、教育委員会のほうに質問いたします。保存計画と設備計画の現状を教えてくださいたいと思います。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

保存管理計画、保存整備計画というお話ですけれども、今現在は文化財保護法に基づく計画というのは、保存活用計画というふうになってございます。保存活用計画につきましては、史跡に指定された後に、早めに各管理団体が策定することになってございます。そのため、史跡指定後の取組となるものでございます。2年をめぐりに、2年間の業務策定スケジュールをめぐりに策定することを考えてございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。2年間ですね、保存活用計画は令和4年、5年の2年間で策定することになると確認できました。

設備基本計画はどのような形になっているのでしょうか。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

整備基本計画というお話になるかと思います。保存活用計画、これは2年をめぐりに、今後の三戸城跡の在り方の概要をまとめたものを文化庁の助言、指導、そして認定を受けながら策定するものでございます。その認定を受けた保存活用計画にのっとった、今度は史跡の整備に移っていくということになります。整備に関しては、史跡の整備でございます。例えば遺跡、史跡、遺構の復元でありますとか、三戸城跡であれば石垣の修復、また復元、あるいは出た遺構の復元、また観光客等の園路の整備とか、また展示施設をどういった形にするかという整備、そういったものの基本となる整備計画、こういったものを約1年から2年ほどかけて整備計画をつくるものでございます。こちら文化庁の指導、助言の下に、できる範囲内でよりよいものをつくっていくといったものでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。29日の資料を見ると、保存活用計画は令和4年から5年の2か年、整備基本計画は令和6年からというふうな形で考えているということは分かりました。その確認をしましたがけれども、この保存計画策定のほうで、保存計画のほう、この保存計画はこの資料の中には2年間と書いていますけれども、あとどこで、どのような形で、どのような組織で、メンバーを想定しているのか、それをちょっと教えてください。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

保存活用計画でございますけれども、こちらは文化財保護法に基づくものでございますので、教育委員会のほうで主催して、策定メンバーを構成して策定するものでございます。今現在策定委員会のメンバーとして考えられるところでございますけれども、まず構成するメンバーとしては学識経験者、こちらは歴史学を権威とする大学教授等、こういった方を入れると。また、三戸城跡史跡指定のための保存整備検討委員会で従来委員を務めていただいた方であるとか、また城山は特に軟弱地盤であるという性質等から、地質学に精通した学識経験を持った方であるとか、また三戸城跡は桜の名所であるということで、桜、ソメイヨシノがあることから、弘前城と同じような形で樹木医の方を入れながら、策定メンバーを構成して策定していきたいと、このように今現在では考えておるところでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。メンバーの中では、29日の資料を見させてもらおうと、ここに保存活用計画の策定と書いてあって、こっち側にはまちづくり推進課のほうのところを書いてあるのですけれども、ここに連携と書いてあるのです。これの連携の意味合いというのは、どういう意味合いなのか。今回メンバーどんな組織なのと聞いたときに、観光に関するものは、この保存活用計画には必要ないということでしょうか。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

ただいまのご質問でございますけれども、史跡三戸城跡保存活用計画、これは文化庁の文化財保存に関する三戸城跡保存活用計画となっております。中身が保存管理、または活用の仕方、整備またそれを実行する上での体制となっておりますが、この観光という部分につきましては、三戸城跡の史跡にちなむ、その部分の活用の仕方といった観光の部分が含まれます。ただし、三戸町全体の観光というところになれば、もちろん三戸城跡が当面は観光の核になるのかと思いますので、そういった部分でよりよい周知、また史跡の活用といった面で、パンフレット等への情報提供、また集客効果、そういったものを教育委員会の素材を生かした部分での連携といったことを教育委員会としては取り組んでいきたいと、こう考えております。

○11番（久慈 聡君）

ちょっと私が今解釈したのが違っているならあれなのですけれども、キーパーソンは教育委員会で行うよと。そして、その中である程度策定したものを、先ほど町長もお話ししましたがけれども、2課で、まちづくり推進課と教育委員会で行うよという形

で連携を取って行くと。あくまでもキーパーソンは教育委員会ですよと。その中で、その情報を共有するために各課長会議等でかなりブレークダウンしてくるというような形の考え方でいいのかなと思うのですけれども、どうですか。それで大丈夫ですか。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

ただいまの質問でございますけれども、三戸町全体の観光施策と、こういったことになりますと、三戸城はもちろんでございますが、その他の観光資源というのもたくさんございます。例えば城山を出ますと、三戸町内には佐瀧でありますとか、各歴史のポイント、スポット、そういったものもございます。そういったものの連携施策に関する保存活用計画、そういったものは今回の三戸城跡保存活用計画には含まれないところでございます。これは、三戸城跡の文化財保存に関する活用計画ということになります。したがって、町全体の観光施策となれば、また別の観点で、もっと包括したような取組の仕方、そこが必要になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

なるほど、分かりました。

それでは、この保存活用計画だったり、整備計画についてちょっと深掘りさせてもらおうと、この城山公園の史跡に関して、町長にちょっと質問させてもらいたいと思うのですけれども、整備基本計画には、今教育委員会のほうから答弁がありましたけれども、史跡の復元計画だったり、修復計画を盛り込まなければならないと思います。現在今ある温故館だったりというのは、三戸城は歴史的史実に基づかない建物であるというふうに考えていますけれども、これはどのように考えているかお聞かせいただければと思います。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまのご質問については、私、町長というよりも、担当課から直接答えたほうが適切ではないのかなとは思いますが、私の聞いているところであれば、史実に基づかないものについては、将来どうするかということ、要は除却ということも計画の中には入れていかなければならないというふうに聞いています。ただ、それは期限を定めるものではないとも聞いておりますので、できるものから、可能な時期、あるいは時代に、そういったものに取り組んでいくという程度のものであるというふうに捉えておりません。

今すぐその計画をつくって、何年後かに温故館をなくして別なところに何かを造るとか、綱御門をどうするか、そういうことではないという。ただ、その計画、考え方というのを計画の中に入れ込んで文化庁のほうに出すということだというふうに思っております。

○11番（久慈 聡君）

教育委員会は、ちょっと言いづらいのかなと思って町長に振ったのですけれども、そういう感じの解釈でいいのでしょうか。トップの考えがそれであれば、いいのかと思います。計画には盛り込まなければならないのですけれども、その時期というものは明確ではなくてもいいよというところに関して進めていく、もしくは今現在あるものを観光としてつなげていくのか、つなげていかない、別のものをつくるのかというのは、今後に向けて考えていくべきものであると考えています。

それでは、1個目の質問に関しては組織の連携ということで、私は一番最初から、1年前はこんなことしましたよと、どんな連携をしたのですかという話しして、キーパーソンはどこなのですかという話ししているのは、今後どのような連携が取れるかということなのです。これまで質問した中で、史跡保存といったところから考えると、歴史的価値を高める必要があると。そのために、建築の制限がありますよと。一方、観光振興の面から見ると、商業的な建物は建てるのが難しいと。また、イベントなどソフト事業でしかできないといったように、持続的な観光振興の対策とならないような感じがしています。町長は、このように利益が相反する課題にどのように対応するのかというのをお考えなのかというのをちょっと聞きたいと思っています。

また、教育委員会とまちづくり推進課がそれぞれ別の観点から、町の振興を図る上でこれを取りまとめる組織、また人材というか、そういったものはどのように考えているのかなというところをお伺いしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま久慈議員からご質問をいただいている、要は組織のつくり方、また回し方というところの考え方ということで、私なりの今の見解を申し上げさせていただきますと、今の三戸町役場が抱えているのは、人口減少策であるとか、子育て支援であるとか、また先ほどの午前の議会でもありました高齢者の福祉であるとか、様々な分野を、まずそれぞれの課が担当しながらやっています。そういった中で、新たに今この国史跡指定の課題、そしてまたそれを地域振興につなげていかなければならない課題、さらに三戸高校の部分もあったりします。ですので、実はそういった部署の中での担当というのは、かなり今重複をしている状態で、これは人数がある市クラスであれば、部署部署ということではしっかり専門でやれるのですが、三戸町の職員の人口は百何名という中でいくと、1つの課で10人ぐらいです。その10人の中から課長、課長補佐級云々という形でいきますと、重要な部分は課長、課長補佐でやっぱりつくっていくかないものですから、となるといろんなものを兼務しながらやらざるを得ないという状況で、まずは今教育委員会とまちづくり推進課が連携してやる、またその中に農林課も入ったり、建設課も入ったり、そのときそのときに合わせて柔軟に、今そのプロジェクトチームというような形で進んでいるという、まず現在はそういう形でございます。

久慈議員のほうからすれば、担当部署という、要はキーというところに焦点を当ててやっていったらどうかということだと思いますが、それについては今後いろんな事業を進めていくに当たって、必要であればそういった部署を、また何かの兼務になるとは思いますが、責任を持ってやってもらうという形でつくっていくということではございまして、現在のところはそういった様々な事業との担当の兼務という形で、各部署、各課と連携する形でやらせていただいているというところでご理解いただけると幸いです、よろしくお願いたします。

○11番（久慈 聡君）

ちょっとうまく話しできるかどうか分からないのだけれども、教育委員会のほうからは、国指定史跡の城山公園に特化したものについての観光につながるものは、教育委員会のほうのものであると。ただ、町全体にも波及するものに関しては、また違う目線で考えていますよという話をしていました。まちづくり推進課のほうでは、全体的なものも含めて観光をつなげていかなければならないといったときに、どうしてもなかなかうまく進まない部分もあるのかなと思うのですけれども、今町長のほうから

は、人数がこれだけしか、これだけというと言葉が悪いかな、この人数、10人ぐらいの課の中で重複して業務をやっているという話も聞かせてもらったのですが、それはある程度業務を重複しなければ、お互いに仕事が前に進まないというのも分かります。

それは分かるのですけれども、教育委員会は教育委員会で、ずっと時間をかけて今上がってきて、やっと史跡指定になるという予定が1年前ぐらいから順番になって、今年なりますよ。これは成果ではないですか。成果になるときは、それに観光をつなげていかなければならないと思っていくのは、町のほうがやらなければならない部分なのかもしれないのですけれども、その連携を取るのには、1年前からもお話ししていましたけれども、もう史跡指定になるというふうな前提で動かなければならないものというのは、やっぱりいろんな角度からも出てくると思うのです、町の中で。その部分に関して、組織がどうなっているかというのを聞きたかったのです。要は、確かに課の中でお互いに重複しながら業務を行うというのは分かります。その中で、どこがどうイニシアチブを取っていくかということのところというのは、今キーパーソンはどこにあって、そこに対してのものがどこに向かっていくかというのは、私はある程度町全体のことで考えるべき目線を持った組織でなければ、なかなか難しいのではないかなと私は思っているのですけれども、その辺はどうお考えですか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまのかなり広範囲に、町全体のということになっていくのではないかとこのことではございます。これはもう捉え方1つで、広い範囲ということになると思いますが、そういった場合のキーパーソンとなるのは、やはりそれを進めるべく私、町長がそのキーパーソンということになるのだというふうに思います。

ただ、現状国の史跡指定に向けて意見書は出しましたものの、まずそれがはっきりしないことには、その次の段階に行けない。また、次の段階に行った際にも、それが認められないと、また次に行けない。これは、急いで何かをやろうと思っても、実はうまくかみ合わせができないと、それまでの努力もなかなか無駄になってしまうところもありますので、そこはできるだけ前に進むような形で、打合せ等を進めさせているつもりではございますが、なかなかそういった実際の国の動きと、現場の動きとのバランスがやはり非常に大事ですので、これだけを、観光だけを、ではそれをどんと打ち上げてうまく着陸させようと思ったら、床が動いていて着陸できないということになると、それも実際あり得る話なので、ある程度丁寧に、丁寧に、ここは教育委員会サイドで計画を国に出して、そしてそこが認められる中の当てをつけながら、連動させていかなければならないのかなというふうにも考えております。

そういうことではございます。ちょっと話が余計なほうに行きそうだったので、ここで。

○11番（久慈 聡君）

町長がキーパーソンをやらなければならないというのは、私もそう思います。横断的な形を考えている中で、観光につなげるとしたら、やっぱりトップが動かなければならない部分だと思いますし、課の中で話ししたとしても、できるところとできないところ、歩み寄れるところと歩み寄れないところがあると思いますから、その辺は配慮しながらやっていただきたいなというふうには私は思っています。なので、ちょっと聞かせてもらいましたが、できれば2つの課だけということではなくて、教育委員会は教育委員会の中でしっかり仕事していただくと。その中で、自分たちの仕事の中で、どこまでがよくてどこまでが悪いかというのを明確にしたものを提示することによっ

て、それを各課が認識しながら、どこに自分たちのやれる、三戸町として観光振興につなげられることができるのかというところを話し合ったものを、お互いに話し合っ
て決められるのが一番だと思っているのですけれども、その中には決め事というの
が出てきて、こうするのだよという方針を決めなければならないのは、課の中ではなく
て、やっぱり管理者がやっていかなければならないのではないかなと思いますので、
その辺は配慮しながら考えていただきたいなと思っています。ちょっと後でまた話は
しますけれども。

ちょっと余談になるかもしれないですけれども、今の話で言うと、指定が決まらな
ければ何もできない、決まってからでない動きが取れないという話をされましたけ
れども、例えば変な話だけれども、学校のスポーツもそうですけれども、もしかした
ら県大会に行くかもしれない、全国大会に行くかもしれないと予算を取るではないで
すか。そういった形で、予測、かもしれないということに対してのことで動くべきも
のだったりとか、それに対して予算確保しなければならないものというのは、やっぱ
り出てくるかと思うので、その辺を考えていただきながらと思っています。

それは、昨年度の予算の中には入っていないですし、今回どのような形になるのか
など、期待も含めてちょっと質問させてもらうのですけれども、前回観光につなげる
にはと私は質問していました。そういう中で、まちづくり推進課からの回答では、山
城のファンが多いのですよと、通年観光を考えているのですよと、歴史公園にしたい
のですよと、三八地域県民局のほうかな、南部氏の広域パンフレットを、観光のパン
フレットを作っているのですよと。でも、29日の資料、私が頂いた資料には、史跡、
三戸城跡地内での訪問観光客を生かした各種イベント、それから観光ガイドの育成、
訪問観光客を町経済につなげる各種事業、三戸城跡外の町内の観光資源との相乗効果
を生かした観光ルートづくりというふうに書いてあります。現段階は、この予算編成
中でありまして、3月の議会で来年度の予算の審議がされるというふうに思ってい
るので、適正な予算計上が見込まれているのではないかなと私は思っています。話せる
か話せないかはあれなのですけれども、町の振興策だったりとか、振興の対策などで、
もしこういうふうなことが具体的にもう進んでいるよというのであれば、話
ししていただければなと思っています。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、国史跡指定を記念して、春まつりの期間
中に記念イベント実施をすること、あとは城山公園を訪れた方を町の中心部に周遊さ
せる仕組みづくりとして、観光アプリを活用したスタンプラリーを開催しまして、ス
タンプを集めた方に商品券を配付して、町内での消費をしていただくという取組で
あるとか、あとは三戸城跡に関連する飲食メニューであるとか、お土産の商品開発
にかかる経費を補助するといった事業のほうを考えてございます。

今回の事業内容につきましては、教育委員会と意見交換のほうをいたしまして、協
議した内容を予算要求してございます。その内容につきましては、今後予算査定とい
うのも控えておりますので、詳細につきましては控えさせていただきますが、まず今
後も教育委員会のほうと連携をして、しっかりと進めていきたいなというふうには考
えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

回答しづらい質問、すみませんけれども、教育委員会のほうでは答えられるものがありますか、何か。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

来年度は、国史跡指定が見込まれるということで、史跡指定後の動きを行っていきたいと考えておりますけれども、まずは記念祝賀会、こちらは令和・南部藩という組織がございます。これは、南部氏を縁に、今現在につながる歴史を縁とした首長との市町村のつながりでございますが、こういった方々の首長のご案内いただきまして、祝賀会等を開いて、記念講演会を行って、周知と祝賀行事を行いたいと考えております。

また、国史跡指定記念の御城印でございますが、これにプレミアムとして御城印を販売したいと思っております。これは、例えば限定で史跡指定になったというプレミアム感を出したもので、集客を図りたいなと考えております。

また、史跡のガイドでございますけれども、来客を見越したサービス対応ということで、歴史に詳しい歴史民俗資料館の館長に専任の職員を置いて、ガイド従事に要する経費等を今後見込んでいきたいと、こちらは3月の当初予算に盛り込んでいきたいと現在のところでは考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございました。一応予算前なので、皆様のご意見という形でお伺いさせていただきますと思っています。

では、次のほうの質問に行かせていただきます。史跡指定後における町振興を図るためのやつですね、2つ目。連携という点、観光協会が真っ先に私は浮かんでくるのですが、観光協会とはどのような打合せとか、そういった外で今動いているものは何かあるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

観光協会のほうとは、日頃から町の観光振興を図るために、事業の実施に当たりまして、事前の相談とか、アドバイスするなど、互いに連携協議のほうを行っております。春まつり期間中に史跡指定を記念したイベントということを先ほどご紹介しましたけれども、その実施につきましましては、教育委員会とまちづくり推進課等でのまず検討の段階であります。その実施を考えておりまして、来年度の事業については今後予算査定を控えているということで、詳細に決まりましたら観光協会のほうにはお話をしていこうと考えてはおりますが、現段階ではまず行っておりません。今後行ってまいります。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

町長の先ほどの答弁では、観光協会、それから道の駅だったり、八戸だったりとかということを書いていました。この中で、29日の資料でもあれなのだけれども、たしか全市町村との広域観光の推進を進めることにしているようですけれども、これは八戸圏域の中核都市圏のビジョンに盛り込まれているのですか、盛り込まれているものが何かあるのかと、ちょっと質問させてもらいます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

連携中枢都市圏の連携事業のほうに何か組み込まれているかということでございますが、第2期八戸圏域連携中枢都市圏のビジョン案にございます連携事業、78の事業のうち、今回新規に追加されました4事業の中に八戸圏域文化財魅力発信事業というのがそれに当たります。

また、情報発信事業ということではございますが、圏域の南部氏につながる観光ルートに発展するように、会議の場でも働きかけて、連携事業として今後取り組んでいければなというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。ちょっとご意見を聞きたいのですけれども、まちづくり推進課のほうに聞きたいのですが、「N o b uとT o s h i」の著者である木村先生から以前講義をいただきました。議会で聞かせてもらったのですけれども、私の中で印象に残った言葉があつて、三戸城が史跡指定されると、興味のある観光客は必ず1度は訪れると。しかし、また来たいと思う仕組みをつくらなければ2度目は来ないというふうに言われました。私も非常に同感だなと思えますけれども、このような仕組みづくりは何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まちづくり推進課の事業として今考えてございますのは、先ほど来春まつりの期間中に史跡指定の記念イベントを予定しているということで、まずお話を申し上げておりましたが、記念事業としていらっしゃる方がいて、その後また城山公園、史跡のほうの三戸城跡のほうに足を運んでいただけるような取組といたしましては、城跡や歴史に興味がある方、またイベントを楽しみに来てくださる方に喜んでいただけるような恒例事業というものを何かできないかと今考えているところでございます。また、ガイドのほうにつきましても、城歩きのいろんなコースを体験していただきまして、新しい発見とか、そういうものにつながるコース設定を考えているようでして、詳細につきましても今後詰めていくこととなりますが、いらっしゃる方に1度でなく、飽きさせずに毎年訪れたくなるような仕掛けというのを今後考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

ただいまのまちづくり推進課の施策に補足して、教育委員会の部分からも。

史跡の指定になれば、どのような史跡になったのかということで、観光客が来ることはまず見込まれます。木村先生が言ったように、1回は見るというのは、これは想定されます。では、2回目ということで、2回目どういったものがあれば来るのかなと。これは他の史跡もそうなのですけれども、なかなかリピーターが来ないと。その施策としては、また新たな発掘、調査を行うとあって、また調査して復元するといったような、これは何年か後の話になりますけれども、その復元工事等の過程を見せるとか、あるいは発掘調査があつて、また眠られていた遺産が大発見されたとか、そういったものを周知、魅力ある発信していくと、こういったことでリピーターが得られるのではないかと、史跡の部門からはこう考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

私は、次に教育委員会に聞こうと思っていたのですが、新しいものというのですか、2回目来するには必ず新しいものがなければいけないと思います。次のものと言えども、今現在あるものだけではなくて、新しいものをやっぱり見つけていくというのですか、魅力あるものを発掘していってもらえればなど、発掘というか、この発掘ではなくて発見していただければなどと思います。

まちづくり推進課のほうからお話がありましたけれども、ガイドのほうは非常に個人のスキルがあってガイドされて、その個人のスキルによってガイドの手法が違ったり、聞く側も違うので、そういったものが統一できるようなものだったり、ガイドに新しいものを情報提供してあげるような、そういった連携も取りながらやっていただければなどと思います。

次に、3つ目の質問に移りたいと思います。ちょっと質問を最初したのですが、観光に向けて4号線のバイパスとかに歩道橋に垂れ幕だったりとか、一番車が多く通るようなところに史跡指定になったのですよだったりとか、三戸の魅力を発信できるような垂れ幕だったりとか、そういったものを作るご計画はありますでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

国道から町なかを通過して城山公園につながる分かりやすいルートということで、歩道橋を曲がって城山公園に誘導する最も有効なルートかなと考えてございます。歩道橋への垂れ幕とか、あと案内表示が可能かどうかは、管理する青森河川国道事務所のほうにまず確認、相談が必要になりますけれども、まず初めていらした方にも分かりやすい案内というのができるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。極力初めての方でも分かるような形だったりとか、来たいなと思えるような形で作っていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願います。

あと、城山公園の入り口のところについて質問させてもらいます。これは建設課になるのでしょうか。あそこは五差路になるのですけれども、出入りの際、非常に車の擦れ違いだったり、ちょっと危ないなというふうに感じることもあるので、この辺に関しての改善計画などはありますでしょうか。

○建設課長（齋藤 優君）

城山公園の入り口の部分の改善ということでございますけれども、県道櫛引上名久井三戸線の整備の際に、五差路の部分の高低差を低くして改良を行っております。その際に、公園の入り口ということも考慮した工事ということをやっていると思います。擦れ違い等の危険があるということであれば、道路の拡幅とかというようなことが考えられると思いますが、入り口付近には民家があったりということもあって、すぐにはちょっと対応できないということも考えてございます。当面の対策といたしましては、擦れ違いが危険であるということであれば、擦れ違い注意といったような注意喚起の看板を出すとか、あと停止線であったりとかといったものをもっとはっきり、今現在ちょっと消えているような状況もありますので、はっきりさせる

というようなところ、あとそういったところの入り口の停止線とかの部分も、三戸警察署のほうで今どのようにするかということもちょっとお考えになっているということでございましたので、いろんな関係機関と相談して今後対応してまいりたいと考えてございます。

○11番（久慈 聡君）

初めて城山公園に来る人というのは、看板を頼りに行きますよね。五差路はあまりないのです。看板見ながらこうやって運転していると、やっぱり危ないのかというふうに思いますし、あそこの坂下りてくるのであれば、だんだん細くなるような感覚になっているところもあるので、あそこは止まれがあればいいなど、ちょっと思っているのです。そういった形で話合いがあったりとか、警察のほうに相談が行っているのであれば構わないと思います。それは、事故がある前に未然という形の対策としては必要なものではないかなと思いますので、検討していただきたいなと思います。

次に、道路の件なのですけれども、道路の路面の評価でMC I というのがあります。維持管理指数です。これは、建設課では平成26年に舗装状況の点検を行った結果があります。そのMC I によって優先順位を決めて、修繕計画を行っています。5.5以上は望ましいですと、4.1から4.9は修繕が望ましいですよ、3.1から4は修繕が必要ですよ、3以下は早急に修繕が必要ですと、このように区分されているかと思いません。城山公園の入り口から本丸までの城山線は1級路線であり、MC I は2.6の早急に修繕が必要な区分になっています。その他路線の城山公園周遊線のMC I は3.5、修繕が必要になっています。そして、城山鶴亀池から帰路になる城山2号線は4.8であります。これは、道路の修繕は必要ないのですけれども、危険道路であるというふうに私は以前から話をさせてもらっています。今後城山公園の史跡指定を受けた際に、車で来られる方も増加すると思いますし、その際現状ひび割れが非常にあるような道路などについて、非常に劣化が進んで修繕が必要ですと、今三戸町は1番になっているのではないですか、予想されると。これらの予防的対処を含め、町ではどういうふうに考えているのですか、お聞きします。

○建設課長（齋藤 優君）

先ほど久慈議員からお話がありましたMC I というものなのですけれども、国土交通省土木研究所が開発した道路管理者の立場から見た舗装の維持修繕の要否を判断する指標ということになってございます。平成26年に調査したものの数値でございます。それから何年かもう経過をしているものではございますけれども、その経過の期間に車両の通行の量であったりとか、冬期間の低温などによって道路への影響があったりして、道路へのダメージがあったりして、その数値からは現状変わっている部分ももしかしたらあるということをお考えでございます。城山公園内の町道に関しましては、これまでも観光客が訪れる春まつりの前に、傷みの激しい部分を道路の補修を行ったりして対策を講じてございます。史跡指定を受けた後の道路の整備というようなものに関しましては、その計画の中でどのような位置づけになるのかといったところも、ちょっと相談しながら考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

城山は、なぜこんなにも点数が低いのかなといったときに、やっぱり桜があるからなのかなと、桜の木が近くにあるからなのかなというふうにはちょっと思うのですけ

れども、今現在私が持っている資料では、赤ラインになっているのではないですか。赤ラインで、修正が必要ですよというふうになっています。それで、史跡指定になりました。例えば今年の12月になりました。イベントを4月やります、5月やりますと。では、そのときに直すのですかと思うのです。そうであれば、もっと早い段階にやらなければならないのではないだろうかと思うのです。観光の件では、先ほど来何回もお話ししていますが、私としては準備が遅いのではないという話をさせてもらっています。道路に関してもそうです。

そういった意味で、全体的な観光についてを考えるのだったりとか、城山公園に来ていただくためのことを考えるのであれば、その準備や事前の対策というのはやっぱり必要なのではないかなと私は考えていますので、それは1年前から話しさせてもらっていますし、今もお話ししています。その間に他の議員もお話しさせてもらっています。ちょっと考えていただきたいなというふうに思っています。

それでは、4番目の質問をさせてもらおうかなと思ったのですが、基本的にスタンプラリーだったりとか、そういった商品価値というか、いろんなグッズを作るという形で考えているということに理解しました。いろんな形で、今回こういったコロナの関係もあって、非常に苦しい企業が多いと思います。その中で、町として手を差し伸べて、こういったイベントに乗っかって、少しでも売上げが上がっていただけるような配慮をまちづくり推進課のほうで考えていただきながら、町としても取り組んでいてもらいたいなというふうにお願ひします。

トータルでちょっと質問させてもらいます。町長に質問いたします。町長2期目の行政を担うことになった1年前、私は先ほど来話ししています。町内復活に向けた重点項目の一つで、史跡指定後の町の観光について質問しています。そして、その最後に、このように史跡指定に関しては教育委員会、観光に関してはまちづくり推進課であり、今現在は課を超えて今後も三戸町の宝をどのように生かして、人口減少、少子化、社会構造をつくることを考えていくべきであるというふうに私は話ししています。確かに担当課で話し合いが行われたということも聞いていますし、今回質問させてもらいましたけれども、ただそれによって今ここに成果があるのかといたら、私が今質問したとおりです。非常に遅いと私は思っています。準備ができていないというふうに感じています。

長年にわたり、着実に史跡に向けて活動、行動してきた教育委員会の成果と連携して三戸町の観光振興を進めるためには、まちづくり推進課の連携だけでなく、やっぱり町長や副町長の考えというのが非常に大きく左右されるのではないだろうかというふうに考えています。教育委員会では、保存計画2年間、まちづくり推進課では令和4年度からの一本化の事業開始ということに話が出ているということだと今認識しているのですが、実はもう既に具体的計画が進んでいて、指定後すぐに動くために補正予算してくれよというのであれば、飛んで駆けつけるのですけれども、今現状はそうになっていないと。そして、事前の準備だったり、行動がちょっと遅過ぎるのではないかなと私は感じています。

近郊の地域や各種団体との連携に関しても、具体的なものが見えないような状態の中で、29日に資料をもらいました。課の中でやるべきことも書いてあります。でも、先ほどちょっと連携に関しても話をさせてもらいましたけれども、町長に聞きたいのは、今のこの現状のままで史跡指定後、地域活性化、そして観光振興につながるというふうに考えているかと思うのですけれども、焦りというのはないのですか。

○町長（松尾 和彦君）

再三もっと早くやらなければならないのではないかと、そういう久慈議員からの焦りみたいなものは非常に感じるのですが、私どもとすると全く遅滞なく国に対しても仕事をし、そしてまた準備を進めているというふうに考えております。唯一できていないのは、今年のコロナの状況がゴールデンウィーク、またお盆、また9月というときに、非常にコロナの感染が広がって、人財塾なり、ワークショップの回数も減らしながらやらざるを得なかったということが非常に残念に思っているところです。

その中で、町民の方々からいろいろ城山公園をどういうふうに、どういうものを望むかとか、どういった皆さんの観光に対しての関心があるのかとか、いろんな声を聞いて、今後の観光振興を進めていく際の材料にしていきたいと、またそれを導きにしていきたいというふうに考えておりましたが、残念ながらその部分だけはできておりません。しかし、だからといって、全体のこの歩みを遅らせるわけにはまいりませんので、まちづくり推進課、そしてまた教育委員会共々、繰り返しになりますが、遅滞なく進めておりますので、その後の国史跡指定の際には、さらに一歩進んでいく形は取っていこうと思います。

焦ってはならないと、私はむしろ思います。隣の南部町の遺跡のところも、旧南部町が国の史跡指定を取ってから調査を続けて、続けて、10年たって今の形によく入っていったのです。その後、また調査を続けていろんな遺構が発掘され、かなり東北の中でも大きな城塞都市だったというふうなのになってきているわけなのです。なので、城山公園は町単独だけで調査をしていくと、それこそいつまでたってもなかなかその花開くことができないと。だけれども、国史跡指定になっていけばこそ、国からの補助であるとか、そういったものを活用して調査を続けて、そして東北の雄だった南部藩、その出身である三戸南部の居城という位置をいろんな歴史の物語と絡めてやっていく地盤ができるのです。なので、一切遅滞なく調査も研究も進めていきますし、それに合わせた観光振興というのもしやっていけると、またやっていかなければならないと、そういうふうに思っております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

では、問題ないということですね。というふうに私は答弁を受け取りました。

私は遅いと思います。なぜかという、具体的な施策がなかなかできていないということを私は今までも何回も話しさせてもらっていますけれども、きついことを言わせてもらおうと、きちんとした連携を取っているのであれば、観光について話し合うのだったら、もっと早い段階でこういった資料というのはできてくるのではないかなと私は思います。連携を取って話をしているのであれば、教育委員会の考え方とまちづくり推進課の考え方も、主張は正しいことをやられていると思います。ただ、その中で町全体でどのような社会構造をつくるかということに関しては、やはりトップでないといけないのではないかなと先ほど来から話ししています。だから、町長に質問しています。今の答弁では、歴史的価値をつくったりとか、教育委員会が動いているものに関しては滞りなく何も問題なく進んでいる、国に対してはちゃんとやっていますと。分かりました。でも、町の生き残りをかけて、このコロナ禍を過ぎてきた三戸町の観光をどのようにやっていくかということに関しては、遅いと私は思っていますので、そこはきちんと対策してもらおう、もしくは早い段階で動いてもらいたいなと私は強く望みます。

今まで私は、何回も城山公園に関して質問をしました。多くの議員が同じように取上げています。三戸町のこの城山公園は宝であると私は思っていますし、大事にしな

ければならないというふうに感じています。今回三戸町の宝が国の宝になるわけです。町全体で多くの事業を行って、失われつつある町民の笑顔、それを取り戻すように、町のトップとして考えていただきたいし、行動していただきたいというふうにお願いして、私の質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

10分後の再開予定をもって休憩します。

（午後 2時17分）

休 憩

（午後 2時26分）

<10番 千葉 有子議員>

1. 町の特産品であるジョミの支援について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、千葉有子君。

○10番（千葉 有子君）

通告により、私の一般質問を行います。1項目です。

三戸地方は、ジョミの唯一無二の生産地であり、地域の宝と称賛されています。この地域の宝、ジョミへの町としての生産支援について、次の2点を伺います。ジョミの正式名はガマズミですが、当地域でなれ親しんでいる呼び名のジョミと表記させていただきました。

1点目、弘前大学と三戸町は連携協定を締結しており、協力事項の一つには地域産業に関することがあります。ジョミ産の継続、特産化の強化に向けて関係課職員や町長が関わるのが大切と考えますが、町長の考えを伺います。

2点目です。ジョミの老木化や生産者減少による収穫量の激減、加工環境や販売促進など、自助努力や協力体制でも困難があり、ジョミの消滅への不安の声が聞かれます。今後も持続可能な産物となるよう、関係機関、農家などとの話し合いの場を設けてはいかがでしょうか。

以上、2点について答弁をお願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、千葉議員のご質問にお答えを申し上げます。

町の特産品であるジョミの支援についてであります。初めに、1点目のジョミ生産の継続、特産化の強化に向けた町長や職員の関わりについてであります。ジョミと呼ばれるガマズミでありますけれども、もともと山野に自生する低木で、その果実には健康効果があると着目されていたものであります。青森県立保健大学等の研究により、ポリフェノール、ビタミンCなどの成分が多く含まれ、抗酸化作用などの効果が確認をされております。また、これまで平成7年には、県立保健大学、株式会社小野

寺醸造元、財団法人21あおもり産業総合支援センターなどの関係機関でガマズミ活用研究会が結成され、成分分析や新商品開発、PR活動に取り組んできた経緯があります。

町といたしましても、スーパーフルーツとして地域産業の一つとなる可能性があるジョミについて、県が開催をしている青森県フェアなどに出品するなどし、知名度向上を図るなど支援しているところであります。今後におきましても、関係機関及び役場関係課との情報共有及び連携を図るとともに、今年度連携協定を締結した弘前大学と連携を深め、地場産品として大切にしていきたいと考えているところであります。

次に、2点目のジョミの老木化や収穫量の減少、加工環境や販売促進など、持続可能性に向けた話合いの場を設けてはどうかについてであります。一昨年の12月に生産組合、加工業者をはじめとし、弘前大学教授、SANNOWA、役場職員が参加する会議を開催しております。この会議においては、議員からご質問のあったとおり、収穫量の減少、加工環境の継承、販売経路の確保可能性などが話し合われ、様々な課題が出されましたので、現在課題解決に向かって、今後も継続的な話合いの場を設け、連携協定を締結している弘前大学からのご意見などを参考とし、対応の協議をしてまいりたいと考えております。

○10番（千葉 有子君）

町長からは、地場産品として支援するというお答えをいただきました。再質問させていただきます。

まず、1点目ですが、三戸町と弘前大学はいつ連携協定に関する締結がなされ、その協定の内容はどのようなものか。また、協定に至った経緯についてもお聞かせください。

あと1つは、先ほど一昨年に関係者の方々とお話を持たれたということで、私も認識しております。それから今まではなかったのか、その2点お願いいたします。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

ただいまのご質問の1点目についてお答え申し上げます。

弘前大学と三戸町との包括連携協定の概要につきましてでございますけれども、こちらのほうは地域が抱える課題解決によりまして、活力ある町の形成と発展に寄与することを目的としまして、産業振興のほか、健康、医療、また教育分野など、8つの項目につきまして連携協力に関する協定ということで、令和3年7月15日に締結してございます。

この弘前大学との包括連携協定に至りました経緯でございますけれども、こちらのほうは地球温暖化を背景とした中長期的な気候変動が及ぼす三戸町の農業に与える影響というふうなものの考察につきまして、令和3年4月1日に弘前大学と受託研究契約を締結してございます。この研究の契約をきっかけとしまして、地域振興のさらなる発展、また連携強化を図ることを目的としまして、先ほどご説明いたしました8項目について協力というふうなことで、包括連携協定を締結した経緯になってございます。

以上でございます。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまご質問がありました話合いの場について答弁いたします。

まず、令和元年12月20日に話合いが持たれております。その前の年も1度話合いが

持たれております。元年の12月のときには、これまでガマズミのほうの研究を進めていただいている弘前大学の岩井教授、岩井教授は前の青森県立保健大学のときからのお付き合いと、あとは小野寺醸造元とか、ガマズミ生産組合、SANNOWA、あとは役場のほうから出席しております。そのときに話し合いをして、そのときの課題ということで、例えば加工であれば、醸造元のほうの機械が古くなっているとか、収量が減少しているなどの問題点が洗い出されたということになっています。

その後、残念ながら話し合いというものは持っていませんでしたが、弘大の岩井教授が毎年のように11月の収穫のところに訪れているということで、そちらでまたちょっとした話し合いが持たれているというような状況でございます。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

話し合いのほうは、令和元年12月からなされていないということで、その頃とは背景も現況も違っていると思いますので、ちょっとそこは残念なのかなと、これからの期待したいと思いますが、ちょっとまた再質問させていただきます。

先ほどの協定の経緯で、地球温暖化で農業に関する研究からということが経緯の一つになっているようで、今まさに大変なことが毎日メディアで言われています。そこから来た協定だということと、あと協定が結ばれてからまだ日も浅く、先ほどのご説明で町の多岐にわたる分野における連携協力ということで理解いたしました。町からの振興策というよりは、大学からの発信に町として協力体制をお互いにとるというような印象も少し持ちます。

そこで、1つ伺います。11月3日に行われたガマズミの収穫体験に、弘前大学の教授と学生の方々が来町していましたが、協力体制にある町側からの参加はあったのでしょうか、答弁お願いいたします。

○農林課長（極壇 浩君）

先ほど11月3日に来られたということでございます。残念ながら、農林課のほうにこちらの情報、11月頃に来るよという話は聞いてございましたが、いつ来ると具体的な日程等が分からなくて、来られたというのは後から聞いたというふうな状況でございました。今後メール等とかがありますので、そちらで確認しながら進めていければなと思いました。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

私も連絡をしたということは、ちょっと関係者の方から伺っているのですが、それが収穫体験の情報が町側にうまく届いていなかったかどうかは別として、収穫の時期は分かり、昨年から継続しているようです。三戸町としてアンテナを張り、協力の場として生かしていただきたかったと考えます。弘前大学の研究所の教授からは、ガマズミと言えば三戸と言われるように、存在感を高められれば生き残っていく、また学生からは実体験を研究に生かしたいとメッセージを寄せています。協定の目的もさることながら、何よりも熱意を持って三戸町に協力したいと、当町へおいでくださった皆さんへ、町側の参加によって、町からの表敬の意も伝わるかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまのご質問でございますが、弘前大学との連携をもっと深くやっていったほうがいいのではないかと、そういう意味合いなのだろうというふうに思います。まず、今年の7月によく締結ということになりまして、まずそれまでの間、どういうことができるかというのを何年も打合せをしてきました。そういった中で、弘前大学にはたくさんの、人文学科から、農学生命科学科、様々な学科があるのですけれども、町の出したテーマに対して共鳴してくるといいますか、自分の研究とうまく合致するところからまず始めましょうというところで、農業環境、要は大気とか環境のほうの調査のほうからまず先行したということでございます。いろいろ聞いておりますと、県立保健大学で、故小野寺昭夫さんと一緒に研究をされていた方が今弘前大学のほうに動いているという話も聞いておりますので、まずその方がこの間の11月に収穫に来られていたのであれば、私もぜひお会いをしたかったなというふうに思いますし、今後日程等はきちんと連絡を取って、機会があればぜひ弘前大学の学生も含めて、いろいろ話をしながら、ご意見をいただきながら、ジョミの振興につながるようなことができればいいかなというふうに、そのように考えております。

○10番（千葉 有子君）

この体験は去年から行っていますので、ちょっとアンテナを張っていてほしかったなど、繰り返し思います。私も今町長がおっしゃったように、町長にもぜひ学生と同じ時間を過ごして、意見の交換というか、町長とお話できるということは、学生にとっても貴重な時間だと思いますので、そういうふうにしていただきたかったなと思います。

それで、令和2年12月定例会の私の一般質問の関連の中で、ガマズミのことについて伺った折、町長からは、何とか残したい、育てていきたい、医療にも貢献できるのではないかと、フルーツとして全国に名をはせられるようになるのではないかと、できるだけ取組をその都度考えていきたいという、とても熱意のある力強い答弁をいただいていた。トップの発信力は大きいものと考えます。弘前大学の皆さんの誠意に応え、皆さんの情熱や頑張る気持ちが途切れることのないような積極的な連携協力を期待いたします。

2点目について再質問いたします。ガマズミ生産者の方は、10名と聞いています。お一人の方からは、小枝から実を取る作業にとっても手間がかかり、収益と結びつかないため、木を減らしてしまった、実を取る道具や機械があれば収穫量や生産者は増える可能性はある、高齢者でもできる。また、別な方は、ほとんどが耕作放棄地となってしまう、自分ではどうすることもできない、活用してくれる方法があればなくしたくないなどなど、それぞれ不安や悩みは違っても、このままではガマズミがなくなってしまうという危機感は一様でした。

ある自治体の例です。ガマズミではありませんが、産物を収穫するための道具や機械がなく困っていたが、町主導で町工場と開発し、地場産業を盛り上げることができ、次世代へのバトンタッチ、地域活性化につながったとメディアで紹介されていました。

前置きが長くなりましたが、この地域、三戸でないとできないというこの地域の宝、特産果実、ガマズミを守るために、一番は先ほどの皆さんの悩みを聞く場、話合いの場、それから知恵の結集のための現実的な取組というか、場所の設定については、現時点で町長はどのように考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○農林課長（極 檀 浩君）

先ほどの道具、機械等の問題、また話合いの場ということでご答弁いたします。

町では、このような農機具とか、そちらのほうの補助ということで、町単独事業でレベルアップ事業というのを行っております。これは、ガマズミ等だけと、そういうふうなものに限らず、広い農作物に対して補助制度を設けておりますので、機械等が足りない、もしくは不足している場合には、相談いただければと思います。このレベルアップ事業の中では、その話合いの場において、例えば研修をする、講師を呼んでくるとか、そういうふうな費用も補助をしておりますので、活用していただければと思います。また、農林課のほうへご相談いただければ、それに対して対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（千葉 有子君）

相談してくれば相談に乗るということですが、なかなか相談に至らないというのが現実のようで、相談しやすいそういう体制もお願いしたいと思っております。

もう一点質問いたします。先ほど研修とかの支援もするということでした。私も何かこのガマズミに関してちょっと勉強したいなと思ひまして、県のりんご果樹課に問い合わせましたら、同心町にある青森県三八地域県民局地域農林水産部農業普及振興室分室というのを教えていただいて、当町の農林課でも先日農作業体験をしたときに共催になっていましたから、連携は取っているものと思います。分室では、ガマズミのことも情報提供やできる支援があるかと思うので、ぜひ分室を活用してくださいとの言葉をいただきました。道具とか機械とか圃場整備など、生産性を高める情報を得られるか分かりませんが、先ほど課長の答弁にもあったように、研修とか、そういうことのお手伝いもできるということをお話ししていましたので、今までも活用しているかどうか分かりませんが、県の出先機関の活用についてはどのようにお考えですか、担当課長の答弁をお願いいたします。

○農林課長（極壇 浩君）

先ほど質問がございましたが、いわゆる三戸分室、前で言う農業改良普及センター、そちらのほうとは、やはり営農の部分、または経営の部分とか、いろいろな話で、その都度その都度話合いを持っております。こちらから出向いて行って相談したりとかというのもございます。また、先ほど言った収穫体験ということで、担い手協議会というものは県の事業を使っておりますので、そちらのほうの関係で県との連携を取りながらということですが。

まず、分室、三戸地域の営農の中心というふうな形になっていましたので、折あるたびに話しに行っているということになります。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

連携を取ってくださるということでした。この問合せをしたときに、担当の方がすぐにジョミの畑、ガマズミの畑にすぐ出向いてくれたようで、9割が耕作放棄地に、どこの畑だかは、ちょっとお聞きしなかったですけれども、とてもびっくりしましたということで、何か力になれることがあればという言葉いただきました。

これは活用には値するかどうか分かりませんが、総務省が支援する制度で、地域力創造アドバイザーという、そういう制度もありまして、地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする自治体が地域活性化の取組に関する知見やノウハウを持っている外部専門家、地域力創造アドバイザーを招聘し、何か指導をしてくださるのに総務省が支援する制度だそうです。全国で400人ぐらいで、東北では

数名なのですけれども、登録者がいらして、ジョミの生産に特化したとか、それにあれしたというのは見えなかったのですが、活動のコンセプトを見てみますと、取組内容が多岐にわたっています。視点とか情報の広がりにも参考になるかもしれないなと私は思いました。この制度は、利用は3年で3回利用できるようで、三戸町はまだ利用がないので、ぜひ利用してほしいということも、ちょっと担当課の方とお話ししました。

終わりに、もう一点お聞きいたします。今般ホップ生産復活ミッションを担った地域おこし協力隊の新規隊員の方が着任いたしました。ガマズミは復活でなく、今ある産物の持続が課題となっています。生産者確保の盛り上げ、取組の一翼を担う1つの選択肢として、また掘り起こしとして、ガマズミ特産物のミッションを担う協力隊の活用も打開策の一つにならないでしょうか。担当課での議論が先決ですが、担当課としていかがなものか。参考までに、地域おこし協力隊任期終了後の地元への定着状況は8割と言われ、人口増加へもつながっているようです。担当課の答弁、お願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

農林課だ。

○10番（千葉 有子君）

農林課でそういう議論をしていただけるかということで、農林課長にお願いしたいと思います。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまの地域おこし協力隊の活用ということでございます。まずホップ、こちらのほうの再生ということで、今回地域おこし協力隊の方を活用されたということ聞いております。そのほかに、ジョミのほうに力がそちらへ行けるかどうかというのがまず問題が1つあります。ですので……

○議長（竹原 義人君）

農林課長、新たに計画できないのかと、ということです。

（「議論できるか」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 2時51分）

休 憩

（午後 2時53分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

地域おこし協力隊は、まず一定期間地域のほうに居住いたしまして、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等、地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など、地域協力活動を行いながら、まずその地域への定住、定着を図るものがございます。

地域おこし協力隊の募集に当たりましては、協力隊に担っていただきたい事業等を各課に照会いたしまして、募集ミッションとしてございます。今後ジョミの生産支援をミッションと追加するかどうかにつきましては、担当課のほうでいろいろな関係機関等と協議を深めた上で、必要に応じ、提案されるものと考えてございます。また、ミッションに従事することにより、先ほど千葉議員言われましたように、地域への定住、定着が図られることをまず期待したいと思っております。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

私もまちづくり推進課というよりは、ガマズミの生産支援に役立つのではないかと、まずは農林課で協議していただけるかという質問だったのですが、よく分かりました。

先ほどの竹原議員の高齢者の福祉計画の生きがいつくりの推進、社会参加の促進についての答弁の中で、高齢者の参加は収入のある社会参加の割合が多い、地域性もあるのではないかとありました。現に高齢者の方からは、働きたい、高額でなくていいから社会参加したいとの声は複数届いています。ガマズミの作業は、重労働ではないと聞いていますので、地域性を生かし、ガマズミはこのようなところにも可能性があるのかなと考えた次第です。

新聞紙上でも、三戸ガマズミに憂いと応援のメッセージを寄せています。先ほど答弁をいただいて、私も質問をして、まず町当局として生産者の方の意見を聞くという、この対応が一番大事だと思います。どうかこれを現実のものとしてしっかり対応してくださることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

消毒のため暫時休憩します。

（午後 2時54分）

休 憩

（午後 2時56分）

< 8番 藤原 文雄議員 >

1. 町内道路の維持管理について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

8番、藤原文雄君。

○8番（藤原 文雄君）

通告書に従いまして質問いたします。今回の私の質問は、1項目、3点についてお伺いいたします。

1、町内道路の維持管理についてでございます。道路は、通勤、通学、通院など、町民の生活基盤となる重要なインフラであり、町道のほか、国道、県道を含め、常に安全でなければなりません。町民の安全な通行の確保と交通利便性の観点から、道路網の維持管理について3点伺います。

- 1、定期点検はどのように行われているか。
 - 2、町民からの要望に対する優先順位の考え方はあるか。
 - 3、町道の維持管理についての現状と課題は。
- 以上、伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、藤原議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

町内道路の維持管理につきまして、3点の質問でございます。1点目の定期点検についてであります。国道4号に関しましては、青森河川国道事務所員及び委託業者が週1回程度パトロールを実施しております。国道104号と県道に関しましては、県の道路監視員が週1回程度パトロールを実施しています。また、町が管理する道路に関しましては、町職員が簡易水道施設の巡回や工事現場立会いなどの日常業務において通行する際、路面及び道路附属物の状況などの点検を行っております。

また、地震、台風、豪雨等の自然災害により、交通障害などが発生するおそれがある場合におきましては、その都度砂利道の洗掘等の確認を中心にパトロールを実施しております。このほか、橋梁は国の定期点検要領に基づき、5年に1回定期点検を実施しております。

2点目の町民からの要望に対する優先順位の考え方についてであります。緊急性や工事施工の容易性、補修の規模等を考慮し、予算の範囲内において対応しております。補修規模が大きく、維持補修に多額の費用を要するものにつきましては、応急的に安全を確保した上で、補正予算や翌年度以降に計上することとしております。

3点目の道路の維持管理についての現状と課題についてであります。道路は1970年代の高度成長期に建設されたものが多く、路面や構造物などの老朽化が全国的に進んでいる状況にあります。当町におきましても同様であり、今後補修や修繕などの費用が増加するものと考えられることから、道路や構造物の長寿命化を図り、維持補修に要する費用の最小化、平準化に取り組んでまいりたいと考えております。

○8番（藤原 文雄君）

3点についての質問に対して、答弁をいただきました。道路の維持補修に関しては、これまでもいろんな議員の方が質問をしております。本日の午前中の一般質問でも、竹原議員のほうから高齢者の安全、道路の安全ということで、道路関係の質問も出されました。そういった中で、前回の定例会においても、山田議員の質問でも維持管理含めた町民からの要望の対応ということの質問が出されております。それぐらい道路に関するということというのは、町民の中ではすごく重い、大事なことであるために、いろんなところから話が出ているということで、あえて今回は維持管理ということでお聞きしたいと考えます。

それでは、最初の定期点検はどのように行われているかということで、国道、県道、そして町道の通常の点検等について説明をいただきましたけれども、これは私たちが

生活をしていく上で、道路はつながっていますので、ふだん国道だ、県道だ、町道だというような気にしないで目的に向かって行動するわけなのですけれども、これを管理する立場の方が違うということで、そういうふうな対応が取られていると思うのですが、これ町側と国の管理、県道の管理といった、一緒に接続の部分とかを点検するといったような作業はあるのかどうかについてお伺いします。

○建設課長（齋藤 優君）

国道及び県道、国が管理する道路と県が管理する道路、あと町が管理する道路の接続部分の確認を一緒にやっているかどうかというような話ですけれども、住民の方々からのお問合せであったりとか、そういったものの内容によって、県のほう、国のほうにお話をし、一緒に見るケースといったものも恐らく出てくるであろうと思います。ケース・バイ・ケースで、こちらのほうからお話を差し上げまして、県、国のほうにお話を出しまして、どのようにするかというのを相談するということになるかと思えます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

ケース・バイ・ケースでやっているということ。

もう一つお伺いをしたい点があります。点検に対しては、町の職員がまずやるというようなさっきの説明だったと思いますけれども、日常の行動の中で点検活動が行われているということでしたけれども、車で取りあえずは見て回ったりということなのだろうと思いますけれども、橋梁の耐震とかのこともありますし、道路の舗装について特殊なところもあろうかと思えます。専門知識を持った方と一緒に点検をするというようなこともやられているかどうかについて、ちょっと確認したいと思えます。

○建設課長（齋藤 優君）

専門知識を持った方との道路の確認ということができるといえることですのでけれども、今現状では町の職員、今いる建設課の職員が日常業務の中で目視であったり、状態が悪いところは実際に下りてみて状況を確認するというようなことは行っております。専門的な知識が必要なものに関しましては、その都度、どういった保守が必要なのかという部分で設計会社とかにお願いをしてみたりとか、あとは26年に、先ほどの久慈議員の質問の中にもあった道路の補修の関係の調査といったもの、そういったものを、今後これからの計画にはなりますけれども、今現状どのようになっているかという専門家の観点からのご意見とかといったものも調査をしながら進めていきたいと思えます。日常の業務の中で専門的な方を入れてというのは、今現在のところはやっていない状況です。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

専門的知識を持った方との点検というのは、現在のところはやっていないけれども、今後必要がある可能性があるということで考えるということ、その部分については了解をいたしました。

県道、国道の接続部分の点検等についても、これからケース・バイ・ケースでやっていくということなので、町の管理者としての責任という部分もやられているのかということを感じましたけれども、2つ目の質問で、町民からの要望に対する優先順

位の考え方はあるかということをお伺いしましたけれども、それについて緊急性を重視するのだということをお伺いしました。私もその部分を確認したかったというところで聞いたわけなのですけれども、一番大切なのは道路でありますので、判断基準としては危険度、そして緊急度が重要視されるのではないかとことの確認で、優先順位の考え方ということで聞いたわけなのですけれども、その中で少し気になっているということで、管理の部分についてお伺いをしたい部分があります。

まず、これは11月の広報さんのへに建設課からのお願いということで、2か所掲載されている部分があります。1つ目が道路沿いの樹木、側溝などの管理、点検をお願いしますと、これは町民の皆さんにお願いをするという文書になっていて、しゃべっているというか、お願いの文書でございますから、内容については分かります。まず、ちょっと抜粋して読みますけれども、道路上にはみ出した樹木などの管理などについては、これ基本的には私有地であれば所有者が責任を持たなければなりませんよというような説明で、それでも緊急の場合は道路管理者、町であったり、県であったりが切ることもありますよというような説明、これについては大変よく分かるわけです。そのことをお願いというか、説明文書だということに分かるのですけれども、それとあとは側溝等の点検についてのお願い、これもお願いです。大変よく分かるのですけれども、これを読んだときに、実際町民の方がこれを見て管理に動けるかなという疑問がありまして、実際は道路にかかっているいわゆる支障木という言われるやつは、これを見るとその所有者の方に責任があるからやってくださいというようなことが本筋なのだけれども、実際は危険が伴うと。なので、やめてくださいというようなことも書いてあるのです。安全面での配慮をしてください。電線や電話線が近くにある場合は大変なので、そういうときはそっちの会社に問合せてください。なおかつ交通、車両、通る方に配慮して安全確保をしてくださいというようなことが書いてあります。ということは、それを考えながら、もう一回私も県道、国道、町道、そのほかの道路をこれに合わせて歩いてみたのですけれども、ほぼほぼ自力でやれるところは、まずないのではないかなと思いました。道路沿いの樹木、これは小さい木であれば、何とか個人でやれるものは少しはあろうかと思えますけれども、大部分はもうその機会を逸して、大きくなり過ぎた場所があります。私が持ち主であれば、これは危ないなと思っても、その危ない木を切るという手段がまず見つかりません。機械も必要だろうし、1人では多分無理だというような場所がほとんどだと思います。

そういった中で、お願いとして建設課では出しているのですけれども、根本的な、先ほどの2番の要望のところ、あと点検のところから考えますと、問題があったら取りあえずご連絡くださいといった説明というか、お願いのほうの方が早いのではないかなと思うのですけれども、その辺の町側の考えとして、そういった積極的な部分という取組はできないものかどうかについて伺います。

○建設課長（齋藤 優君）

広報11月号に、道路沿いの樹木、側溝などの管理点検をお願いしますというのを確かに町民の皆さんに周知するというので、広報を活用して実施いたしました。基本的に自分の土地にある樹木、自分の財産は自分で管理をするということが基本ですよという部分を皆さんに知っていただくということがまず1つ、あとはその作業に関しては、自分ができる範囲のところであれば、自分でまずやっていただくというものがまず基本ですよということもお知らせするといったものも含んでございます。もしどうしても自分自身だけでは切れないとか、処理できないといった部分に関しましては、これまでの対応といたしましては、例えば業者を紹介するとか、そういったこと

で対応させていただいております。まずは、そういったケースがあつてお困りの際には、建設課のほうでもご相談には乗りたいと思つてございますので、もしそういったケースがあつたときには、建設課までご連絡いただきたいと思います。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

支障木の案件関係については、電話をもらえれば、町のほうでも積極的に対応はするということ、相談には乗るとのこと、その部分については分かりました。

分かりましたけれども、基本的に道路を安全にしようという取組をするのであれば、様々考えなければならぬことがいっぱいあるのではないかなと考えます。支障木の関係もそうだし、側溝の管理もそう、これはふだんから気をつけていかなければならぬということ、町のほうでも盛んに言われてきて、実際取組もしていることは承知しています。ただ、先ほども3番目の現状と課題のところ町長が説明をしましたが、長寿命化をしていかなければならぬと。1970年代のもので、老朽化した道路がいっぱいあるということで、長寿命化も考えていかなければならぬということなのですけれども、基本的には道路を維持するために、先ほども何か起きた場合、大雨だったり、台風とかの災害が起きた後の対応というのは、これはもう町全部かかって対応するようなシステムというのは既にできていると思うのですけれども、一番今の時点で感じるところが早期に発見をする、対応をするという、その部分が少しまだやられていない部分があるのではないかなというような気がします。

今回この質問をするに当たって感じた部分がそこなのですけれども、ここ何年間か、1年、2年のうちで、損害賠償を町でしたという事例が、まず年に1回、または2回ぐらいは必ずあると。車両の物損事故といったものだと記憶していますけれども、軽微な事故でございますけれども、基本的には管理者側からすれば事故等は防がなければならない、それに向けた努力はしなければならないのではないかとこのころは感じます。幸い大きな事例ではないから、事後処理としては町側の責任ということで損害賠償がなされると。そのたびに、まず専決処分がなされて事務報告がなされると。そのこと自体は、当然のことであろうかと思つてはいますが、そもそもは事故そのものを早期に発見していかなければならぬと、これが本来の筋ではないかなと思つてます。

それで、このところについて、ほかの自治体でも取組が見られます。例えばですけれども、ある自治体では道路情報投稿アプリというものをつくつたと。これは、道路の管理に関して特化したアプリということで、町民の皆さんが写真撮つたりして、ばんばんそれを送るといふようなシステムかと思つてます。三戸町の場合も、まずホームページ等を用意して、町民からの要望等を受け付けはしているわけなのですけれども、それとは別にそういうアプリをつくつて、町民からの情報をいっぱい集めるといふような取組を始めた自治体があるということ、これもいいことだと思つてはいますが、実際それを準備するにも予算等がかかるので、そのところはあまり強く言いませんけれども、姿勢として、あとは郵便局のほうと提携を結んで、ふだんの配達員の皆さんから情報をもらうという提携をしている自治体もあるそうです。郵便局にかかわらず、民間の業者の方で、ふだん配達等で回っている業者に協力をいただいて、少しでも情報を得るといふような取組をしているところもあるそうです。

やはり事故、安全を守るためには、早期発見というのが一番大事かなと思つてはいるので、現時点でそういう新しい取組ができるかできないか、そのところについてお伺いします。

○建設課長（齋藤 優君）

道路の関係の早期発見の手段ということで、先ほど2点ほど参考になるようなもの
の情報提供いただきました。現状に関しては、住民からの電話での問合せであったり
とか、そういったものに直接対応をしているのが現状なのですが、道路情報投
稿アプリであったりとか、郵便局との提携といったものが、その後、導入した後ど
のように機能しているのかとか、そういったところもちょっと調べてみたいと思っ
ております。効果があるものであるのかどうか、あとその運用に何か問題がないかど
うか。あと、郵便局との提携に関しては、日常業務の中でそういったことの協力を求
めてやっていただけるものかどうかというような話合いも必要になってくるのかなと思
いますので、そういった面も含めて、いろんな早期発見といった部分の取組を今後ど
のようにやっていったらいいか、ちょっと検討してまいりたいと考えてございます。

○8番（藤原 文雄君）

前向きに検討してくださるということだと思いますので、何とかその部分はお願
いをしたいと思います。そうでなければ、維持管理の部分についてきちんとやってい
くということになれば、早期発見が一番取組としてはやっていかなければならない部
分ではないかなと私自身は考えますので、何とかその部分はお願いをしたいと思いま
す。先ほど言った事例のほかにも、やっている事例というのはあるのかなと思います
ので、お願いをしたいと思います。

維持管理について3点、今回絞って質問をさせていただいて、町長からもその方針
については説明をしていただきました。道路関係については、冒頭でもお話ししたと
おり、町民の皆さんからより多くの声が聞こえる部分でございますので、そのとこ
ろに関しては、今12月でございますので、本年度あと4か月ぐらいということになっ
てきましたので、本来であれば予算委員会であったり、決算委員会のときに、具体
的な予算等のところでお話ができれば本当はよかったのかなという部分もございま
すけれども、あえて予算的な部分についてもここで言わせていただくと、維持管理の部
分というのは、方針からいえば、昨日の町長の冒頭の挨拶で、三戸町過疎地域持続
的発展計画、これに基づいてきちんと活用をしていきたいというお話がありましたけれ
ども、それをやっていくためには、やはりあるものを守っていかなければならないとい
う部分が多分に発生というか、その部分をやっていかないといけないだろうと思
います。実際この発展計画の中にも、予防保全型維持管理を推進しという文言があり
ますが、まさしくそのとおりだと思います。そのためには、不良箇所
の早期発見という
ような文書もあって、本当にそこが一番大切なことなのですが、先ほど私がお
願いをした部分等をしっかりやるためには、やはり人もかかるし、ふだんの細かい作
業もやっていかなければ無理なのかなと。維持管理のところを早期発見してやる……

○議長（竹原 義人君）

藤原君に申し上げます。質問をしてください。

○8番（藤原 文雄君）

予算のところから言いますと、長期的に見れば費用対効果というところも発
生してくるのかなと思いますけれども、その部分についても私が先ほど言ったこと
の予算措置について、話せることがあったらお願いしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

今藤原議員のほうから、道路の維持管理について、特に早い対応ということがやはり住民の皆様にとって大切であるという、そういう思いを込めながら、るるお話をいただきました。町のほうといたしましては、国のほうから、道路、橋梁ということで、社会資本整備交付金というものをいただいて、それで道路の維持管理、また長寿命化というものを進めるということになっております。三戸町、もう大分、何年にもなるのですが、橋梁の数が非常に多く、またちょうど造られてからもう50年という年数もたっておりますので、そちらのほうにその予算が全て行っているという状況でございます。これも国の指導によりまして、とにかく一番危険なところからということで、橋梁の部分に今取りかかっているというところで、あともう少しこの部分にかかるのですが、さりとてできれば社会資本整備交付金がもう少しぐっと増えてくれると、ほかのところにもまた広げていくことは可能なのかなとは思いますが、私どももいろんな場面で、国、国交省、予算総額の増額ということを要望はしてきております。ぜひその辺のところをご理解いただきながら、あと足りないところがあれば、課長のほうから答えると思いますので、よろしく申し上げます。

○建設課長（齋藤 優君）

来年度の予算編成で、その工事の予算というところなのですが、基本的に道路の維持補修であったりとか、道路の改良といった部分の予算が計上されるということになりますけれども、あと重機借り上げとか、応急措置をするための重機借り上げといったものが予算措置されますが、道路の改良とか、そういったものに関しましては、建設農林常任委員会のほうで陳情、要望の部分位置づけしていただいております。そちらのほうを参考にしながら、予算要求のほうはさせていただいているというところでございます。

あと、維持管理といったところの部分に関しても、例年どういった分量の件数があるって、どの程度費用がかかっているかというところ、過去の部分も見ながら、予算要求をさせていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

先ほど議長からも注意をされましたけれども、基本的には予算のことについては、3月の予算委員会のときに議会としてもこれでいいということをやった中での話ということで、少し言いづらい部分があったけれども、そこのところについても担当課のほうから説明がありましたので、何とかこの部分についてはよろしくお願ひしたいと思っております。

最後になりますけれども、まとめとして、より多くの情報を集めることが早期対応を図るというような努力をすることが、これが長期的に費用対効果も生んでくる動きになるのではないかと私は考えておりますので、そこのところはより積極的にお願いをしたいと思います。

最後に、少し格好いいことを言わせていただきますと、何をするにも予算がかかるわけなのですが、自治体の覚悟というか、スタイルとして大事にしなければならないことの一つに、信頼残高の獲得という言葉があります。積極的に情報を町民の皆様からもらえる状況をつくっていくというような努力、そういった信頼をつなげていくということが、予算は別としても、信頼の残高が増えるというような表現だそうですが、そういう努力をすることによって、情報が増えて、町民からも町に対

しての協力ももらえるというようなことなのだそうですけれども、私は今回の質問を通して、そういった町のスタイル、方針をお願いしたいなと思います。これについて、町長、何かあったら、最後に聞いて終わりにしたいと思います。お願いします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの信頼残高の獲得、大変胸にきゅんと来るような、そういう言葉だなというふうに思います。本当にこういう行政の仕事をしておりますと、やはり町民同士、また町民と役場との信頼というのが、それが何といてもまちづくりの一番の核だというふうに思っております。そういう意味において、信頼残高の獲得、おっしゃるとおり、非常に格好いいと言ってはなんですけれども、本当に我々の願うところ、また本当にそれを現実にしていかなければならないところということで、胸に留めておきたいと思います。どうもありがとうございます。

○8番（藤原 文雄君）

前向きな答弁をいただきました。これで私の質問を終わります。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

午後 3 時36分 散会

第4日目 令和3年12月2日(木)

○議事日程

第1 一般質問

佐々木和志議員 1. 少子化対策について
2. 中高生の受験生へのインフルエンザ予防ワクチンの優先接種について

澤田 道憲議員 1. 既存水路の改良について
2. 三戸—二戸駅間の路線バス運行計画について

第2 報告第8号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(令和3年度三戸町一般会計補正予算(第5号))

第3 議案第61号 三戸町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

第4 議案第62号 三戸町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例案

第5 議案第63号 三戸町奨学金貸付条例の一部を改正する条例案

第6 議案第64号 佐藤義典奨学金貸付条例の一部を改正する条例案

第7 議案第65号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

第8 議案第66号 町道路線の変更について

第9 議案第67号 三戸町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

第10 議案第68号 令和3年度三戸町一般会計補正予算(第6号)

第11 議案第69号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

第12 議案第70号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

第13 議案第71号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算(第1号)

第14 常任委員会の所管事務調査、請願及び陳情の審査結果の報告について

- ・総務文教常任委員会
- ・民生商工常任委員会
- ・建設農林常任委員会

第15 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

第16 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 一部事務組合の報告
 - ・三戸地区環境整備事務組合
 - ・田子高原広域事務組合
 - ・八戸地域広域市町村圏事務組合
3. 視察報告 三戸町活性化対策特別委員会

○追加議事日程

第1 町長提案理由の説明

第2 議案第72号 令和3年度三戸町一般会計補正予算(第7号)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

1番	柳 零 圭 太 君
2番	小笠原 君 男 君
3番	和 田 誠 君
4番	越 後 貞 男 君
5番	乗 上 健 夫 君
6番	山 田 将 之 君
7番	栗谷川 柳 子 君
8番	藤 原 文 雄 君
9番	番 屋 博 光 君
10番	千 葉 有 子 君
11番	久 慈 聡 君
12番	澤 田 道 憲 君
13番	佐々木 和 志 君
14番	竹 原 義 人 君

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説 明 員	三 戸 町 長	松 尾 和 彦 君
委任説明員	副 町 長	馬 場 浩 治 君
	参事（税務課長事務取扱）	遠 山 潤 造 君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	馬 場 均 君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢 忠 正 君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼 澤 修 二 君
	健康推進課長	太 田 明 雄 君
	会計管理者（会計課長）	井 畑 淳 一 君
	農 林 課 長	極 檀 浩 君
	建 設 課 長	齋 藤 優 君
	まちづくり推進課長	中 村 正 君
	総務課財政指導監	下 村 太 平 君
	三戸中央病院経営改善推進監	松 澤 俊 彰 君
	総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
	まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員	会 長	梅 田 晃 君
委任説明員	事 務 局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員	教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員	事 務 局 長	櫻 井 学 君

史跡対策室長

奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）

貝守世光君

主 幹

櫻井優子君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<13番 佐々木 和志議員>

1. 少子化対策について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続行します。

13番、佐々木和志君。

○13番（佐々木 和志君）

今定例会における私の一般質問は2件であります。通告順に従い、質問に入らせていただきます。

1件目の少子化対策についてを質問いたします。全国的に大きな社会問題となっている少子化現象は、本町においても顕著に表れており、年々着実に出生数の減少が進行しております。この問題に関しては、町においても積極的に取り組んでいるところではあります。現在の取組では十分な効果を見いだせていない状況にあると考えます。これ以上の少子高齢化による人口減少を食い止めるためにも、新たな事業の展開と既存事業の拡充に取り組むべきとの考えから、2点について町長の答弁を求めます。

1点目、現在行っている第3子以降に対する子育てサポート事業の拡充と併せ、第2子への助成に関しても検討してはどうか。

2点目、子育て世代への移住、定住を促すために、新規事業への取組や既存事業の拡充に取り組むべきではないか。

以上でございます。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。それでは、佐々木議員の質問にご答弁を申し上げたいと思います。

少子化対策につきまして2点の質問でございます。初めに、1点目の第3子以降への助成事業の拡充と、第2子への助成を検討してはどうかについてでございますが、当町の第3子以降の子育て支援事業、子育てサポート祝金は、多子世帯の経済的負担の軽減と出生数の減少に歯止めをかけることを目的に、平成30年度から実施しております。事業の検討を始めた平成29年度は、出生数は39人、過去5年間の出生数の年平均増減率はマイナス7.2%で、毎年約4人減っていく見込みでありましたが、事業を開始した平成30年度から令和2年度までの3か年においては、年平均増減率マイナス1.1%、0.6人の減まで改善され、一定の事業効果が得られていると考えております。

一方、改元に伴う婚姻数の増加等により、令和2年度の出生数は50人と、平成25年度以来の高い数値となりましたが、今年度においては母子手帳交付者数から、現在の

ところ30人を下回る見込みとなっております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、子育てへの不安、経済的不安からの出産差し控え等があったのではないかと推測をしております。

このため、現行制度の拡充や第2子への助成につきましては、これまでの特殊事情を考慮しながら、来年度までの5年間で総括、検証した上で適切に判断していく必要があると考えております。

次に、2点目の子育て世代の移住を促すための新たな取組や既存事業の拡充についてであります。町では保育料の軽減や3歳児から5歳児の副食費の無料化、18歳までの子どもの医療費の無料化、子育てサポート祝金の支給等、出産から乳幼児期、青年期に至るまで切れ目のない経済的支援の充実を図ってまいりました。また、ふくじゅそうでは、地域子育て支援拠点事業を実施し、親子が気軽に集まって仲間づくりをしたり、様々な悩みなどを相談できる場として活用されております。

保護者が育児に不安を抱えることなく、安心して暮らし続けることができるためには、子育て支援の充実のみならず、医療や教育、雇用、住環境などのトータル的なサポートがなされて初めて効果が表れるものと認識しております。町が実施している子育て支援に関わる事業を一つのパッケージとして町内外に積極的にPRし、移住者に選ばれる子育てしやすい町のイメージを発信していくことが重要であると考えております。

○13番（佐々木 和志君）

まず、1点目について再質問いたします。

ただいまの町長答弁の中で、一定の効果が表れたという答弁がありましたけれども、現在町が行っている第3子以降への支援事業が出生数に対して効果を出している町は認識しているということによろしいか、再度お願いしたいと思います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

現在行っている取組が効果を出しているかというところの認識についてのご質問ということだと思います。事業を開始いたしました平成30年の出生数が36名、令和元年度の出生数が39名、令和2年度の出生数が50名といった形での推移となっております。事業開始前の平成29年度が39名でありましたので、平成30年度の段階で一度39名を割りましたが、実績といたしましては、その後平成29年度レベルを保っているというところがございます。一定程度の効果があったものと認識しております。

以上です。

○13番（佐々木 和志君）

一定の効果があるのだというような認識を持っているということでありましたけれども、まず申し上げておきたいのが、その数字をどう読み取るかに関しては、そもそも見る人の立場だとか考え方によって当然変わってくると思うし、ましてや今回に関しては3年間の数字しかない。たまたま令和2年度に関しては50人の出生数があった。事業開始してから、たまたま減少率が少なく落ち着いている。令和3年度に関しては、30人を下回った。コロナの影響があったからたまたま下がったのではないかとというような判断だと思いますけれども、そういう不確定な要素を根拠の薄い判断をするよりであれば、令和3年度に出生数が30人を切っているのだという間違いのない事実を目を向けて対策を取るのが正解ではないのかなというふうな気がします。

見方によって、その数字をどのように評価する、こういうふうには評価しているのだ

よという、その考え方は分かるのですけれども、実際今年度コロナの影響があったにせよ、なかったにせよ、29人の出生する見込みであるという数字は、これは厳しく受け止めなければいけないのではないかなというふうに思います。仮にコロナの影響があって、もしかしたら令和4年度、5年度にその跳ね返りで出生数上がるかもしれないと、そういうことも十分考えられますけれども、それもあくまでも予想であり、それを間違いなくこういうふうな数字になるのだよというような根拠は出せないはずでありますので、まずは今ある、確実に事実として出ている数字に沿った対応策を取るべきという考えから、今町が行っている第3子の事業、支援メニューの内容では不十分だという考えで、これは4年前提案させていただいたときに、第3子に関しては今町のほうでは総額で高校卒業するまで、百幾らでしたか、すみません、数字教えてください。

○議長（竹原 義人君）

佐々木君、支援金のことですか。

○13番（佐々木 和志君）

はい。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

(午前10時12分)

休 憩

(午前10時13分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（佐々木 和志君）

大変失礼しました。

町が現行で行っている第3子以降の支援メニューでいうと、生まれたときから高校を卒業するまでの支援金の総額が105万5,000円、それを18年間で割ると年額5万8,611円の支援ですけれども、4年前に私が提案させていただいたときには、総額で370万円、年平均でいけば20万円、その後担当課といろいろやり取りをして、今町ができる支援事業はこれぐらいだということで、では取りあえずやってみましょうと。時間を置いて事業の見直しをした上で、そのときまた見直ししましょうということで、そのときでもう既に3分の1以下の事業規模であったということで、私としてはかなり不満はあったのですけれども、そういう経緯を踏まえて今この出生数の数字を見ると、確かに令和2年度では50人と増えてはいますが、減少率でいけば、長い数字を並べてみれば、明らかにそれは減少傾向にあるのだから、今の数字に納得しないで、さらに踏み込んだ支援をすべきで、その支援メニューの額に関しても、私が当初申し上げた満額の数値とまではいきませんが、出産祝金、入学祝金に加え、給食とか修学旅行費とかも加えてもっと厚みを出す、かつ第2子への助成も考えて、全て第2

子にこれを当てはめろという意味ではありません。例えば第2子が生まれたときに、第2子の出産祝金の額を増やすとか、第2子からそういう出生数を増やすような取組を対象にしてもいいのではないかとということでもあります。答弁では、事業経過5年間を見た上で、また見直しを行うということでありました。恐らくその方針に変わりはないと思うのですけれども、町が今抱えている課題の中で一番重要な人口減少、少子化、高齢化でありますので、時間を置かずにスピーディーに取り組んでいていただきたいと思います。

今後、第3子への現在行っている支援事業と第2子への新たな取組に関して、30年からですから、令和4年度までですか。ということは、令和5年度から事業を見直す可能性があるということでもありますから、令和4年度、来年度終わって、令和5年度には、そういう拡充とか新たな取組ができるような体制を取っていただきたい。検討していただけるか。令和4年度の1年をかけて、令和5年度以降の取組に関して検討していただけるかを答弁願いたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの子育てサポート祝金を含め、子育て支援事業の見直し、拡充についてのご提案でございます。私の答弁のほうでもお答えをしておりましたが、まずは一定期間、町としても実際に行った効果というものがどういうふうになったかという検証は、これはどうしてもやっぱり必要になると思っています。そしてまた、各自治体でも何をすれば少子化に効果が出るのかという、その答えというものがなかなか見出せない中で、いろんな取組をしております。ほかの自治体のやっていることも、三戸町とすれば検証するために、ちょうど令和4年度、5年度という辺りになると、やはりある程度の一定期間の数字というものも表れてくると思いますので、そういった町だけではなく、ほかの自治体、ほかの地域の取組等も参考にしながら、町の子育て支援事業に生かしていきたいと、そのように考えております。まず、一定期間ということでお話しておりますので、しっかりとそこは進めていきたいと思っています。

○13番（佐々木 和志君）

かなり難しい問題で、これやったら増えるのだというような明確な答えというのは、恐らく誰も出せないのだろうというふうには思いますけれども、ただそれに少しでも近づけていけるために、こういうことをしたらいいのではないかとという提案でありますので、それに関してはすぐ事業化ということではなく、今具体的にその期間というものを決めて、時間をもらいましたので、その範囲内で検証して、次に向けていていただきたいと思います。

お願いしたいのは、繰り返しになりますけれども、その効果をどう評価するかで、どう数字を見るかによってもそれは違うのですけれども、その指標となる数字、指針を決めていただきたいというところにあります。出生数、生まれてきている子供もそうですけれども、それが減少していく減少率だとか、人口の減少率に対して出生数の減少率を幾らまでに抑えろとか、そういう双方が数字を見て分かりやすいような指針を設けてもらえれば、それはそろった価値観での評価ということができると思います。そこもお願いしたいと思います。

あと、2点目に関してなのですが、先ほど答弁の中でトータル的なサポートを行う、パッケージ化して取り組むということでもあります。1点目の出生率のほうにもリンクするのですけれども、町内の子供をたくさん増やすには、子育ての世代も増やしていかなければいけないという考えから、今町がやっている移住、定住策をもつ

と拡充するべきという考えの質問であります。前にも議会で取上げました新郷村、南部町、あと五戸町も、そういう町外から移住してくる子育て世代を意識した宅地分譲というものを今展開しております。考えは同じだと思うのですが、要は具体的に分かりやすい、効果がすぐ目に見えて表れるような政策、事業を行っているなどというようなイメージを持っております。先ほど移住定住に関しては様々な取組をしているということでもありますけれども、今言った具体的な宅地分譲とか、新たな事業展開は、今のところ考えていないのかに関して答弁いただきたいと思えます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまご質問いただきました子育て世代の取り込み、移住の施策として何か新たな事業は考えていないかということでございます。ちょっと話はそれるのですが、昨晚、NHKだったと思いますけれども、北海道のある自治体は、人口の半分以上が移住者で構成されているという町の紹介がありまして、そのテレビの番組を見ていたら、どういうふうな形で呼び込むかという、景観がよい、フォトジェニックなどという表現をしていましたけれども、ところの宅地の分譲していると。若い世代が来やすい、若い世代が集まると、そこに入っていきやすいという環境もできるということの宅地の分譲ということをしているというので、三戸でも何かできないかなというのは、ちょっと考えてはおりました。

議員のご質問で、こういう新たな事業ということでございますけれども、町では現在町営住宅の建設を計画しております。来年度以降、少しずつではありますけれども、建設に向けた作業を現在行っておりまして、用地の取得であるとか、建設であるとか、ある程度の年数はかかるものでありますけれども、今そういった事業の取組ということで進めているところであります。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

今の答弁で言うと、町営住宅の整備をもって移住、定住者の住環境整備に充てるということによろしいのか、もう一回お願いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

町営住宅については、これまで町営住宅にお住まいになられている方とか、あと若者向けの町営住宅ということも検討しておりますけれども、その年次についてはまだちょっと決定しておりませんで、一般的な町営住宅ということで事業を進めております。若者世代、子育て世代についても検討しておりますという状況でございます。

○13番（佐々木 和志君）

具体的に通告書に書いているわけではないので、深くは申し上げませんが、1点だけ他町が宅地分譲という事業を展開しているという、その目的の一つには、家を建てていただきたい、永住していただきたいという部分が大きいのだというふうに思います。前に行っていた貸家の家賃補助や今の町営住宅の整備に関しては、入る方はありがたいかもしれませんが、町としてはそこに根を下ろして住んでいただくということを考えれば、やはり家を建ててもらおうというものを第一に考えるべきだろうというふうに思います。ちょっとそちらから話が出たので、これはそういうことを意識して、町営住宅に関してもちょっと進めていただければなというふうに思います。

移住、定住で一番申し上げたかったのは、町長答弁のほうにトータル的なサポート、メニューのパッケージ化ということがありました。今の住環境もしかり、子育てもそう、教育もそう、問題自体が様々な多面性を持っていると、いろんな方向から取り組まなければいけない。それをやって、初めてある程度の効果が上がるものだというふうに思っています。昨日の久慈議員の一般質問の中にありました課を連携しての取組のまさに延長という感じになろうかと思えます。まちづくり推進課、住民福祉課、建設、産業振興でいけば当然農林課も関わってくると思う。それぞれがその部署で、自分たちの所管のものだけに取り組むという取組ではなくて、昨日久慈議員が言った内容は一緒なのですが、課の連携を十分果たせるような仕組みづくり、もしくはその課をみどりとする新たな部署、今はまちづくり推進課がそういう役目をしているのだと思えますけれども、今の体制で、今のまちづくり推進課のボリュームで、それをやっていけるだけのマンパワーがあるかということ、とてもとてもそれは少ないのではないかなというふうに考えますので、そこは新たなシステム、仕組みをちょっと考えていただきたいなということです。

今回は、子育て世代の移住を促すために新たな取組や既存事業の拡充に取り組むべきではないかという質問でありますけれども、根底にはそれをやるためにはやっぱり役場の組織改革というものが必須ではないかという観点から、この点についてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまご質問の新たな問題といいますか、これまで山積している町の振興に関わる問題の対応ということで、各課の連携により対応していくというのが現在の考えではあります。ただ、そういう問題に対応していくというためには、各課の連携が十分必要であります。ただ、それを専属にやる担当課というのにも必要だと思います。ただ、役場の職員というの、現在本庁のほうで100人ちょっとくらいの人数で対応しているという状況もあります。1つの課をつくるとなれば、最低でも5人ないし、通常であれば10人程度ということの人数の構成ということが必要になりますので、人員の確保という面からは、今すぐには対応はできないのかなと思います。何年かかけて、本当に組織の見直しも含めた上での対応をやるのであれば、そういうふうな形になるのかなと思っております。現時点では、その辺については確約はできませんけれども、どういうふうにできるかなということについては考えていきたいなと思っております。以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

年々人口が200人以上ずつ減って行って、子供の生まれる数が減って行って、生産人口がどんどん減っていくということで、高齢化による人口減少は進んでいくのだよということで、もう20年前から各自治体ではそれに向けての対策を取って、三戸においても先輩議員たちがそれに関しては議場で多くの質問をしてきた経緯の中で、今と同じようなやり取りしてきて、今三戸町がこういう状況に陥っているのだということは、ぜひ認識していただきたいなというふうに思います。今人が少ないからとかというのは、理由にはならないだろうと。それだけこの問題が大きいものだという事は、認識しているはずだし、認識すべきだと思うので、何とかこれを今町が抱える最重要課題だということで、取り組んでいただきたいと思えます。何とかできないものですか、もう一回お願いしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

先ほどと同じ内容のご質問でございます。少ないというわけではございません。必要な人数を確保していると認識しております。ただ、新たな部署をつくるとなれば、増員しなければいけないという状況もございます。様々な議会の一般質問とかで寄せられる町の課題については、20年もというお話でしたけれども、そういった問題について現状の人数で対応できるというのが一番であると思っておりますけれども、それを課にするか、組織を再編するのかという対応をどうするかというところの組み方については、今後考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

10年後の町の在り方に対して、今日この議場にいる全ての人間は責任を負わなければならないと思うのです。だから、責任を将来取れるかどうかというところをちょっと考えて取り組んでいただきたいなど。最低限人口減少に関して、議場において議員が提案したことに関しては、しっかりと調査研究を行って、やる、やらないの回答を出していただければなというふうに思います。

1件目に関しては、以上で終わります。

2. 中高生の受験生へのインフルエンザ予防ワクチンの優先接種について

○13番（佐々木 和志君）

次に、2件目、中高生の受験生のインフルエンザ予防ワクチン優先接種についてを質問いたします。今年も残すところ1か月足らずとなり、いよいよ本格的なインフルエンザの流行時期を迎えます。コロナウイルスの感染状況は、全国的に減少傾向にはありますが、一方でインフルエンザに関しては予断を許さない状況にあり、中高生の受験生やその保護者にあっては、大きな不安を抱えているのではないかと思います。今年は、インフルエンザ予防ワクチンの供給量が少なく、予約の受付も中断せざるを得ない状況にあると聞いておりますが、そういう中であっても受験生の不安を払拭するため、今後において供給があった際には、優先的に接種できるような取組を検討すべきと考えます。取組への考えについて、町長の答弁を求めます。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご質問のありました中高生の受験生に対するインフルエンザワクチンの優先接種につきましてのご答弁を申し上げます。

インフルエンザワクチンの接種につきましては、予防接種法において65歳以上の方を定期接種の対象者と定めていることから、町では65歳以上の方を対象とした接種費用の助成を行っております。また、日本感染症学会では、高齢者に加え、インフルエンザに罹患した場合のリスクが高いとされる生後6か月から5歳未満の小児や妊婦などへの積極的な接種を推奨しています。

町では、子供のインフルエンザの発症予防と蔓延防止を図るため、18歳以下の方を対象に、令和元年度から三戸町子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業を行い、感染予防に努めております。

予防接種の実施に当たりましては、各医療機関がワクチンを確保することになりますが、議員からもご紹介がありましており、今年度のワクチン供給量は例年に比べて、特に供給量が突出していた昨年度に比較しますと、現在のところ7割から8割に

とどまっております、各医療機関においては予約受付の中断も余儀なくされている状況にあります。また、こうした全国的なワクチン不足は、来年度以降も十分に起こり得るものと思われまます。このため、限られたワクチンを無駄にすることなく、また希望する方が公平に接種を受けられることが重要であると捉えているところであります。

このようなことから、受験生を対象とした優先的な接種の実施については、現在のところ検討していない状況にありますが、重症化リスクの高い方など、特にワクチン接種を必要とする方をはじめ、高校受験や大学受験を控え、インフルエンザの感染に不安を抱える受験生など、接種を希望される方には早めに予約をしていただくよう周知してまいりたいと考えております。

○13番（佐々木 和志君）

受験生に対する優先接種はやらないけれども、早く接種を予約してくださいという周知をするということではよろしいですか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

町長の答弁にもございましたとおり、高齢者であるとか基礎疾患を有する方、あるいは妊婦や小児など、重症化リスクの高い方をはじめとして、接種を希望する方に公平に接種の機会があるべきというふうにと考えるとございませす。受験を控えた学生やそのご家族の不安な思いも理解できる場所ではございませす、早めに予約をしていただくことで接種が可能でありますので、まずは接種を希望する方には早めに予約をしていただくよう協力をお願いしてまいりたいというふうにと考えるとございませす。

以上です。

○13番（佐々木 和志君）

ちょっとよく分からないのですけれども、早めに予約をしてくださいというふうな周知をした時点で、受験生だから予約します、しませんかと聞いて、予約をすれば、それで済む話ではないですか。何でできないか、しないかというのは、公平性に欠けるという理由ではよろしいですか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

今年度のワクチンの状況、供給量の状況であります、先ほど町長答弁にもございましたが、今年度は供給量及び使用量が非常に多かった昨年と比較しますと、約7割から8割程度と見込まれております。また、ワクチンの供給時期に關しまして、昨年と比べますと、接種が始まった10月の供給量が特に限られて、またその後の追加供給の見通しも不透明であったという状況でございました。そういう中にありまして、例年どおり早く打ちたいという方に加えて、今般の新型コロナウイルスの感染症の影響などから、早めの接種を希望する方が予約受付の開始当初の段階で多かったのではないかと推測されます。このようなことから、予約受付の開始時期が他の医療機関よりも比較的早かった三戸中央病院においては、一時的にキャンセル待ちが発生したものと思われまます。しかし、現在は追加分のワクチンも確保の見通しが立ったということで、キャンセル待ちも解消され、通常どおりの予約受付を再開したというふうにと聞いてございませす。このようなことから、来年度におきましては、まずは必要な数量のワクチンが供給されるよう関係機関に働きかけるとともに、契約医療機関、これを拡充しまして、町民の接種機会の拡大に努めたいというふうにと考えまます。

また、受験生等に関しましては、本来早めに予約をしていただければ接種できる場所がございますので、国や日本感染症学会により優先すべきものということで特に推奨されていない受験生に関して、現在は早めの予約について周知啓発をお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

今年度に関しての話、今年度の状況は少ないということはよく分かったので、今年度において、今の時点で受験生に対して云々という話はいいです。来年度以降において、もし今年と同じような見込み数量よりも少ないインフルエンザワクチンの供給になった場合に、あらかじめ中高の受験生に対してその周知をして、予約を受け付けるというようなことはできないものか。実際全国においても、取り組んでる自治体というのは相当数あります。根底には、やはり子育て環境をよくする一環として、そういう事業に取り組んでいるということだと思います。本町においても、先ほど1点目において、そういう子育て環境の充実というものを挙げているのであれば、それに即した事業の一環かとは思いますが、来年度以降に関してそういう受験生の枠を特別設けて、優先的な接種をするという考えがないのかお願いしたいと思います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

来年度における受験生への優先接種につきましては、近隣市町村など、他の自治体の動向につきまして情報収集をするとともに、医学的な観点であるとか、公衆衛生上の観点などから、受験生に対する優先接種の必要性につきまして、専門的な知見を有する方からご意見を伺いながら、その上で判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

今年は、どうもワクチンの供給状況がこういう状況でありますので、来年度以降の取組に期待するしかありませんので、追って来年、時期を見て、また質問させていただきたいと思っておりますけれども、先ほど言ったように、これも子育て支援の一環だと思いますし、もしかしたらこれが大きく子供の人生を左右することになり得るかもしれないということから見れば、もうちょっと重く受け止めてもいいのかなというふうに思います。いずれにしても、来年もっと早い時期に質問をすることになると思いますので、それまでには先ほど課長が言ったようなことをちゃんと調べていただいて、やる、やらないというような、納得できるような根拠をそろえて答弁していただければなというふうに思います。これに関しての答弁は要りません。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（竹原 義人君）

マイクの消毒のため暫時休憩します。

（午前10時51分）

休 憩

（午前10時54分）

<12番 澤田 道憲議員>

1. 既存水路の改良について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、澤田道憲君。

○12番（澤田 道憲君）

私の一般質問は2件であります。早速通告順に従い、質問に入らせていただきます。

1点目の既存水路の改良について質問いたします。実は、去る9月22日、議会建設農林常任委員会で、要望箇所、斗内字清水田地区の水路改良予定の現地調査を行いました。この水経路は、平成30年に設計済みであり、説明を聞いて、当初の要望、既存水路の改良と違う説明に気づき、質問をいたします。

平成24年3月に斗内字寺牛地区に第一寺牛沢砂防ダムが建設された。その後、大雨のたびにダムからの大量の水が水系路からあふれ、付近の畑や家屋等へ流入し、住民は大変困惑している状態が続いていることから、以下について質問をします。

1として、平成30年の水路改良設計委託のプロセスをお聞きいたします。

2点目として、平成25年9月の要望と設計図面との違いをお聞きいたします。

3点目として、住民の不安を取り除く、暫定的であれ、具体的な取組をお聞きします。

以上、お伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、澤田議員のご質問に答弁を申し上げます。

既存水路の改良についてでございます。初めに、1点目の設計委託のプロセスについてでございますが、平成25年9月の大雨による既存水路からの水が民有地に流入するなどの被害が発生したことを受け、平成30年度において流量計算を含む延長約300メートルの測量を行い、そのうち約50メートルの水路改良設計を委託により実施しております。

次に、2点目の平成25年9月の要望と設計図面との違いについてでございますが、要望はダムからの大量の流水により水路からあふれた水が作業小屋に入り込む被害があったことから、水路を補修してほしいという内容でありました。しかしながら、水路上に建物があり、容易に工事することができない状況となっていることから、町が管理する用地を利用し、別のルートに水路を新設することにより水流を分散させ、被害を防止しようとしたものであります。

次に、3点目の住民の不安を取り除く具体的な取組についてでございますが、ただいまご質問をいただいております水路については、ダムからの水を含む農業用水路として現在も活用されているものであります。このようなことから、ダムから流末までの流れを考慮し、一時的に補修することが必要であると捉えております。このことから、これまでの被害箇所及び水路沿川住民の方々から状況を確認するなどして、応急の措置を含め、効果的な改善の方策を考えてまいりたいと思っております。

○12番（澤田 道憲君）

1について再質問をさせていただきます。

まず、既存水経路の住民からの被害状況の聞き取りを担当課として行ったのか、そして現地調査がいつだったのか、伺いをいたします。

○建設課長（齋藤 優君）

被害のあった場所の確認をどのようにしていたかと、いつやったかというところでございますけれども、平成25年9月19日に要望というか、被害の報告をいただいて、その後現地を職員のほうで確認をしてございます。その記録に関しましては、いつ、どの時点で確認をしたという記録が、大変申し訳ありませんが、残っておりませんでしたので、今後この箇所についてとか、ほかのところの部分もそうですけれども、そういった記録は保存をして、今後につなげていくということにしていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○12番（澤田 道憲君）

町長、この答弁のことに對して、町長はどのように思っているのかお答えをいただきます。ということは、記録が残っていないと。最低でも、原因、被害の状況等を住民から確認をし、記録簿を取って、それに基づいて事務処理がされるものと思いますので、その辺を町長はどう思っているのか、お答えをお願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま澤田議員からご質問がありましたとおり、時間がたって事業の効果検証をしていく際にあっても、やはり過去の記録というものは非常に重要なものになるというふうに考えてございます。ただいま課長のほうから、当時の会話記録等は残っていないということでありました。考えてみますと、しっかりとその時点でのものがあれば、その後の対応等についても住民の方々からのご理解をいただきやすいものだというふうに思っておりますので、今後はしっかりとその記録等につきましても残すように指示をしていきたいというふうに考えております。

○12番（澤田 道憲君）

町長の答弁がそれでありますので、地域の住民にとりましては、大変残念なことだと思っております。

次に、設計委託しているわけですが、住民とのヒアリング、いわゆる聞き取り、何回ぐらい行ったのか、そしてまた入札する際、現場説明、状況等を説明して入札かけるわけであります。そのことについても、先ほどと同様なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○建設課長（齋藤 優君）

この既存水路の改修に係る設計に関しましては、こちらのほうの要望というか、ご報告というか、それをいただいて、その水路をどのように改修をしていったらいいのか、その被害をどのように食い止めていったらいいのかという部分を町側として設計業者をお願いをして、どういった方法がいいのかという部分を相談して決めたものでございます。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

まずは、担当課と、そしてまた設計業者が現場を確認したのは、記録は残っておりますか、ありませんか。

○建設課長（齋藤 優君）

現地の確認等は、設計会社とも確認はしておりますけれども、いつ、どのような形でというものに関しましては、先ほども申し上げましたとおり、記録が残ってございませんので、この場でちょっとお答えすることができません。大変申し訳ありません。

○12番（澤田 道憲君）

要望者が既存水路の改良を要望しているが、分水路となると、改良ではなく新設ではないでしょうか。その辺をお聞きします。

また、平成30年に設計済みであるが、分水路計画が既存水路の住民へ周知し、了解を得ての設計委託なのか、その件も併せて聞きたいのですが、その辺も記録はないのですか、お伺いいたします。

○建設課長（齋藤 優君）

既存水路の部分を、水流を抑えるために分ける工事ということで、50メートルの設計をしたということですのでけれども、その50メートルの設計の部分に関しては、新設ということになります。

その部分に関して、近隣住民の方との相談はしたのかということもございますけれども、町側のほうでその水路の部分の被害を食い止めるというか、その水路自体の上に建物があって、工事なかなかできるような状況でもないということもあって、別な方策をとということで、新たな水路を設計して、そこに水を流すと。水流を2つに、水の量を2つに分けるというようなことで対策をするということで、町側で判断をして行ったものでございます。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

分水路ということは、今課長のほうからもそういう話は聞きましたが、分水路となると、もともと既存の集落には防火水槽があり、その末端には水田があるわけです。その辺も考慮しての新設だったのかどうか、その辺もお伺いしたいなと思っております。

○建設課長（齋藤 優君）

既存の水路の部分に防火水槽とかという部分があって、そういったものも考慮したものになっているのかどうかというようなお話でございましたけれども、既存の水路の部分に関する水の量を全くゼロにするということではなくて、被害を食い止めるための分水ということで、水量を分けるということで、そちらの配慮というところ、また被害の防止というところの観点で計画をしてございます。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

分かりました。設計の分水路を考えると、その分水点が高台にあるため、急勾配のため、説明を聞くと、斗内茨沢線の町道に接続するという話であります、現場等を

考えてみますと、そこにつなぐのはいいのだけれども、急勾配のため、砂防ダムの量、雨降ったときは、調整するバルブもないし、直接その水路に来るわけです。そうすると、分岐点が高台にあるため、そこから急に、あそこは50メートルという話を聞いておりますが、そこも勾配があるため、直接町道にぶつかり、そこは側溝が平坦地なわけです。それで、そこが直接あふれるわけです。そうなった場合、また住民から苦情が来るとお思いますので、その辺も考えた設計でしょうかということをお聞きしたいとお思います。

○建設課長（齋藤 優君）

ダムからの水が高台にあるところの分岐点に大量に流れてきて、それが直接町道のほうに流れてくるとあふれるというようなところを考えたのかということでございますけれども、今回の改修の計画の中には、一旦ダムから来た水をますの中で抑えて、ますに入った水を分岐するというような計画をしております。なので、直接的にそこを流れて行って、町道の側溝のほうに流れていくということではなくて、一旦ますで受けて、そこで勢いを抑えて、それを道路の側溝のほうに流していくというようなことで設計をしております。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

今課長から、ますから流れて、その勢いはないと言うのだけれども、私も現場を見たり、そのときの記憶がありますけれども、結構な水流で流れてきますので、それでいいのかなと、ふだん説明以来、こう考えておりました。

そこで、分水路が既に設計済みで、もしこれから既存水路の住民や要望者の了解を得られなかったら、実質工事に入るわけですがけれども、そういった場合は、初めて話は聞くけれども、そういうのは聞いたことがないという住民の方々から了解を得られなかったら、この分水路の計画はどうなるのでしょうか、その辺もお聞きしたいとお思います。

○建設課長（齋藤 優君）

今回ご要望いただいた内容を町のほうで考えまして、設計業者をお願いして、どのような対策を取ったらいいかというところで、50メートルの水路の新設というところを計画をいたしました。その被害に遭われている方、要望を出されている方に対して、もし新たな計画が了承されなかった場合にはどうするのかというところでございますけれども、もしその新たに新設する部分の了解が取れないということであれば、既設の部分の改良をする必要があるのではないかと思います。ということになると、あそこの被害がある部分の一部分だけを改修するとかという部分をやったことによって、ほかに影響が出る可能性もないわけではないのかなと思います。町といたしましては、既存の水路を改修するというのであれば、一体的に何らかの補助事業であったり、そういったものを活用して改修をしていくということが必要になってくるのではないかなと考えてございます。ですので、早急に何らかの対応をする、新たな計画がもし反対だということであれば、地域の方々にも町でこのような形で、新たな予防策というか、そういったものを立てましたということの説明もしながら、もしその対策が駄目だということなのであれば、どういった方法があるのかといったところをもう一度住民の方々であったりとか、要望されているの方々からご意見を伺う場を設けて考えてまいりたいとお思います。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

今課長のほうから、新設の計画が了解得られなかったら、既存のほうを改修すると。もともと既存の水経路の改修をお願いしているのであって、私はちょっと疑問を感じます。だから、そういうことのないように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、水経路の住民の方々は、大雨が降るたびに家屋等への流入を心配しており、これまでも何回となく流入した際、担当課へ連絡をしているが、その都度、現場を職員が訪れるが、状況等の聞き取りをすることなく帰っているそうです。平成25年9月の要望から9年がたったが、不安を取り除く対応策を講ずることなく、常態化しており、現在に至っております。水路の住民の方々がどうしたらいいのかということで、前もっての連絡であると思われます。やはり行政に携わる者として、現場の声を聞くことが必要ではないでしょうか。

そこで、一時的であれ、既存水路の住民の安心感につながる具体策を示し、話合いを年度内に持つ考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

○建設課長（齋藤 優君）

先ほど澤田議員がお話をされていましたが既存水路の改修を要望されていたということ、それは既存水路を改修するということになりまして、確かに事業費もかかりますし、時間もかかるということもありまして、経費を最小限でとどめるいい方策がないかということで、水路を分けるという計画を立ていたというところでご了解をいただきたいと、ご理解いただきたいと思います。

住民の皆様からの暫定的であれ、何らかの対策と説明ということでございますけれども、その暫定的な対策といったものがどういったものがあるのか、どういった対策でほかに影響が及ばないものがあるのかどうか、そういったものをいろんな専門といいますか、関係する方からご意見を伺うとか、あとその要望を出された方、被害に遭われている方が現状どのようになっているのか、今後どうしてほしいのかというところをお聞きする機会を、町がやろうと思った改善策とか、そういったものも含めて、お話をさせていただく機会を設けていきたいと思います。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

先ほど課長の冒頭の答弁には、もう既存の水路を改良するには、それなりにかかるから新設したと。私ら議員の立場からいえば、それを考えた場合については、事前にその地域住民との話合いを持つのが本当ではなかったのかなと私は思います。

最後になりますが、行政運営の基本は、やはり町民の声をしっかり聞く、そこにあると思います。これからの課題解決と取り組んでいくにも、その要望や陳情案件の進捗状況については、我々議員に、町民から質問を受けることも多々あり、議員として町民に説明できる形で、現在進行形のも含めて報告を願いたいと思うことから、質問をさせていただいております。この件についてお伺いをいたします。

○建設課長（齋藤 優君）

建設課に関連する陳情、要望、道路の改良であったりとか、いろいろございますけれども、そういったものの進捗状況の説明と報告を議員の皆さんにしてほしいという

ことをごさいますので、機会を捉えて、何らかのタイミングで報告できる部分を報告してまいりたいと思います。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

そして、私が思うには、やはり行政は関係する事務書類の整備や申し送り事項などの保存、管理の徹底を図り、頼られる行政、信頼される行政運営を期待し、次に移ります。

2. 三戸—二戸駅間の路線バス運行計画について

○12番（澤田 道憲君）

2件目、三戸—二戸間の路線バス運行計画についてを質問します。

現在廃止状態にある三戸—二戸間の路線バスは、町民の生活を支える重要な社会資本であり、公共交通機関は地域住民の経済活動や通勤、通学及び医療機関への通院など、人的交流等にも大きく寄与しており、将来にわたって必要不可欠なものと考えことから、次について質問をいたします。

観光振興や交流人口の拡大に効果が大いと考えられることから、バス事業者へ路線バス運行の働きかけをする考えはないか。

以上、お伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、澤田議員からの三戸—二戸駅間の路線バス運行計画についてご答弁を申し上げます。

ただいまご質問のあった三戸—二戸駅間の路線バスについては、三戸駅前を起点に、三戸町、二戸市を經由し、一戸駅を終点として、旧南部バス株式会社が1日3往復の運行をしていたところであり、青森県側の区間は平成18年に路線が廃止され、岩手県側の区間は平成20年に廃止となっております。また、路線廃止の理由としては、利用者数の減少による国庫補助及び県補助が受けられなくなったことによる沿線市町村の負担額の増や、今後の利用者の増加が見込まれないことなどがその理由となっております。

当町のバス交通については、八戸連携中枢都市圏内での公共交通を軸とした活発な交流を促すことを目的に、八戸市、南部町、田子町など、広域にまたがって運行する広域路線バスの維持と、これに乗り継ぎをする町コミュニティバスの運行などについて計画に定め、通勤や通学、通院やお買物など、生活の足の確保に努めているところでもあります。

昨年度町のコミュニティバス等の公共交通再編に向け実施したアンケート調査では、日常の買物や通院等のお出かけ先として、町内以外では八戸市や南部町、田子町や二戸市などが挙げられておりました。

今回議員からご質問いただきました三戸町から二戸市までの路線バス運行につきましては、まずは町内のバス運行の見直しが可能なものであるか、利用に不便となっているところがないかなど、再度点検を行った上で、二戸市までご利用されている方の状況の把握やバス事業者、関係市町村の意向などをお伺いするなど、調査をしてまいりたいと考えております。

○12番（澤田 道憲君）

再質問をさせていただきます。

まず、バス路線運行の計画に当たっての要素をお話ししたいと思います。現在三戸駅から二戸駅までの公共交通機関は、青い森鉄道を利用し、二戸駅までの通勤や高校生が通学しており、また専門医療機関への通勤など、高齢者や身体に障害がある方にとっては、駅構内での階段の上り下りが大変つらく感じるとの町民の声が聞かれます。また、二戸駅から高校までが遠く、歩くのにつらく、路線バスがあれば助かる話も聞いております。本町から二戸市にある高等学校の在學生徒数は、25名学んでおります。路線バスを運行することにより、三戸高校への入学する生徒もあるのではないかと期待をしております。本町の商店街には、家電製品や図書などを扱う商店がすっかり少なくなり、交通手段を持たない町民の生活の足を確保する必要もあるのではないのでしょうか。

そして、三戸城址の国史跡指定を受けることにより、史跡ファンはじめ多くの観光客に伴い、全国各地からの11ぴきのねこファンの方々も訪れるものと期待をしております。やはり遠方からの観光客は、公共交通機関を利用するに当たっては、乗り継ぎ面倒で、移動がづらいとなれば、一度訪れて遠慮することも考えられます。本町観光の目的は、四季を通した観光の開発推進であり、やはり三戸町を訪れる観光客には、交通の利便性を考えていくべきと考えることから、三戸—二戸間の路線バスの運行についてを質問いたしました。

そして、先ほど町長から、町内の移動の交通の手段を調べるという話を聞いておりましたので、それと今回の質問であります国、県の公共交通制度等を活用し、発展的な取組をお伺いいたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいま三戸町から二戸市へのバス路線の運行について、発展的な取組ができないかということのご質問でございます。まず、三戸から二戸市まで運行する路線というものは、現在はございませんでしたが、平成十何年代までは一戸町まで運行するバス路線というのが走ってございました。その運行の際に当たっては、沿線市町村の補助、例えば一戸町であれば61万7,000円、二戸市であれば161万1,000円、そして三戸町でありますと88万5,000円、三戸駅から支店までバスが出ておりましたので、南部町からは12万9,000円ということで、沿線の市町村が経費を負担して運行していたという過去の経緯がございます。路線の全体のかかる経費でございますが、年間で1,746万円、それで収入が1,421万7,000円という状況でございます。赤字分が324万3,000円と。これを市町村で距離等に応じて案分して、路線の維持ということでやってきた経緯がございます。この一戸線については、もともと県と国の補助金によって運営をされていたところでもありますけれども、平成16年に県と国の補助の要件から該当しなくなったということになりまして、それ以降市町村のほうで経費を負担してやってきているということでございます。

この路線については、バス事業者のほうからのお話があったと当時記憶しておりますけれども、まず利用される方が少ないという路線があると。三戸町の郊外から二戸の郊外という距離がある程度ございますので、その辺の利用が少ないというところで、どうしようかというお話があって、町のほうでも南部バスの意向というのもございますけれども、あと運行に関係する町村等々のご意見をお伺いして、路線廃止ということになってございます。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

先ほど町長から、交通の利用の調査をするという回答をいただきました。回答いただいたら、町の公共交通会議、それに上げていただくことになるのですか。交通会議は、副町長でしたか、会長が。ひとつよろしく願いをいたします。そして、その会議の結果をお知らせいただけるものかどうか、その辺をお伺いいたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

バスの路線の維持、そして町内の運行に係る会議というものがございます。これは、先ほど議員のほうからお話がありました三戸町地域公共交通会議というものがございます。こちらの協議する内容というところについては、地域の公共交通の運行、料金など、あとは市町村が有償で運行する独自でやるもの等々について協議をするというものの内容でございます。こういった協議会というのは、自治体ごとに設置をされております。二戸市であれば二戸市にございます。南部町も南部町でございます。議題として上げる前に、バスのそれぞれの担当者と協議をして、あとバス会社のほうで運行が可能なものか、運転手の確保ができるか、あとバスの車両ができるか、あとは経路、あと運行経費の負担もそうなのですけれども、それぞれ市町村のほうでそういった協議をいたしまして、協議が調った段階でそういった会議にかけるということになりますので、その前に各市町村の担当者の方にお話をさせていただいて、まずどういうご意見があるかということで進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

いろいろ総務課長から事情と流れを聞きました。二戸市は、車で15分ぐらいと、近い距離にあります。路線バス運行がされると、多様な意味での利便性があります。現在田子から八戸間の路線バスが年間400万円ほど補助金を出しているということですが、八戸間の路線バス同様、研究討議され、運行する趣旨は同じではないかなと思えます。その辺に関してのご答弁を願いたいと思えます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

先ほど八戸市からのバスに400万円ほどという経費を出しているということでございます。こちらの路線は、三戸駅前から田子町の路線がございます。この路線について、449万6,000円というものを支出しております。これは国庫補助の路線でありますので、ほかに国庫補助の路線というのがございまして、そちらがラピアから三戸の営業所までの路線があります。そういったものを含めた上での400万円という表現になります。

これら、例えば八戸から三戸というバスの運行につきましては、運行の計画、地域公共交通の計画というものを策定する必要がございます。そういった計画を国のほうに提出して、運行を認めますよという段階で、運輸支局のほうに運行の申請ということの手順でやっているところでございます。

あと、広域市町村的な取組ということで、今回八戸連携中枢都市圏のほうでそういった計画の取りまとめをしているところでございます。三戸町の計画についてもこの連携中枢都市圏の計画の中で策定をして、国へ提出して、バスの路線を運行しているという状況でございます。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

了解いたしました。路線バス運行を進めるに当たって、広域的な連携の課題として、二戸市と隣接する自治体とも協議推進を図りつつ、三戸町の行政の長として、働きかけを力強く、踏み込んで行動を起こしていただくことを期待しているが、その辺をお伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

澤田議員から、この三戸—二戸間の路線バスのことについて、しっかり取り組んでほしいと、そういうことだと思います。私からの答弁でお答えしたところではありますが、関係市町村、今総務課長のほうから説明もありましたが、いろんな下準備、また了解というものが、これ取れないとなかなか進んでいくことができないということでございますので、とにかく大事なデータであるとか、意向であるとか、そういったものも調査をして、可能なのであれば進めていけるように、双方の自治体の事情、また国、県の事情というのもありますので、三戸町としてはこういうことでいきたいということで活動はしていきたいというふうに思います。

○12番（澤田 道憲君）

町長の考え方も分かりました。我々議員は、町民の声を代弁しているものですから、ぜひとも三戸—二戸間の路線バス運行について、バス事業者への補助金の問題や利用者数の問題など、行政の課題として解決に結びつく対策を取り、地域住民を安全に守っていく立場の観点から、利便性と交流人口に考慮した取組が行政の役割ではないでしょうかと思いますので、以上申し上げ、私の意見として一般質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

以上で一般質問を終わります。

午後1時再開予定をもって休憩いたします。

（午前11時43分）

休 憩

（午後 1時00分）

**日程第2 報告第8号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
（令和3年度三戸町一般会計補正予算（第5号））**

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、報告第8号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

専決第6号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第5号）について補足説明をいたします。

本一般会計補正予算については、米価下落に伴う農家の支援として予算化をしたものであり、歳入、3 ページをお願いいたします。10款 1 項 1 目地方交付税では1,886万7,000円を普通交付税により財源としております。

4 ページをお願いいたします。6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費においては1,886万7,000円を補正し、18節負担金補助及び交付金では米価下落緊急支援対策給付金として1,886万7,000円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第8号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3 議案第61号 三戸町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議案第61号 三戸町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（遠山 潤造君）

議案第61号 三戸町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

本条例は、新規事業者等の税負担の軽減を図り、町産業振興の一助とすることを目的に、町内において対象事業に関わる設備等を取得した場合、固定資産税を3年間免

除するものであり、課税免除の対象となる事業について、その要件を定めたものでございます。

今回の改正では、その要件等について、関係法令の見直しに合わせ、所要の改正を行っております。主な改正内容としましては、題名のうち改正前の過疎地域を産業振興促進区域に改正しております。

第1条では、改正後において産業振興促進区域を特別措置の対象区域とすることを明記しております。

第2条には、課税免除の要件が規定されております。このうち、適用期間が令和3年3月31日から令和6年3月31日まで3年間延長されております。対象業種では、情報サービス業等が新たに追加されております。取得価格対象となる設備投資では、その要件を500万円以上まで引き下げるとともに、改修工事による取得等も対象とするなどの改正が行われております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号 三戸町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第62号 三戸町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第62号 三戸町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例案につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。題名を三戸町過疎地域持続的発展事業基金条例とし、第1条中の法律名と基金名を改正するものであります。

以上で三戸町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例案につきまして補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 三戸町奨学金貸付条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第63号 三戸町奨学金貸付条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

議案第63号 三戸町奨学金貸付条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、三戸町奨学金貸付条例の運用について、利用者の利便性を図るための見直しを行った結果、所要の改正を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。貸付対象者の住所要件について、町内に引き続き6か月

以上居住している者を町内の住民基本台帳に登録されている者の被扶養者とすること、大学、大学院、短期大学、専門学校の貸付月額を3万円から4万円へ引き上げること、また返還期間について、貸付け終了の6か月後から貸付期間の2倍の年数以内から、貸付け終了の1年後から10年以内の期間へ延長するなど、より利用しやすい奨学金となるよう条件の緩和を行うものであります。

今後とも青少年の修学機会の確保につながるよう、三戸町奨学金の適切な運用に努めてまいります。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号 佐藤義典奨学金貸付条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第6、議案第64号 佐藤義典奨学金貸付条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

議案第64号 佐藤義典奨学金貸付条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、佐藤義典奨学金貸付条例の運用について、利用者の利便性を図るための見直しを行った結果、所要の改正を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。大学等入学時の入学時特別奨学金の額を三戸町奨学金の

運用に倣い、6万円から30万円に、貸付月額を3万円から4万円に引き上げるほか、返還期間についても貸付け終了の6か月後から貸付け期間の2倍の年数以内から、貸付け終了の1年後から10年以内の期間へ延長するなど、条件の緩和を行い、三戸町奨学金とともに、利用しやすい佐藤義典奨学金の運営を図るため、条例の改正を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第65号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第7、議案第65号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第65号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。現在国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産一時金40万4,000円と産科医療補償制度の掛金1万6,000円を加算した42万円を上限として給付を行っております。来年1月1日から産科医療補償制度の掛金が見直しされ、1万2,000円に引き下げられることになりましたが、総額42万円を維持することとして、

出産一時金を40万8,000円に引き上げるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第66号 町道路線の変更について

○議長（竹原 義人君）

日程第8、議案第66号 町道路線の変更についてを議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第66号 町道路線の変更について補足説明申し上げます。

本案は、町道の適正管理の観点から、現況と不整合となっている町道下目時1号線の起点及び道路延長を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容であります。当該路線の起点、現行、三戸町大字梅内字鬻田6番6号を三戸町大字在府小路町8番12に、道路延長、現行4,518.6メートルを4,580.2メートルにしようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

久慈議員。

○11番（久慈 聡君）

今回議案第66号がこのような形で議案として上がってきましたけれども、今ここの道路が変更になってから、議案になるまでの経緯だったりとか、どういう形で今のタイミングになったのかという部分をお知らせください。

○建設課長（齋藤 優君）

今回の町道路線の変更についてでございますけれども、当該路線の起点につきましては、櫛引上名久井三戸線の交通安全施設整備工事によって、在府小路工区が平成27年度に完了してございますけれども、本来であればその当時に、完了した後に路線の変更をすべきというところでもございましたけれども、今回このような形になったのは、事務処理に当たりまして法令の遵守の認識不足であったり、事務引継が不十分だったということが原因であると思っております。今後は、関係法令の遵守や課内での共通理解を深めることによって確認体制を構築しまして、一体となって再発防止に取り組んでまいりたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○11番（久慈 聡君）

事務的なミスという形で今現状になっているということは理解しました。今後このような事例がないような形をお願いしたいと思います。

その前に、このような同じような事例だったりとか、引継ぎの問題があったというのであれば、引継ぎに関してもそうですが、これに対する対策等は何か課の中だったりで行っていることはあるのでしょうか。

○建設課長（齋藤 優君）

今回の件を受けまして、道路の工事であったりとか、そういった議会の議決を求めるものであったりとか、そういった落ちのないように、こういった工事があるのかというところを課内で共通理解をして、情報共有をして、こういった事務が発生するのかといったところも、担当者と私どもと話をしながら進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

今回この議案に対して、私も確認するという形になりますけれども、一般町民の方がこの事例を見て、何で今さらという形に思われるのではないかなと思っております。なので、今回こういった形になったことも踏まえまして、今後こういったことのないような形を取ってもらいたいですし、あと私どもにも問合せも来ますし、それに課にも問合せが来るかもしれません。そのときには、適正な形で対処していただきたいというふうに思いますし、私どもも同じような形で回答していきたいと思っておりますので、今後このようなことのないように対応してもらいたいと思っております。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第66号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 三戸町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

○議長（竹原 義人君）

日程第9、議案第67号 三戸町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。補足説明願います。
総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第67号 三戸町過疎地域持続的発展計画を定めることについて補足説明を申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことにより、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間として、町の過疎計画を定めるものであります。

計画の主な概要は、地域の持続的発展の基本方針を掲げ、移住、定住、産業、情報化、交通、生活環境、子育て、高齢者福祉、保健福祉、医療、教育、集落の整備、地域文化など、多岐にわたる分野において、町の持続的発展に関し、必要と認める事項について掲載をしております。

今後町ではこの計画に掲載する事業について、過疎対策事業債を財源とし、実施ができるよう、国へ提出をするものであります。

なお、計画している事業は101事業であり、概算の経費は44億9,762万2,000円を予定しております。

以上で三戸町過疎地域持続的発展計画を定めることについての補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第67号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第68号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第6号）

○議長（竹原 義人君）

日程第10、議案第68号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。補足説明願います。
総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第68号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第6号）について補足説明を申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額65億1,284万6,000円に歳入歳出それぞれ1億9,549万1,000円を追加し、予算総額を67億833万7,000円にしようとするものであります。

歳入から主なものについてご説明をいたします。5ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税では、普通交付税1億1,243万9,000円、特別交付税5,000万円を増額しております。

14款1項1目民生費国庫負担金では、障害者医療費負担金767万6,000円を増額しております。更生医療給付費の増による国庫負担金の増額であります。

14款2項2目民生費国庫補助金では、子ども・子育て支援事業費補助金299万2,000円を増額しております。児童手当システム改修費用の全額が国費で措置をされるものであります。

3目衛生費国庫補助金では1,276万5,000円を増額しております。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額が主なものであります。

6ページ、7ページをお願いいたします。15款1項1目民生費県負担金では、障害者医療費負担金383万8,000円を増額しております。更生医療給付費の増による県負担金の増額であります。

15款2項4目農林水産業費県補助金では156万5,000円を増額しております。中山間

地域直接支払事業費補助金111万3,000円の増額が主なものであります。

15款3項3目農林水産業費県委託金では、中山間地域総合整備事業委託金334万2,000円を増額しております。県営中山間地域総合整備事業に係る用地補償事務委託金の増額であります。

20款3項1目雑入では203万7,000円を増額しております。熊原川河川改修に係る関根川原地区のテレビケーブル移設補償費114万9,000円、中山間地域総合整備事業に係る水道管等移設補償費334万2,000円の追加が主なものであります。

21款1項町債では、各事業の決算見込みにより、中山間地域総合整備事業債60万円、橋梁補修事業債50万円を増額しております。

次に、歳出についてご説明をいたします。9ページをお願いいたします。2款1項2目財産管理費では375万円を増額しております。10節需用費260万円の増額は、原油価格の高騰により役場庁舎の燃料費、電気料の増額が主なものであります。14節役場共聴テレビケーブル移設工事請負費115万円の追加は、熊原川河川改修に伴い、支障となる関根川原地区のテレビケーブルを移設するものであります。

7目企画費では274万1,000円を減額しております。次のページの11ぴきのねこ人形劇公演業務委託料、熱気球搭乗体験業務委託料の減額が主なものであります。18節地域おこし協力隊起業支援補助金100万円の追加は、令和2年度末をもって任期が終了となった地域おこし協力隊員が町内において起業する経費に対し補助金を交付するものであります。

11ページをお願いいたします。3款1項3目障害者福祉費では1,542万1,000円を増額しております。利用件数の増加による更生医療給付費1,508万7,000円の増額が主なものであります。

6目老人福祉センター費130万円、7目総合福祉センター費190万円の増額は、施設の燃料費、電気料を増額するものであります。

2項1目児童福祉総務費では554万9,000円を増額しております。利用件数の増加による子ども医療費の増額が主なものであります。

2目児童措置費では332万5,000円を増額しております。法改正に伴う児童手当システム改修委託料の追加が主なものであります。

13ページをお願いいたします。4款1項2目予防事業費では、新型コロナウイルスワクチンの3回目追加接種に係る費用891万2,000円を増額しております。

6目病院費では、病床数の削減、新型コロナウイルス感染症対策として、財政措置が拡充されたことに伴う基準額の増加により、三戸中央病院事業特別会計繰出金1億3,505万2,000円を増額しております。

15ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費では196万円を増額しております。新たな集落協定の追加などによる中山間地域直接支払交付金の増額が主なものであります。

7目県営土地改良事業費では364万2,000円を増額しております。県営中山間地域総合整備事業に係る農道等改良舗装工事支障物件補償費の増額が主なものであります。

16ページ、17ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費では36万3,000円を増額しております。申請見込みから空き店舗活用事業費補助金50万円の増額が主なものであります。

8款1項2目道路維持費では684万2,000円を増額しております。今後不足が見込まれる道路等補修に係る13節重機借上料300万円、15節道路維持補修材料購入費50万円を増額するものであります。14節工事請負費の追加は、県営中山間地域総合整備事業において支障となる水道管、防犯灯を移設するものであります。

18ページ、19ページをお願いいたします。10款2項1目学校管理費では280万円を増額しております。小中学校の燃料費、電気料を増額するものであります。

4項1目社会教育総務費196万3,000円の減額は、中止となった南部俵づみ唄全国大会補助金の減額が主なものであります。

2目公民館費57万4,000円を増額は、公民館暖房用ボイラー修繕費99万円を増額が主なものであります。

5項1目保健体育総務費では102万4,000円を減額しております。中止となった県民駅伝競走大会出場補助金、鏡里杯相撲大会補助金の減額が主なものであります。

3目体育施設費では、さんのへパークゴルフ場指定管理料35万円を増額しております。9月の青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージを踏まえ、使用中止としたパークゴルフ場の9月分使用料収入見込額とシーズン券購入者返金額を補填するものであります。

5目学校給食費では260万円を増額しております。施設の燃料費、電気料の増額が主なものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

栗谷川議員。

○7番（栗谷川 柳子君）

10ページ、2款1項7目18節100万円補助金の地域おこし協力隊起業支援補助金についてですが、3点です。

これは、令和3年度中に精算払いしてしまうものなののでしょうか、それとも概算払いのもので、令和4年度分も今の補正で準備しておくということなののでしょうかという点と、2点目がこの地域おこし協力隊が地域おこし協力隊を卒業して、協力隊時代に取り組んできたテーマを持って、さらに膨らませた事業を展開していくという、事業を起こすものなののでしょうか。そして、3点目が当町で地域おこし協力隊を採用して初めての起業及び定住のモデルとなるめでたい事例となることなののでしょうか、3点お願いいたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊起業支援補助金につきまして、簡単にではありますが、ちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。この補助金は、協力隊員の任期終了後の定住を支援するために、町の活性化を図るため、任期3年を満了した隊員が任期終了から前1年以内、または任期終了後1年以内に、町内で起業する経費に対しまして補助金を交付するものでございます。対象となる経費のほうは、設備費、あと備品、あと土地建物の賃借料のほかに法人登記に要する経費等でありまして、補助対象経費を合算した額の全額、100万円が上限になりますけれども、100万円を上限に補助するものでございまして、財源は全額特別交付税措置されるものでございます。

今回ご相談いただきましたのは、夏頃にご相談をいただきまして、予算可決後には直ちに要綱のほうを制定いたしまして、起業支援したいと考えてございます。ですので、申請のほうをこれから受けまして、事業内容のほうを確認し、交付決定をし、お支払いをするということになります。お支払いのほうは精算払いで、年度内のお支払

いを予定してございます。これは着工してから約2か月で工期のほうで終了するとい
うので、年度末には完成して、来年の4月、春にはオープンしたいということでの
で、それに間に合うのではないかとというふうに考えてございます。

あと、今回の支援の目的については、協力隊でやられた際のテーマを持ってのこ
かということですが、今ご説明いたしましたように、特にその協力隊として
これまでミッションに携わってきた内容を引き継ぐとか、そういうものではなく、あ
くまでも町内での起業というものに対しての補助をするものでございます。

あとは、3点目、初めての起業支援になるかということですが、協力隊の任期3年を経過した方ということ
で、今回1名の方がまず町内で起業したい
ということで、初めてのケースになります。今回補正のほうでお願いしておりますが、
夏頃にちょっとご相談を受けまして、その条件に該当する方ということが分かりまし
たので、今回初めての起業支援の補助金を設定するものでございます。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

夏頃に相談があって、かなりスピーディーに事が運んでいるということで了解しま
した。

当町で地域おこし協力隊採用して初めてのこういった起業のケースということ
で、定住者が1人増えたということと、実際に町の中で起業する人が1人増えた
ということは、非常に明るい補助金の使い方になるのかなというふうに認識して
います。この方のおかげで、町の中の経済、にぎわい等の活性化の一助になる
ことを非常に期待していますし、ただ初めての起業ということで、非常に不安な
部分だとか、担当課のサポートが引き続き必要な部分もあると思いますので、
起業したはいいけれども、断念することのないように、サポートのほうをよろ
しくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第69号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(竹原 義人君)

日程第11、議案第69号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。補足説明願います。

○建設課長(齋藤 優君)

議案第69号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計既決予算額5,323万3,000円に歳入歳出それぞれ65万7,000円を追加し、予算総額を5,389万円にしようとするものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳入、2款1項1目1節繰入金では、一般会計からの繰入金95万7,000円を増額してございます。

5款1項1目1節簡易水道事業債では、杉沢地区簡易水道整備事業債30万円を減額してございます。

歳出、1款2項5目袴田地区給水費では、10節需用費の修繕費95万7,000円を増額しております。水道水の安全性を確保する上で重要な指標である残留塩素測定する計器について、老朽化により不具合が生じていることから修理するものでございます。

6ページをお願いいたします。2款1項1目杉沢地区簡易水道整備費、18節負担金補助及び交付金では、県が実施している工事内容が見直されたことに伴い、事業費が減額されたことから、中山間地域総合整備事業負担金30万円を減額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第69号は原案のとおり可決されました。

**日程第12 議案第70号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第2号)**

○議長（竹原 義人君）

日程第12、議案第70号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第2号)を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第70号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
について補足説明申し上げます。

本案は、既決予算額から歳入歳出それぞれ1,909万4,000円を増額し、予算総額を12
億3,707万5,000円にしようとするものでございます。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。3款
1項1目普通交付金は、高額療養費に係る普通交付金1,800万円を増額しております。

5款1項1目一般会計繰入金は、納税貯蓄組合連合会補助金の減額に伴い、6万円
を減額するものであります。

5款2項1目国保財政調整基金繰入金は、過年度負担金返還金及び国保税還付金の
増額に対応するもので、115万4,000円を増額しております。

続いて、4ページ、5ページをお願いいたします。歳出についてご説明申し上げま
す。1款1項1目償還金利子及び割引料では、過年度負担金返還金1万3,000円を増
額するものであります。

1款2項1目賦課徴収費では、18節負担金補助及び交付金で納税貯蓄組合連合会補
助金を研修会の中止に伴い6万円減額し、22節償還金利子及び割引料で国保税還付
金114万1,000円を増額するものであります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費では、18節負担金補助及び交付金で高額療養
費支払金1,800万円を増額するものであります。心臓や脳疾患による高額医療の件数
が増加したことが要因であります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第71号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（竹原 義人君）

日程第13、議案第71号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

病院事務長。

○病院事務長（沼澤 修二君）

議案第71号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について所要の補正を行うものでございます。

初めに、第2条、業務の予定量でございますが、本年4月から9月までの上半期の延べ患者数が前年度よりも伸びていることに伴い、当該伸び率を下半期にも適用し、（2）の年間患者数について、入院の一般病床を合計1万2,775人、療養病床を合計1万1,461人、外来を合計4万7,069人に上方修正するものでございます。

また、（3）、1日平均患者数につきまして、年間患者数をそれぞれの診療日数で除した人数に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第3条、収益的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款病院事業収益では、既決予定額15億5,501万8,000円に2億4,701万5,000円を追加し、総額を18億203万3,000円に、支出の部、第1款病院事業費用では、既決予定額19億1,431万1,000円から1億750万5,000円を減額し、総額を18億680万6,000円にするものでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入の部の第1款資本的収入では、既決予定額3億6,925万6,000円から1億3,438万円を減額し、総額を2億3,487万6,000円に、支出の部、第1款資本的支出では、既決予定額3億6,282万3,000円から4,063万2,000円を減額し、総額を3億2,219万1,000円にするものでございます。

次に、第5条、企業債は、当初予算で定めております医療機器整備事業債7,310万円並びに特別減収対策企業債9,380万円を削除するものでございます。削除の理由でございますが、医療機器整備事業債7,310万円では、当初5つの事業を予定しておりましたが、このうちの3つの事業、合計4,500万円分につきましては、僻地医療拠点病院設備整備費補助金を受けられることとなったため減額、残り2つの事業、合

計2,810万円分につきましては、更新予定の機材が現状でまだ使用に耐え得るため、更新を次年度以降に先送りすることとし、事業債の発行を取りやめるものでございます。また、特別減収対策企業債9,380万円は、当初新型コロナウイルス感染症の影響により、減収となる見込み分の借入を予定しておりましたが、収益的収支でご説明申し上げましたとおり、入院及び外来収益は減収見込みとはならないため、発行を取りやめるものでございます。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費を7,415万3,000円減額し、当該流用することのできない経費を11億2,963万円に改めるものでございます。

次に、第7条、他会計からの補助金は、一般会計からの繰入金額を6億5,575万円に改めるものでございます。

次に、第8条、重要な資産の取得でございますが、当初予定しておりました5つの備品のうち、ナースコールシステム一式を削除するものでございます。第5条でご説明申し上げました整備予定機材の先送りに伴う表の一部改正でございます。

次のページをお開き願います。1ページ、予算の実施計画についてご説明申し上げます。収益的収入、1款1項医業収益では、患者数の上方修正に伴い、1目入院収益を4,831万円、2目外来収益を1,560万9,000円増額するものでございます。

4目その他医業収益では、室料差額収益及び他会計負担金を合計で493万8,000円減額、新型コロナウイルスのワクチン接種事業による公衆衛生活動収益を1,030万円増額、合計で536万2,000円を増額するものでございます。

次の2項医業外収益、2目他会計補助金1億4,486万6,000円の増額は、不採算地区病院の運営に要する経費等に係る一般会計からの繰入金でございます。

次の3目補助金、国補助金1,437万3,000円の増額は、新型コロナウイルス対策に係る発熱外来の開設、オンライン資格確認の開始等に対する補助金でございます。次の県補助金860万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症患者の即時受入れ病床を8月13日から準備したことにより受けられることとなった補助金で、9月末までの分824万円が主なるものでございます。

2ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款1項医業費用、1目給与費7,415万3,000円の減額は、職員の異動等に伴い、188人分を179人分とするものによるものでございます。

3目経費合計3,225万8,000円の減額は、決算見込額に基づき、旅費、交通費、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、修繕料、委託料の不用見込額合計3,425万8,000円を減額する一方、燃料の高騰に伴い、燃料費を200万円増額することによるものでございます。

3ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1款1項企業債1億6,690万円の減額は、第5条でご説明申し上げました医療機器整備事業債及び特別減収対策企業債発行の取りやめに伴うものでございます。

次に、4項補助金、1目県補助金では、僻地医療拠点病院設備整備費補助金4,041万8,000円を追加しております。第5条、企業債でご説明申し上げた3つの整備事業に対する補助金でございます。

次に、資本的支出でございます。1款1項建設改良費、1目有形固定資産購入費4,024万9,000円の減額は、第8条、重要な資産の取得でご説明申し上げましたナースコールシステムの更新の先送り等によるものでございます。

4ページ以降最終ページまでは、職員給与費の明細でございます。

以上、説明となりますが、本補正によりまして既決予定額で収益、費用の差引き3

億5,929万3,000円の純損失となっているものが477万3,000円の純損失となり、赤字額が3億5,452万円圧縮される予算となりますが、引き続き収入確保のさらなる取組、経費削減を進め、黒字決算を目指してまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

久慈議員。

○11番（久慈 聡君）

1つ質問したいのですけれども、ナースコールシステムの延期という形をしたと思うのですけれども、これは来期になるというふうな形になるのでしょうか、それが1点と、今現状問題はないという判断でよろしいか、この2点お願ひします。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

ナースコールシステムの整備の見合せ、更新でございます。更新の見合せでございますが、まず現状として、問題なく使用できているということでございます。引き続きまだ使用に耐え得るといことは現場でも確認して、使っている職員とも話をし、先送りするというのを決定してございます。

来期にということは、今の段階ではまだ決定しておりません。現状使っているナースコールシステムが今院内で使用しているPHSと連携しているタイプになっております。これを次世代型、いわゆるスマートフォン連携にしたいというふうに考えております。このシステムについて、十分他の使用例を見ながらいいものを導入したいということで、来期以降ということをお考えいただければと思っております。現状のシステムも長く使用しておりますので、何年もということではありませんが、二、三年までのうちにはというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。ナースコールシステムに問題なければ非常にいいですし、次世代のものというのであれば、また検討していただきたいなと思います。

予算のほうの予定も非常に圧縮すると、予算というか結果、圧縮できるということにも期待して、次世代のものもそうですけれども、設備だったりとか、必要なものには必要なお金をかけるというところをお願ひしながら、運営に努めてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第14 常任委員会の所管事務調査、請願及び陳情の審査結果の報告について

○議長(竹原 義人君)

日程第14、常任委員会の所管事務調査、請願及び陳情の審査結果の報告についてを議題とします。

本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

6番、総務文教常任委員会委員長、山田将之君。

○総務文教常任委員長(山田 将之君)

去る9月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、10月20日委員会を招集、教育長ほか関係職員の出席を求め、学校施設の管理運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和3年12月2日、総務文教常任委員会委員長、山田将之。

○議長(竹原 義人君)

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。

8番、民生商工常任委員会委員長、藤原文雄君。

○民生商工常任委員長(藤原 文雄君)

去る9月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、10月28日委員会を招集、町観光協会長のほか関係職員の出席を求め、観光協会の運営状況について調査いたしました。また、健康推進課長ほか関係職員の出席を求め、健康推進課が所管する事務について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

また、今定例会において本委員会に付託されました陳情を審査するため、11月29日委員会を招集、審査の結果、陳情第4号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助制度創設を求める陳情については継続審査であります。

以上で報告を終わります。令和3年12月8日、民生商工常任委員会委員長、藤原文

雄。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

陳情に対する委員長の報告は次のとおりです。陳情第4号は継続審査であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり陳情第4号は継続審査と決定いたしました。

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、建設農林常任委員会委員長、久慈聡君。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る9月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、9月22日及び10月13日委員会を招集、農林課長並びに建設課長のほか関係職員の出席を求め、農作物の生育状況及び町道等の管理運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和3年12月2日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

日程第15 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第15、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第16 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第16、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりますので、ご了承

承ください。

2. 一部事務組合の報告

○議長（竹原 義人君）

次に、一部事務組合について報告を求めます。

最初に、三戸地区環境整備事務組合について報告を求めます。

11番、久慈聡君。

○11番（久慈 聡君）

三戸地区環境整備事務組合の業務概要についてご報告を申し上げます。

当組合の報告につきましては、お手元に配付しております業務概要のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和3年12月2日、三戸地区環境整備事務組合副議長、久慈聡。

○議長（竹原 義人君）

次に、田子高原広域事務組合について報告を求めます。

9番、番屋博光君。

○9番（番屋 博光君）

田子高原広域事務組合の業務概要についてご報告申し上げます。

当組合の報告につきましては、お手元に配付しております業務概要のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和3年12月2日、田子高原広域事務組合議員、番屋博光。

○議長（竹原 義人君）

次に、八戸地域広域市町村圏事務組合について報告を求めます。

4番、越後貞男君。

○4番（越後 貞男君）

八戸地域広域市町村圏事務組合の業務概要についてご報告を申し上げます。

当組合の報告につきましては、お手元に配付しております業務概要のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和3年12月2日、八戸地域広域市町村圏事務組合議員、越後貞男。

3. 視察報告

○議長（竹原 義人君）

次に、三戸町活性化対策特別委員会の視察研修の報告を求めます。

7番、栗谷川柳子君。

○7番（栗谷川 柳子君）

三戸町活性化対策特別委員会の視察研修についてご報告を申し上げます。

視察研修の概要につきましては、お手元に配付しております三戸町活性化対策特別委員会の視察研修報告のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和3年12月3日、三戸町活性化対策特別委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩します。

（午後 2時13分）

休 憩

（午後 2時21分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程の提出

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

ただいま町長から議案第72号が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第72号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（貝守 世光君）

第499回三戸町議会定例会追加提出議案を朗読いたします。

議案第72号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第7号）。

以上、1件でございます。

○議長（竹原 義人君）

朗読させました議案を上程します。

追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

追加日程第1、上程しました追加議案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、追加提案いたします議案につきましてご説明申し上げます。

議案第72号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額67億833万7,000円に歳入歳出それぞれ4,094万9,000円を追加し、予算総額を67億4,928万6,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯に対する支援として、子育て世帯臨時特別給付金事業に係る費用を追加しようとするものであります。

以上で追加提案理由の説明を終わります。

追加日程第2 議案第72号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第7号）

○議長（竹原 義人君）

追加日程第2、議案第72号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第72号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第7号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額67億833万7,000円に歳入歳出それぞれ4,094万9,000円を追加し、予算総額を67億4,928万6,000円にしようとするものであります。

歳入についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。14款2項2目民生費国庫補助金では、子育て世帯臨時特別支援事業費補助金4,094万9,000円を追加しております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして、児童1人につき5万円を給付するもので、全額が国費で措置されるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費では4,094万9,000円を増額しております。先ほど歳入でご説明申し上げた令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を給付するもので、3節職員手当3万9,000円、10節需用費6万4,000円、11節役務費9万6,000円の事務費のほか、18節負担金補助及び交付金4,075万円となっております。

なお、給付金は中学生以下の815人への給付を想定しているものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第72号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

第499回三戸町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月29日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりに可決を賜りまして、本日閉会の運びに至りました。誠にありがとうございました。

会期中、議員の皆様から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分にこれを尊重し、検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算執行につきましても慎重を期してまいる所存であります。

結びに、いよいよ厳冬に向かいます折から、皆様には切にご自愛くださいまして、ご多幸な新春をお迎えくださるようお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第499回三戸町議会定例会を閉会します。

午後2時30分 閉会

署名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議長

副議長

署名議員

署名議員
